

令和5年8月31日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第3回定例会

令和5年8月31日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第42号 表彰について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 12 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 13 報告第8号 令和4年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 14 報告第9号 令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 15 質疑
- 〃 16 認第 1号 令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 17 認第 2号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 3号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 4号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 5号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 6号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 7号 令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 23 議第43号 令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 24 議第44号 令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 25 議第45号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 26 議第46号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 27 議第47号 令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- 〃 28 議第48号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第49号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第30 議案説明

〃 31 監査委員報告

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから令和5年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。
本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 柏倉信一議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番児玉 崇議員、14番沖津一博議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題とい

たします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

- 荒木春吉議会運営委員長 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。
本日招集になりました令和5年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月28日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。
会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。
以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

- 柏倉信一議長 お諮りいたします。
本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和5年8月31日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月31日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 1日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 2日(土)	休 会			
9月 3日(日)	休 会			
9月 4日(月)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 5日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 7日(木)	休 会 (議 案 調 査)			
9月 8日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(土)	休 会			
9月10日(日)	休 会			
9月11日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	決算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
9月12日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第4会議室
9月13日(水)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第4会議室

9月14日(木)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議 会 室 第4会議室
9月15日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
9月16日(土)	休 会			
9月17日(日)	休 会			
9月18日(月)	休 会			
9月19日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
9月20日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
9月21日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
9月22日(金)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会 終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和5年第3回寒河江市議会定例会の開会に当たりまして、第2回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における山形県の

定点医療機関1件当たりの報告件数は、令和5年8月21日から8月27日までの1週間で平均20.53人となっており、前週の16.19人、前々週の11.55人と比較し増加していることから、今後も全国の感染者数も考慮に入れながら注視していく必要があります。市民の皆様には、暑さ厳しき折でありますけれども、基本的な感染防止対策をぜひ心がけていただきたいと存じております。

また、新型コロナのワクチン接種については、今年度も継続して自己負担なしで実施され、本市におきましては、5月より市内22の医療機関の協力を得て個別接種により実施をしているところであります。

令和5年8月28日時点での本市における65歳以上の方の接種率は59.62%となっている状況であります。この春開始接種については9月19日で終了となり、9月20日からは、オミクロン株XBB.1.5対応ワクチンを使用して、全年齢の方を対象とした秋開始接種が行われることになっております。

今後とも、国の動向を確認しながら、希望す

の方が円滑に接種できるよう、医師会と協力して実施してまいりたいと考えております。

次に、国・県に対する重要事業要望について申し上げます。

令和6年度寒河江市重要事業については、去る7月21日、柏倉市議会議長と共に吉村県知事に対し要望書を提出いたしました。

要望項目は全46件となっておりますが、当日は知事より3項目について回答をいただいたところでもあります。

1つ目は「市民が安心して暮らせる医療体制の確保について」であります。昨年度、西村山地域の医療提供体制の在り方を話し合うための西村山地域医療提供体制検討会が設置され、3回の協議を経て、現在、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸にワーキンググループにおいて具体的な検討を行っているところであります。引き続き、県からリーダーシップを執って議論を進めていただき、ワーキンググループでの検討を早期に取りまとめ、持続可能な病院の実現が図られるよう要望したところであります。

知事からは、現在、客観的なデータに基づいて分析、検討を行っており、今年度中に検討会で報告したいとの回答をいただいたところでございます。

2つ目の「フルーツ・ツーリズムの推進について」ですが、消費者にフルーツ産地を訪れてもらい、農業体験や旬のフルーツを使ったスイーツなど様々な楽しみ方や、産地・生産者との交流などを体験するフルーツ・ツーリズムを推進するために、県が最上川ふるさと総合公園内に先導的なフルーツ・ステーションを整備する構想であると聞いているところであります。さくらんぼをはじめとする豊富なフルーツの産地であります本市にとりましても、地元農産物のPRや観光拠点など情報発信の好機になる施設と期待されるところでありますので、フルーツ・ステーションの整備については、早期

に整備していただくことを要望いたしました。

知事からは、学べる、遊べるコンセプトで、年間を通して情報を発信し、観光客を呼ぶ施設にしたいと回答をいただいたところであります。

3つ目は「寒河江警察署の早期移転について」要望したところであります。寒河江警察署は山形盆地断層帯の活断層から50メートルの範囲内に立地しており、地域住民の生命、財産を守るために、早期に活断層のない場所に移転するよう検討していただくことを要望したところであります。

知事からは、耐震性能を有する施設だが、耐用年数などを考慮して検討したいと回答をいただきました。

今後も各要望項目の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、6月定例会の補正予算において御可決いただきました物価高騰対策について申し上げます。

1つ目は、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増の影響を受け、経済的に厳しい状況に置かれている住民税非課税世帯などを対象とした寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業の実施状況でございますが、7月21日から給付対象の2,745世帯に確認書類の発送を開始し、8月29日現在では、申請数は2,282世帯で、そのうち2,078世帯に支給しているところであります。

今後も速やかな給付のため迅速に書類審査を進めるとともに、未申請者への広報も実施してまいります。

2つ目は、寒河江市プレミアム商品券事業でございます。スマートフォンのチェリンPayアプリを活用した電子版の商品券について、1セット5,000円でプレミアム率30%として、4万セットを8月10日から販売を開始し、現在御利用いただいているところであります。また、

9月2日からは、紙タイプの商品券、1冊1万円でプレミアム率20%とし、2万冊を65歳以上の市民の方を対象に販売することとしており、電子版及び紙版の商品券、合わせて発行総額を5億円として実施してまいります。なお、商品券の使用期限は、電子版及び紙版とも令和6年1月15日までとしているところであります。

引き続き、アフターコロナや物価高騰など経済情勢を踏まえながら、関係機関と連携を図り、適時適切な対策を推進してまいります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

去る7月24日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、一部弱さが見られるものの、基調としては緩やかに持ち直している」となっております。

山形労働局発表の7月の県内有効求人倍率は、原数値で1.41倍、ハローワークさがえ管内では1.25倍、寒河江市内に限りますと1.47倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が1.01倍、県平均が1.19倍、寒河江市は1.55倍でございます。

県内の雇用情勢は高水準を維持しているものの、改善の動きに落ち着きが見られ、今後とも物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がありますとされております。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

最後に、今年の米の作柄状況について申し上げます。

県の調査によりますと、はえぬきの出穂日は7月31日で平年より1日早く、また、つや姫の出穂日も8月4日と平年より3日早くなっており、出穂後も気温が高く経過していることから登熟も早まり、収穫期は前年より1週間程度早まる見込みとなっております。

1平米当たりの総もみ数は、はえぬき、つや姫とも平年並みからやや多く、収量確保が見通

せる状況でございます。しかしながら、高温が続いている状況から、関係機関と連携し、適期内収穫など高品質米の生産に向けて取り組んでいるところであります。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○柏倉信一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

- 柏倉信一議長 日程第7、議第42号表彰についてを議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 議第42号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の興隆発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。3名の方であります。

お一人目、菊池 進氏は、平成22年度から平成27年度までの6年間、鹿島町会長として地域活動の推進及び住民自治の発展に貢献されました。また、平成22年度に寒河江市町会長連合会の評議員に選出されて以降、副会長として5年間、会長として7年間、令和5年4月まで要職を歴任され、自治組織の充実強化など市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものでございます。

お二人目、木村壽太郎氏でございます。木村壽太郎氏は、平成16年12月から令和5年4月までの18年余の長きにわたり、市議会議員として市民福祉の向上と地方自治の発展に大きな貢献をされました。この間、厚生経済常任委員会委員長、決算特別委員会委員長を務められたのをはじめ、副議長、議会運営委員会委員長として円滑な議会運営と市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものでございます。

3人目は児玉憲司氏でございます。児玉憲司氏は、平成19年8月に寒河江市選挙管理委員会

補充員に当選されて以来、16年間の長きにわたり公明かつ適正な選挙の実施に貢献されました。この間、選挙管理委員長職務代理者として4年間、選挙管理委員長として8年間、選挙の厳正かつ公正な管理執行に努められ、地方自治の進展と市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものでございます。

それぞれお三方の御功績、経歴などの詳細については、別紙資料のとおりでございます。

また、この件につきましては、去る8月8日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨の報告をいただいておりますので、今回御提案申し上げる次第であります。御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

- 柏倉信一議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第42号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第42号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

- 柏倉信一議長** 日程第11、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから、日程第14、報告第9号令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの4案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 初めに、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月28日に寒河江市大字日田地内において、市所有の消防小型動力ポンプ付普通積載車が住宅附属建物に接触し、建物の一部が破損した事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和5年6月20日に寒河江市大字日和田字日和田地内の県道日和田河原線において、市所有のなか保育所みいずみ分園の通園バスが

自動車と衝突した事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第8号令和4年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政の健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.8%、将来負担比率はゼロを下回り、発生しないこととなったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第9号令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を3つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

質 疑

- 柏倉信一議長** 日程第15、これより質疑に入ります。

初めに、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第8号令和4年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第9号令和4年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 柏倉信一議長** 日程第16、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第29、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの14案件を一括議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長** 日程第30、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、決算の認定についてを御説明申し上げます。

令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び5件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は270億9,055万1,650円、歳出決算額は260億8,998万6,089円でございます。形式収支は10億56万5,561円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が7,374万4,443円です

ので、実質収支が9億2,682万1,118円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に4億7,000万円を積み立て、残る4億5,682万1,118円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は41億1,921万5,479円、歳出決算額は40億5,203万5,765円で、歳入歳出差引き残額6,717万9,714円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は5億5,639万2,570円、歳出決算額は5億4,498万6,108円で、歳入歳出差引き残額1,140万6,462円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は46億1,357万8,417円、歳出決算額は44億2,960万285円で、歳入歳出差引き残額1億8,397万8,132円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,590万6,916円、歳出決算額は2,018万8,715円で、歳入歳出差引き残額571万8,201円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は86万6,638円、歳出決算額は66

万4,508円で、歳入歳出差引き残額20万2,130円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は20億3,168万4,963円、支出は19億7,507万2,584円でございます。その結果、純利益は3,865万3,669円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1億2,460万円、支出は1億7,041万7,109円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,581万7,109円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填しました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金34万8,510円を翌年度に繰越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申し上げます。

令和4年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1億3,266万7,102円のうち、1,530万円を利益積立金に、6,000万円を建設改良積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出から申し上げます。

収入は10億7,878万8,997円、支出は9億6,605万9,803円でございます。その結果、純利益は7,534万6,055円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1億5,107万6,580円、支出は6億55万8,942円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億4,948万2,362円については損益勘定留保資金等で補填いたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,736万7,102円を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申し上げます。

令和4年度寒河江市下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金7,735万1,723円のうち、2,160万円を減債積立金に、5,560万円を利益積立金に積立てしようとするものでございます。

続きまして、決算について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出から申し上げます。

収入は15億2,020万2,512円、支出は14億2,114万2,517円でございます。その結果、純利益は7,721万3,125円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

ます。

収入は4億8,622万4,224円、支出は10億2,080万3,769円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,457万9,545円については損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり15万1,723円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他詳細につきましては、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し実施する、いこいの森再整備事業費の追加を行うほか、ふるさと納税に係る寄附金の増加による基金管理事業費の追加などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ7億3,305万5,000円を追加し、予算総額を223億7,861万2,000円とするものでございます。

次に、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、1億8,397万8,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ47億2,617万2,000円とするものでございます。

次に、議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、水道施設への浸水対策を前倒しで実施するとともに、建設資材等の高騰に伴い、資本的支出の建設改良費に1億円を追加するものでございます。

その結果、資本的支出の総額を7億8,187万4,000円とするものでございます。

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市立図書館に指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

以上14案件について御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

監 査 委 員 報 告

○柏倉信一議長 日程第31、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼代表監査委員。

〔大沼 勇監査委員 登壇〕

○大沼 勇監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして私から、令和4年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて9会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告申し上げます。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査結果について申し上げます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は、令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産

区特別会計歳入歳出決算までの5特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、むすびの決算額、財政分析、市税等の収納状況などを中心に御説明申し上げます。

46ページを御覧ください。

初めに、(1)①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入353億3,880万5,000円、歳出340億6,975万5,000円で、差引き12億6,905万円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は11億9,530万6,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は8,624万9,000円の赤字となっております。

このうち一般会計の決算総額は、歳入270億9,055万2,000円、歳出260億8,998万6,000円で、差引き10億56万6,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源7,374万4,000円を差し引いた9億2,682万1,000円が実質収支額となり、地方自治法の規定により財政調整基金に4億7,000万円を編入し、残り4億5,682万1,000円が翌年度に繰り越されております。

また、特別会計の決算総額は、歳入93億1,596万円、歳出90億4,747万5,000円で、差引き2億6,848万5,000円の黒字決算となっております。

次に、②一般会計に係る財源につきましては、自主財源が歳入全体の52.3%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ0.5%増加しております。このうち、市税は財源全体の19.2%、47ページ5行目、寄附金は財源全体の15.4%を占めておりますが、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより、前年度に比べ5.6%の増加となっております。

依存財源につきましては、歳入の47.7%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ2.6%減少しております。これは、依存財源の中で大きな割合を占める国庫支出金が10.7%、地方交付税が2.1%、それぞれ減となったことなどによるものです。

次に、48ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.531、経常収支比率は83.7%で、前年度に比べそれぞれ0.006、5.6ポイント低くなっております。

実質公債費比率は7.8%で、前年度と同じ比率になっておりますが、この5年間で0.2ポイント下がっているなど、市の財政力強化が継続されているものと認められます。

市債残高一般会計分は157億5,544万7,000円で、前年度に比べ1億7,264万4,000円減少しております。

次に、(3)市税等の収納状況についてありますが、市税は収納率95.9%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。これは、令和3年度から納税相談員3名体制による納税相談及び訪問徴収を行うとともに、令和4年度から滞納管理の徹底を図っているほか、夜間、休日を含めた特別納税相談の充実並びにスマートフォン決済アプリを使用した納付やコンビニエンスストア納付の実施など、これらの多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。国民健康保険税は75.4%で前年度に比べ0.1ポイント、介護保険料は99.2%で0.2ポイント、

それぞれアップしております。

次に、49ページ、(4)の未収金対策につきましては、税務部門による滞納管理強化や市営住宅使用料未納者への納入計画の作成など、各種対策が講じられております。公金の収入未済額解消は、公費負担の公平、公正の観点や一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け工夫と努力を講じられることを期待するものです。

次に、(5)の今後の財政運営等についてですが、地域経済は、新型コロナウイルスの影響が収まりつつあるものの、燃料費や物価高騰の影響等により、引き続き厳しい状況が見込まれます。一方、超高齢社会の進展や核家族化、急激な人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした状況に行政として迅速かつ的確に対応するため、市行財政改革アクションプランに掲げる取組などにより行政事務の効率化及び財政の健全化を図るとともに、新第6次寒河江市振興計画に掲げられた目標、指標の実現のため各種事業に積極的に取り組み、市勢発展と市民福祉の一層の向上を図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和4年度寒河江市立病院事業会計決算、令和4年度寒河江市水道事業会計決算及び令和4年度寒河江市下水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表

示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の業務状況、予算執行状況と経営成績及び財務状態を分析しました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申し上げます。

初めに、市立病院事業会計について御説明申し上げます。

資料13ページ、4、むすびを御覧ください。

(1)概況につきましては、入院診療体制は全体98床で運営され、8月からは山形県からの要請を受けて、急性期病床14床について、3床を新型コロナウイルス感染症感染患者用病床とするとともに空間分離のため11床を休床し、感染対策に細心の注意を払いながら医療提供を継続し、入院患者への適切な対応及び医業収益の確保を図っております。

(2)患者数の状況につきましては、外来患者は年間延べ5万1,884人で、前年度に比べ661人、1.3%減少しております。また、入院患者は年間延べ2万9,322人で、前年度に比べ2,151人、6.8%減少しております。

(3)の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ4,249万8,000円、2.6%減少しております。入院、外来ともに年間延患者数が減少し、入院収益が3,852万6,000円、3.7%、外来収益が588万3,000円、1.4%、それぞれ減少しております。

一方、医業外収益は前年度に比べ1億534万1,000円、29.5%増加しております。これは、新型コロナウイルス感染患者専用病床の設置に係る空床補償などで、補助金が1億2,284万9,000円、969.5%と大幅に増加したことなどによるものです。

②病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ1,576万円、0.8%の増加となっております。

この結果、14ページ6行目、令和4年度の病院事業損益は、経常収益20億3,001万8,000円に

対し、経常費用19億9,136万4,000円で、差引き3,865万4,000円の経常利益となりました。

当年度は特別利益及び特別損失ともになく、純利益は経常利益と同額の3,865万4,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金3,900万2,000円に純利益額3,865万4,000円を加え34万9,000円となっております。

次に、(4)の経営指標等につきましては、医業収支比率は81.2%、病床利用率は82.0%で、前年度に比べそれぞれ2.8ポイント、6.0ポイント減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症感染患者用病床を設置したことや新型コロナウイルス感染症の院内感染などによるものです。

次に、15ページ、(6)の一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて4億6,000万円で、前年度と同額となっております。そのうち繰入基準外の繰入れはゼロ円で、前年度から510万円減少しており、経営努力の成果が現れているものと認められます。繰入れの在り方につきましては、国のガイドラインを踏まえ令和5年度に策定される病院経営強化プランにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支の見通し等を踏まえ、十分な検討、協議がなされることを期待するものです。

次に、(7)の今後の病院運営等について申し上げます。

令和4年度の病院経営は、前年度に比べ入院及び外来患者数が減少し、医業収益は減収となりました。これは、新型コロナウイルス感染症感染患者用病床3床を設置し、空間分離のため11床を休床としたことや、新型コロナウイルス感染症の院内感染に伴い診療の一部制限を実施したことなどによるものです。

一方、医業外収益は、新型コロナウイルス感染症感染患者用病床の設置に伴う補助金などに

より前年度に比べ増収となり、経常収益は前年度を上回っております。

また、コロナ禍においても入院加算等の維持・取得により、入院患者1人1日当たり診療収入の収益確保に努めているほか、一般会計からの繰入金は前年度と同額であります。基準外繰入金はゼロ円となるなど、これらの経営努力を評価するものです。

市立病院につきましては、引き続き医療ニーズに対応する適切な病床管理や病院運営を行い、市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院として病院運営等がなされることを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページ、4、むすびを御覧ください。

(1)概況につきましては、給水人口の減の影響等により、年間総配水量は前年度に比べ2万7,335立方メートル、有収水量は11万8,492立方メートル、それぞれ減少しております。有収率につきましても、前年度に比べ1.9ポイント減少し、89.5%となっております。

(2)経営状況につきましては、①水道事業収益は9億9,748万7,000円で、前年度に比べ2,276万円、2.2%減少しております。営業収益が給水人口の減及び水道基本料金の半年間無料化等による給水収益の減などにより減少したことが要因で、水道基本料金の半年間無料化に対し、一般会計から補助金として収入されたことにより営業外収益は増加しましたが、水道事業収益全体では前年度を下回っております。

②水道事業費用は9億2,214万1,000円で、前年度に比べ464万7,000円、0.5%の減少となっております。

36ページ、6行目の水道事業損益につきましては、経常収益9億9,748万7,000円、経常費用9億1,846万3,000円で、差引き7,902万3,000円の経常利益となります。特別損失367万7,000円が生じておりますので、当年度純利益は

7,534万6000円で、前年度に比べ1,811万2,000円、19.4%の減となっております。

(3) 経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3に示しておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数値となっております。

37ページをお願いいたします。

新寒河江市水道ビジョン計画値と令和4年度実績を比較しますと、表のとおり、純利益や有収水量など計画値を下回っております。

38ページをお願いいたします。

(5) の今後の水道事業運営等につきましては、今後の水需要の見通しは、人口減少に伴う給水人口の減少や節水意識の高まり等により水需要量は減少傾向にあり、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

一方、水道水の安定的な供給のためには、漏水調査の強化とともに、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があります。今後にも必要な改修が見込まれることから、これらに要する財源を確保していくためには、安定的、持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。そのため、令和4年度からの新たな対策として、利益剰余金1億3,266万7,000円のうち、利益積立金として1,530万円の積立てを予定しております。

新寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基盤である安心安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

58ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間総流入水量は前年度に比べ21万5,939立方メートル、有収

水量は1,653立方メートル、それぞれ増加しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ5.6ポイント減少し、85.4%となっております。

(2) 経営状況につきましては、①下水道事業収益は14億6,512万6,000円で、うち営業収益は6億3,000万1,000円、営業外収益は8億3,512万4,000円となっております。

②下水道事業費用は13億8,791万2,000円で、うち営業費用は12億4,725万6,000円、59ページ、営業外費用は1億3,772万7,000円となっております。

以上により、下水道事業損益につきましては、経常収益14億6,512万6,000円、経常費用13億8,498万3,000円で、差引き8,014万2,000円の経常利益となりますが、特別損失292万9,000円が生じており、当年度純利益は7,721万3,000円となっております。

次に、経営指標等に基づく経営分析につきましては、64ページ、65ページの別表3にお示ししているとおりですが、寒河江市下水道事業経営戦略の計画値と令和4年度実績を比較しますと、59ページ下段の表のとおり、普及率及び水洗化率はそれぞれ計画値を僅かに下回っておりますが、純利益は計画値を約3,000万円上回っているなど、経営戦略に沿った事業運営が行われているものと認められます。

60ページを御覧ください。

(5) の今後の下水道事業運営等につきましては、水洗化戸数及び水洗化人口は未普及地域の整備促進により緩やかに増加傾向にあるものの、人口減少の影響等を踏まえ、安定的な経営及び水洗化普及活動等に一層力を入れていく必要があります。

寒河江市下水道経営戦略では、計画的な管渠整備及び施設の老朽化対策等を行うとともに、雨水排水整備計画に基づき集中豪雨等に対応する雨水排水対策を強化しており、今後必要とな

る設備投資を計画的に実施する経営基盤を確保するため、経営の健全化、効率化に積極的に取り組むこととしております。そのため、令和4年度からの新たな対策として、利益剰余金7,735万2,000円のうち利益積立金として5,560万円の積立てを予定しております。

本経営戦略を踏まえ、市民に安全で快適な下水道サービスを持続的、安定的に提供されることを要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時34分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦勞さまでした。

令和5年9月5日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
小 泉 尚	財 政 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
武 田 新 二	建 設 管 理 課 長	白 田 純 一	商 工 推 進 課 長
山 田 良 一	さくらんぼ観 光 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長		

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第3回定例会
 令和5年9月5日(火) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和5年9月5日(火)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	人口減少対策について	(1) 本市の人口減少、とりわけ少子化の現状について (2) 少子化対策としてこれまで本市で取り組んできた施策について (3) 本市では移住定住を推し進めるために、さがえ心地体験住宅(さがえベース)があるが、利用状況について (4) 本市は宅地開発が活発で人口増へ向かっているような気がするが、現状について	13番 太田芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	自転車利用者のヘルメット着用努力義務化について	<p>(5) 人口減少対策には婚活を活発にして人口増へとつなげるべきと思うが、見解を伺う</p> <p>(6) これから本市の人口を増やしていくために、どのような施策が必要と考えるか</p> <p>(1) 自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたが、現在までの着用状況について</p> <p>(2) 小中学生の自転車利用者のヘルメット着用は100%だが、高校生の着用状況はどうか</p> <p>(3) 着用率を上げるには対応・啓発も必要と思うが、本市の見解を伺う</p> <p>(4) ヘルメット購入費用助成を行っている市町村もあるようだが、本市の考えを伺う</p> <p>(5) 自転車保険義務化に伴う本市の取組について</p>		市長
3	すべての子どもに豊かな成長を	<p>(1) ヤングケアラーへの支援について</p> <p>(2) 小中学校のトイレへの生理用品の配置について</p> <p>(3) 学校再編について</p>	7番 太田陽子	市長 教育長
4	健康に長生きするために	<p>がん検診の充実について</p>		市長
5	学校や幼児施設に通う子どもを持つ保護者の声について	<p>(1) 熱中症対策について</p> <p>ア 現状と対策について</p> <p>イ 飲料や塩分の摂取について</p> <p>ウ スマホの取扱いについて</p> <p>(2) コロナで変わった生活について</p> <p>ア 黙食やマスク、イベントの現状について</p> <p>イ 体調報告の必要性について</p> <p>ウ 保護者や子どもとの認識の違いについて</p> <p>(3) 水泳の授業について</p>	5番 月光裕晶	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		ア 授業全般について イ ジェンダーレス水着について (4) 連絡網の使用法について		
6	これからの寒河江市の観光について	(1) 本市が目指す観光振興とは (2) 観光人材の育成、確保について	2番 佐藤政人	市長
7	これからの寒河江市のスポーツ振興について	(1) スポーツに親しむ環境づくりについて (2) スポーツツーリズムの推進について		教育長
8	中心市街地の活性化について	(1) 中心市街地の現状について (2) 新規創業者について (3) 空き店舗等対策事業について (4) 空き店舗の利活用について	3番 野口康一郎	市長
9	さくらんぼの街路灯について	さくらんぼ街路灯の維持管理について		市長
10	フローラ・SAGAEの利活用について	(1) フローラ・SAGAEのテナント誘致について (2) フローラ・SAGAEの今後の方針について		市長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田芳彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、13番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。さわやか・立憲クラブの太田芳彦です。よろしく願いいたします。

今年も、梅雨の時期に全国的に大変な大雨による被害があったようであります。とりわけ、九州地方の災害が多かったようです。以前から、この地方は台風、雨の多いところで、毎年のように被害に遭っており、大変気の毒な思いをしているところでありまして、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げたいと思います。

それから、本市の宝であるさくらんぼは、お

およそ豊作傾向で終わったようでありまして、過去2年間に不作でしたので、さくらんぼ農家ははじめ、関係各位にはほっとしていることと思っております。

それでは、通告に従い、通告番号1番、人口減少対策について質問をさせていただきます。

初めに、人口減少、とりわけ少子化に対する取組についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、我が国は世界に類を見ない人口減少社会に突入しており、最も高齢化が進んだ先進国であります。25%を超え、今や人口の3割が65歳以上という超高齢化時代を迎え、医療、福祉、介護のサービス保障の在り方にも改革が必要になっております。と同時に、少子化への対策も急がなければならない重要なテーマでもあり、喫緊の課題だと考えております。

そこで、まず佐藤市長に伺いますが、本市の人口減少、とりわけ少子化の現状についてどう認識されておられるのか、御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田芳彦議員から人口減少対策について御質問をいただきましたので、早速お答えをしたいと思います。

国勢調査によりますと、寒河江市の人口のピークは、これまでで平成17年の4万3,625人であったわけであります。それが、平成22年になりますと4万2,373人、平成27年では4万1,256人、そして令和2年は4万189人と減少しているわけであります。今年の7月1日現在、これは国勢調査ではありません、推計人口になりますと3万9,238人というふうになって、4万人を切っているというふうに推計しているところであります。

人口の増減の要因としては、御案内のとおり自然動態、それから社会動態というのがあるわけでありますけれども、市の統計から見ますと、この自然動態は平成15年から令和4年まで連続して減少しております。一方、社会動態であります。平成17年から転出超過の状況が続いておりましたけれども、平成29年からは転入超過の年もあるということで、大きく改善が見られているところであります。

自然動態の要因となる出生数でありますけれども、近年5か年について申し上げますと、平成30年が289人、令和元年が297人、令和2年が271人、令和3年が286人、令和4年が267人ということで、平成28年から年間300人を下回る出生数になっているところであります。

この出生数の減少による少子化の影響というのは、様々あるわけでありますけれども、大きく経済的影響と社会的影響に分けられるところでありまして、経済的影響としては、地域社会の活力低下でありますとか生産年齢人口の減少、

それから年金など社会保障への現役世代の負担の増加などが大きな問題になっているところでもあります。一方、社会的影響ということになりますと、子供同士の交流の機会の減少でありますとか、保護者による過保護化などにより子供の社会性が育まれにくくなるなどということ、子供の健やかな成長への影響というのが懸念されているところでもあります。

いずれにいたしましても、少子化は経済社会の根幹に関わる大変深刻な課題であるというふうに思っております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 御答弁をいただきました。

平成17年の4万何千人から見ると、随分減っておるわけですがけれども、でも本市はいろんな施策を行って、まだ大きく右肩下がりという状況ではなくて、何とか踏ん張っているようでございます。

過去に私は本市の人口減少について一般質問を行っており、そのときには、国立社会保障・人口問題研究所より、都道府県、市町村の人口推移予想が発表になり、その記事を土台にして質問をしております。そのときに予想した人口減少は、2020年が4万人を切って8%減の3万9,219人との予想としておりましたが、本市の人口は2023年7月現在3万9,844人で、減少は確かにしておりますが、平成25年に予想された減少数から見ると、本市は本当に頑張っている市と思いますが、少子化対策として、これまで本市で取り組んできた施策について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 少子化対策の取組でありますけれども、寒河江市におきましては、少子化対策の一環として、妊娠期から出産期、それから育児期に至るまで一貫して切れ目なく支援する仕組みを、寒河江型ネウボラということに取り組んでいるところであります。

まず、妊娠までの支援といたしましては、不妊治療、それから不育症治療への助成を行うということで、子供を産み育てたいと希望する夫婦の経済的負担軽減に取り組んでいるところがあります。それから、妊娠中の支援といたしましては、従来の母子保健事業に加えて、子育て推進課内の子育て世帯包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置いたしまして、身体や育児に不安を抱える妊婦の負担軽減を図るため、助産師による妊娠後期面談を実施しております。同時に、出産応援ギフトやさがえっこハッピーギフトの贈呈など、経済的な支援も行っているところでもあります。

さらに、子育て時の支援といたしましては、従来からの乳児家庭全戸訪問に加えまして、不安を抱える産婦の負担軽減を図るための産後ケア事業、それから産後おしゃべりサロンなどを行っております。同時に、子育て応援ギフト、それから妊娠中にも実施しているさがえっこハッピーギフトの贈呈などもさせていただいているところでもあります。

また、保護者の就労形態の多様化でありますとか保育ニーズに対応するために、未就学児の保育環境について、休日保育でありますとか、病児・病後児保育など保育サービスを充実させているところでもあります。

ハード面におきましては、老朽化した保育所の建て替えなどを計画的に進めております。現在、令和6年度から民間立保育所へ移管するにしね保育所について整備を進めているところでございます。

利用児童が増加している放課後児童クラブ、学童保育についてでありますけれども、御案内のとおり需要に応じたクラブを新設させていただくなど、環境整備に取り組んでいます。また、子育て支援と交流人口の拡大を推進することで、チェリーランドの再整備区画の一つであるアクティビティーエリアにおいて、屋内型

の大型の児童遊戯施設と屋外宿泊体験施設を整備中で、来年の4月を目指して今取り組んでいるところでもあります。

一方、経済的支援としては、まず医療費の自己負担額について、平成30年度から高校3年生まで完全無料化を実施しているところでもありますし、保育に係る経費については、保育施設の副食費の無料化を実施しております。また、保育料についても、無料化の対象を拡大して充実をさせていただいております。学校給食については、御案内のとおり令和3年度から小中学校において完全無料化を実施しておりますし、高校の入学年齢時にはさがえっこスマイル給付金ということで10万円を支給させていただいて、子育て世帯の経済的支援を充実させていただいております。

以上、寒河江市は子育てに本気ですということをもっとにしながら様々な施策を、取組をさせていただいておりますが、今後も必要に応じて、望まれる施策に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田彦彦議員 ただいま答弁ありましたように、本市は少子化対策には本当に頑張っている市だと私には思えるわけですが、なかなか人口増とまではいかないようであります。

次に、本市では移住定住を推し進めるために、さがえ心地体験住宅「さがえベース」があるわけですが、利用状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さがえ心地体験住宅、通称さがえベースについては、市外の方が一定期間市内で生活体験をすることによって、寒河江市への移住定住を促進し、地域の活性化に結びつけることを目的にして、令和3年の8月より運営をさせていただいているところでもあります。都会とは違う寒河江ならではの暮らしを体験してい

ただために、物件については元町地内の一戸建ての空き家を活用しているところでもあります。

これまでの利用実績について申し上げますと、令和3年度は年度途中からスタートでありましたから2件ということでもあります。令和4年度は10件、それから令和5年度は8月末までで7件ということ、合計19件、延べ利用者数は464人ということで、稼働率にしますと約43%となっているところでもあります。利用した方の住所などを見ますと、首都圏からワーケーションの体験で利用していただいているのが一番多くなっている状況であります。年代別に見ますと、30代、40代、60代の方が多く利用されているというふうになっているところでもあります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ここ3年で延べ464人の方が利用されているとお聞きしました。住宅は元町に1戸と先ほど市長から答弁ありましたが、寒河江本市では、戸数を増やす計画はないのかお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このさがえ心地体験住宅を利用された方のアンケートを行っているわけですが、アンケートでは移住体験に満足された方は約95%となっているところあります。また、アンケートの中で完全移住をしたいと答えた方は約11%、2拠点居住または季節移住したいと答えた方は約26%、今後も移住先として検討すると答えた方は約26%となっているところあります。

戸数を増やす計画はあるのかということでもありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現状では稼働率が約43%ということありますので、現時点で戸数を増やすということはまだ考えておりませんが、今後体験住宅の在り方なども検討していく必要があるというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 今のところ利用率が43%ということで、まだ余裕があるのかなという今答弁でございまして、今後利用数に合わせて考えていただきたいと思います。

次も関連なんですけれども、体験を通して移住定住まで至ったケースがあるのか教えてください。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで利用された方のうち、その後完全移住となったケースが1件ございました。この利用後アンケートの自由記載を見ますと、利用された方からは、地域住民の方との日常生活の会話など温かい交流に満足している、また食べ物が新鮮でおいしいといった声が多く寄せられているところでもあります。

一方、ワーケーションや2拠点居住、季節移住といったニーズが首都圏在住者を中心にあることが、先ほど申し上げましたとおり確認されておりまして、今後完全移住のみならず様々な移住のスタイルに合わせた、適応した施策展開が必要になってくるのではないかとというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ただいま答弁をいただきまして、1件の移住者というか定住者があったということで、まだまだ成果までには至っていないようございまして、でもこういうことをやっつかないと、なかなかよそから人に住んでもらうなんていうことは不可能なのでありますから、今後ともこの辺は十二分に検討して頑張りたいと思います。

本市は宅地開発が活発で、人口増へ向かっているような気がするのですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市においても、いろんな人口減少対策の意味合いも兼ねて、良好で低廉な住環境の整備を促進するために、優良な宅地

の開発を行う事業者に対して支援を行っているところでございます。本市におきます過去5年間の民間の宅地開発の状況を申し上げますと、昨年令和4年度は5件44区画、これは年度別に相当あるわけでありまして、令和3年度はありませんでした。令和2年度は4件の52区画、令和元年度は5件の91区画、平成30年度は3件の25区画というふうになって、年度ごとに相当ばらつきもあるわけでありまして、特に多かった令和元年度、令和2年度の開発区画件数、143区画あったわけでありまして、そのうち市立病院の南側にある大字寒河江字内の袋地内、これは80区画、それからヨークベニマル寒河江店西側の大字柴橋地内、これが27区画ありまして、合わせて107区画があります。多くの住宅が新築をされているところであります。

そういった実績が反映されているというふうに数字として出てくるのは、令和2年に実施された国勢調査における本市の人口、これ4万189人、国勢調査でありましたが、振興計画の中で、将来の目標人口というものを想定しているわけですが、その目標人口は4万208人ということでありましたから、僅かに下回る、ほぼ目標どおりの数字になっていたところであります。一つの要因として、この内の袋などの宅地開発というのが、市の内外から新たな流入が図られて、その結果として市の人口にも反映して、人口減少の流れにある程度のブレーキがかかった、その一因になっているのではないかとこのように考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 私も、市内くまなくとまではいきませんが、自分の政治活動として市内を回らせてもらっていますが、陵南中学校から市立病院付近の陵南町で宅地開発が活発で、1年で100戸ぐらい建っているような感覚で、地域の方も、この地区には子供が200人おるんですよとのお話で、私の目からも住宅が一気に増えた

など感じておるところでございます。

これも関連で、陵南町のここ3年間の住宅数と人口の推移を調べてきましたので報告させていただきます。令和2年から令和5年4月末までの直近3年間で比較すると、令和2年4月末では481世帯1,419人、令和5年4月末までは580世帯1,782人となっております。世帯数としては99世帯増の120.6%の増加率で、人口としては363名の増、125.6%の増加率となっているようであります。また、令和2年度から令和4年度までは、陵南町1、陵南町2、陵南町3で構成されておりましたが、令和5年度では陵南町1・2・3・4・5に再編されているようです。陵南町会周辺には、西寒河江駅、市立病院、陵南中学校、スーパーマーケットやふるさと公園などインフラ施設が充実していることから、新規の住宅、アパートの建設需要などが高まっているところが人口増加の原因となっているようです。

また、用事がありまして陵南町3に伺ったところ、4月に新たに陵南町4・5が増加になり、今までの枠組みも変更になったとのことでありまして、町民の方も大変戸惑っているようでありました。これは要望になりますけれども、交差点や電柱に陵南町1、2程度の住所表示を設置していただきたいと思っておりますけれども、これは要望にいたします。

次に、少子化問題で大きな原因の一つと言われるのが、適齢期男女の晩婚化と未婚化と言われています。身軽で自由な生活を楽しむ未婚者が独身貴族と呼ばれたのはバブルがはじけるまでで、今日の不況は、結婚をしたくてもできない状況にあるのかなと思います。結婚に関する全国調査によりますと、現代の独身男女が結婚しない、できない理由として最も多いのは、適当な相手に巡り会わないことが男女ともに約半数を占めているとありました。人口減少対策には、婚活を活発にして人口増に結びつけるこ

とが大事かと思えますけれども、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内閣府が発行しております令和4年版の少子化社会対策白書というのがあるんですが、これによりますと、人口1,000人当たりの婚姻件数を示す婚姻率というのが、令和2年で全国平均が4.3、1,000人当たりの婚姻件数ですね、4.3と過去最低になっております。昭和40年代と比べると、半分程度の水準であるということが報告されております。寒河江市におきましても、令和3年がこの数字が3.9でありましたので、婚姻率の低下は深刻な状況であるというふうに思います。

この白書では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、結婚、妊娠、出産、子育てに関する人々の意識、それから行動について変化が生じていると指摘をしております、重点課題として結婚、子育て世帯が将来にわたる展望を描ける環境をつくるということを掲げ、その中におきまして、地方公共団体による総合的な結婚支援の取組も重要だということが指摘されているところであります。

これまで、寒河江市においても婚活に関する様々な支援というものを実施してきたことは御案内のとおりかというふうに思います。具体的には、結婚を希望する独身者の仲介、助言など、結婚成立に向けた支援を行う婚活コーディネーター制度、それから婚活イベントなどを企画運営する団体を支援する婚活支援団体活動事業費補助金、それから新婚世帯のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業、さらに山形ハッピーサポートセンターや結婚相談所を利用する際の初期費用や成婚料を支援する婚活サポート補助金など、婚活に対して重層的に多角的に支援する施策を実施してきたところでございますが、さらなる取組が必要だということで、これらに加えて、今年度は新たに民間

委託の形である成果連動型民間委託契約方式による成婚促進事業というものを、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用して取り組んでいるところでございます。これは、成婚数の増加を目指して、マッチングイベント、婚活セミナーの開催から、結婚希望者に対する成婚までの一体的な伴走支援を民間活力を取り入れて行うものでございまして、婚活支援の分野において成果を重視した手法を用いて、全国初の取組になっているところであります。ぜひ、我々としては結果を期待したいというふうに思います。

いずれにいたしましても、少子化という大きな課題に対して、婚活支援というのは大変重要な対策の一つでありますので、今後も多面的に検討、実施していく必要があるというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** これは私ごとになるんですけれども、6月中旬に山形で結婚式がありまして、そうしたら、本市の職員でございましたけれども、結婚コーディネーターが結んでくれたということで、大変うれしい結婚式に招待していただきました。

総務省が7月26日付で公表した人口動態調査によりますと、1968年の調査開始以降の最大を更新し、初めて47都道府県全てでマイナスとなったとの報道がありました。解説を読みますと、人口減少が全国的に進行している現実を突きつけた。少子高齢化が根源であることは明白で、若者の所得向上など踏み込んだ対策が不可欠だ。人口流出が続く地方の環境はとりわけ厳しく、外国の人材を生かした活性化策も求められております。1月時点の日本人は前年から80万人減っており、これは山梨県や佐賀県の人口規模に相当すると。10年前の約27万人減に比べ急拡大しており、地域交通の廃止や地場産業の担い手不足など弊害が表面化しております。

人口減を緩和するには、2030年までがラストチャンスとして、岸田政権が打ち出した次元の異なる少子化対策は、児童手当や育児休業給付の充実など、従来の延長線上の施策が目立つ。若者らの所得向上に強力な手を打たなければ、現状打破は難しい。といった報道がなされましたけれども、市長には当然この報道については御存じのことと思いますが、この報道を受けての感想と、これから本市の人口を増やしていくためにどんな施策が必要か、お聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど太田議員から御指摘の通り、政府においては、去る6月13日に、次元の異なる少子化対策の中身となることも未来戦略方針というものを決定したところでございます。方針の中では、少子化は日本が直面する最大の危機であって、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てができる社会、子供たちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ること。2030年までが少子化対策を推進するラストチャンスとなること。そしてそのために、3つの基本理念と、今後3年間で集中的な取組となる加速化プランが記載されているわけでありまして、

この中では、こども医療費の助成、それから出産・子育て応援交付金、妊娠からの切れ目のない支援など、子育て世代の経済的負担軽減を中心にして、これまで寒河江市が実施してきた独自の施策と類似の施策が数多く見受けられるわけでありまして、国の方向性と市のこれまでの施策展開は、同じベクトルに向かって進んでいるのではないかと感じているところでありますが、基本的には目標は同じなわけでありまして、そういう方向に向かって我々も進んでいるというふうに思っているところでありますが、人口減少対策を打開していくための少子化対策

については、私は常々、子育て世帯への経済的支援の充実、さらには保育施設や遊び場などの子育て環境の整備、それから社会全体で子育てを支えていく仕組みづくり、この3つがうまく調和をしていく、そういう施策が大変重要であるというふうに思います。

特に、3番目の社会全体で子育てを支える仕組みづくりというのは、当然のことながら行政だけでなし得るものではないわけでありまして、地域住民の皆さん、それから企業の皆さんも併せて、社会全体でその機運醸成を図っていくというのが肝要であるというふうに思っておりますし、もちろんこのためには国や県と連携をしながら、さらに対策を強化していくというものが大変重要であるというふうに考えているところであります。

寒河江市といたしましては、今後とも安心して結婚、出産、子育てができるよう、そして子供たちがすくすくと育つ環境であることを一層強く我々は発信をして、寒河江市を多くの子育て世代から選んでもらうようなまちづくりを進めていかなければならないというふうに感じているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今日の質問ではありませんでしたが、働く場所の確保も人口増には大事かと思っておりますので、本市には工業団地がございます、ここの拡充と、企業の誘致などに力を入れてもらえるようお願いをして、この質問は終わります。

次に、通告番号2番、自転車利用者のヘルメットの努力義務化について質問をさせていただきます。

改正道路交通法の施行により、4月1日から自転車利用者のヘルメットの努力義務となりました。子供たちは一足早く努力義務となり、ヘルメットをかぶって自転車に乗っている姿が当たり前のように見られる今日この頃です。

さて、今度は大人も努力義務がスタートしましたが、規定では、自転車の運転者は乗車用のヘルメットをかぶるよう努めなければならない。自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶせるよう努めなければならない。児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児が運転するとき、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされており、本市の現在までのヘルメットの着用状況についてお聞きしたいのですが、私も交通安全協会で行う西寒河江駅での交通安全指導に立ち会ったのですが、ほとんどが高校生だったと思いますけれども、着用しているのは10人に1人といった状況でございました。

なぜヘルメットが必要かという、平成30年以降の自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっているからです。

本市の現在までのヘルメット着用状況についてお聞きしたいと思います。

- 柏倉信一議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、道路交通法が改正をされまして、自転車を利用する方はヘルメット着用が努力義務になって、今年の4月から施行されているわけですが、本市内での着用状況ということですが、これ寒河江警察署に確認をさせていただきましたが、市内での自転車の総数が把握できないということもあって、自転車ヘルメットの装着率というのが求めることができないんだという返事をいただいていたところでもあります。そういった意味で、装着率のデータというのはないわけですが、先ほど太田議員からも御紹介ありましたが、実態として御紹介をしますと、

寒河江市内において自転車乗車中に負傷した事例の中で、ヘルメットを装着していた件数というのを令和4年1月から7月までの期間では、3件のうち1件が装着していた。33%の装着率になるわけですが、それが今年の1月から7月までの期間では8件のうち5件ということで、5件が装着していたということになります。63%の装着率、単純にそういう数字が出てくるわけですが、必ずしも装着率が向上したとはもちろん言い切れないわけですが、そういう今年の4月からの努力義務が生じたということもありますので、少しずつではありますけれども、その周知は広がりを見せているのではないかというふうに感じているところでもあります。

- 柏倉信一議長** 太田議員。
- 太田芳彦議員** 今答弁いただいたわけなんですけれども、もう少し突き詰めてお聞きしますけれども、高校生以上、大人の方の着用状況というのはどのようになっているものか教えていただきたいと思います。
- 柏倉信一議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 大人のというか、市民全体ではちょっとまだ、先ほど申し上げましたとおり正確な実態を把握できていないということですが、高校生の装着、着用率ということですが、高校生ということで、寒河江市内には2つの高校がありますので、各学校に確認をさせていただいたところですが、寒河江高校では自転車通学者が約250名のうち、25名程度が装着しているという報告をいただいております、約10%ということになります。寒河江工業高校では、自転車通学者が約230人のうち七、八名程度が装着しているということで、約3%ということになっているようでもあります。いずれの高校でも、年度初めに交通安全、自転車の利用について指導を行っているわけですが、その中で、ヘルメットの着用の努力義務

についても取り上げて指導しているという御報告がありました。そういった中で、こういう装着率になっているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 調査のためにですけれども、寒河江駅の駐輪場を見させていただいたところですが、約100台が駐輪しておりまして、ヘルメットがついていた自転車は1割程度でしたので、9割の方はヘルメットを着用していないと思われます。ヘルメット着用は自分の命を守るものですから、積極的に着用していただきたいと思うものの、市民からは、通勤通学の場合、駅の駐輪場でヘルメットはどうしよう、市役所に用事を済ませに行ったり、スーパーへの買物、ヘルメットを持ち歩くのかなど、市民からどうしたらよいのだろうということの声がありました。確かに、ヘルメットを持ち歩くには邪魔になりますし、もしくは自転車に鍵をつけてヘルメットをぶら下げておくというのは盗まれる可能性もあります。しかし、市でも速やかに対応等は難しいとは思いますが、ヘルメット着用の努力義務が規定されましたので、着用率を上げるための対応、啓発が必要と思うが、いかがか。よろしくをお願いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も自転車に乗りますから、自転車による交通事故の被害を軽減するためには頭部を守るというのが大変重要でありますね。自転車はハンドルを持つので、転んだときもそのハンドルを離すわけにいかないから、ハンドルを持つんですね、頭がやっぱり無防備になる。そういうことで、やっぱり頭部はけがしやすいのではないかとこのように私も思いますけれども、そういう意味でヘルメットの着用推進というのは大変重要なことだというふうに思いますから、我々様々な機会を捉えて、これは警察署、それから交通安全の関係団体の皆さんと連携し

て周知、啓発に一層努めていかなければならないというふうに思います。

啓発の一環として、今月中に山形県、それから山形県交通安全対策協議会と協力をして、啓発ポスターを市内の公共施設、それから小中学校、学童保育などに配布をすることになっているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 市民のヘルメット購入に対して助成金を設けている自治体などもあるようですけれども、本市では助成金を設けて着用率を上げる考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ヘルメット購入費用の助成ということではありますが、全国的に見ますと、補助金制度を設けている自治体はあるというふうに聞いておりますけれども、県内ではまだ助成を行っている自治体はないようであります。助成を行うことによって、ヘルメットの購入意欲を高めるという効果はあるというふうに思っているところでありますが、中学生は全員、ほとんどヘルメットかぶっているんですね。それが高校になるとほとんどかぶらないというような状況もあります。

今後、自転車利用者のニーズなども十分把握しながら、どういった助成を行うことが適当なのかどうか、そこら辺は他の地域の動向なども踏まえながら、我々としても検討していかなければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 この質問の最後になりますけれども、自転車保険義務化に伴う本市の取組について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自転車保険の義務化ということではありますが、山形県では、令和2年7月1日から自転車利用者は自転車保険損害賠償責任保険に加入することが義務化されています。未成

年者の場合はその保護者、また自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も加入対象となっているところでもあります。

近年、自転車による重大事故により賠償金が高額になる事例が散見されているところでもあります。自転車でも死亡事故、それから大きなけがを負わせるということもあるわけですので、相手方への補償のためにも加入は必要なことだというふうに考えています。自転車を利用される方は漏れなく加入していただく必要がありますので、市としても、自転車の保険加入が義務化になっているということ自体をまだ知らない方もいらっしゃるというふうにも思いますので、改めて様々な機会を通して周知広報に努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 昨年、全国の警察が摘発した自転車の違反行為は、2006年の統計以降最多となる2万5,465件となり、前の年よりも2,606件増加する結果となった。また、作事中に自転車に乗っていた人が起こした事故は、前年比45件増の1,281件で、そのうち自転車側に違反があったのは64.2%の823件、歩行者との衝突は60件増の156件でした。利用者の拡大に伴う交通トラブルや事故の増加が気になるわけで、そのためにも自転車保険は必要不可欠なものだと思いますので、今後ともしっかりとした対応をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号3番、4番について、7番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

今、また台風が近づいてきていますが、次々と上陸し、大きな爪痕を残しています。アメリ

カでも大きなハリケーンでハワイのマウイ島が大規模な火災で何名も亡くなったという報道がなされていました。バイデン大統領は、すぐ現地を訪れ、被災者に最後まで寄り添うと表明しておりました。ところが、どこの国のトップでしょうか、大違いで、台風被害で大変な思いをしているのに外遊を選んだという報道もあり、本当に国民の不安は二の次なのかと思うような出来事でした。

また、毎日35度を超える猛暑日を記録しています。地球が沸騰していると言う方もおられました。本当に命に関わる暑さではないでしょうか。今、気候変動に対しての具体的な対策が急がれると思います。本当に、もう言ったら切りがないほど問題が山積みになっている状況ではないでしょうか。

私は、日本共産党と、この質問に関心を寄せている市民を代表して質問いたします。誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

通告番号3、全ての子供に豊かな成長をです。

全ての子供が健やかに子供らしく生活できる環境を整えていくことが、私たち大人の責任ではないでしょうか。先ほど、太田芳彦議員の質問にも、市長がそのように答弁されておりました。独り親世帯の子供の夏休みに、食事が2食だという報告もありました。夕方になるとおなかすくので、水を飲んで飢えをしのいでいるなどという話を聞くと、私は本当に悔しくてしようがないという思いで見えています。SDGsの2つ目の目標に、ゴールに、飢餓をゼロに、を本当に日本でも早く実現してほしいと思います。

子供を取り巻く環境は、ますます悪化しているのではないのでしょうか。令和3年の12月議会で、ヤングケアラーについて質問しました。その時点では、寒河江ではヤングケアラーを把握していないという答弁だったと思います。令和4年度より子ども家庭総合支援拠点を設置し、

その中でヤングケアラーなどの支援を考えていく、そういう機関を有効に活用していくという答弁でございました。コロナがあり、ヤングケアラーの実態など、その後どういうふうな状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 本市におきますヤングケアラーの状況とその支援ということで御質問をいただいておりますが、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者などを早期に発見をして、その適切な支援につなげていくということを目的にして、児童相談所、それから村山保健所、それから寒河江警察署、子ども家庭支援センターチェリー、それから教育委員会などで構成をしております子育て支援ネットワーク、これは行政的には要保護児童対策地域協議会ということでありますけれども、そのネットワークにおきまして情報を共有しながら、適切な支援の検討、それから実施を行っているところでございます。その過程におきまして、このヤングケアラーと思われる児童生徒の把握にも努めているのが現状でございます。

御質問ありましたが、令和3年12月の定例会におきまして、太田議員からヤングケアラーの実態に関する御質問があったわけでありまして、県の教育委員会から依頼のあったヤングケアラーの実態に関する調査におきまして、市内小中学校12校中2校が分からない、10校がないというような回答をして、その後の学校の家庭訪問などによって、事例が1件確認されたということを教育長が御答弁申し上げたわけでありまして。現在、そのヤングケアラーについて把握しておりますのは、先ほど申し上げましたこのネットワークの中で情報を共有しているわけでありまして、その1件の事例、中学生であります、そのほかに小学生1名ということで、合計2名を把握しているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 2件の把握があるということでした。子供の持っている問題など、前回は申し上げましたが、子供は分からないうちにヤングケアラーになっているという状況もあります。せっかくいい機関があるのであれば、解決できるような支援の在り方など、多くの機関が総合的に関わりを持っていけるような体制、もっともっと密に体制づくりということが重要なことではないかと思っております。積極的な支援の拡大、拡充などを行ってほしいなと思っております。

地域協議会もなんですけれども、この子ども家庭総合支援拠点の役割、ケアラーに対してどのような役割、支援の必要な子供に対してどのような役割を持っているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これは、令和4年度からですけれども、市の子育て推進課内に子ども家庭総合支援拠点というものを設置させていただいて、子供や家庭の様々な問題について、家庭の事情に応じた専門的かつ継続的な相談、支援を行っているところであります。先ほど申し上げました子育て支援ネットワークなどにおいて把握したヤングケアラーにつきましても、子供だけに負担がかからないよう、保護者の方、あるいは親族などに理解と協力を働きかけながら、そして様々な福祉制度があるわけでありまして、そういった利用なども進めながら、生活状況を確認しているところであります。なかなか具体的なお話は申し上げにくいわけでありまして、そういう状況であります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 大変個別の事案ということで、お答えできないというのはよく分かりますが、そういうふうな機関が役割を持って、そういう必要な支援をしているというのが分かりました。ぜひ、ヤングケアラーにかかわらず、そういう

デリケートな事案なども、この拠点、専門的かつ継続的に支援できるような体制をきちんと整えていく、そういうのを重点にして活動してほしいなと思います。

この中で、専門的かつ継続的にやるという中では、やっぱり職員のきちんとした対応の在り方とか、やっぱりそういうふうなやり方、そういうのを研さんを積んでいって、きちんと子供に寄り添えるような人材の育成、やっぱり誰でもできるわけではないので、そういうのをきちんと体制をつくって、早期に発見でき、対応できる子ども家庭総合支援拠点をきちんとつくってほしいと思います。どの子も健やかな成長ができるよう、きちんと見守りをできる体制、そういうのを構築してほしいと思います。

今、ヤングケアラーが少しずつ顕在化していて、10月にあります県民福祉大会で、当事者の方が来て講演をしてくださるという機会があるようです。そういうのも活用して、皆さんで聞いていただいて、どういうことなのかというのを当事者から聞くという機会もすごく重要だなと思います。顕在化してきたヤングケアラーなどを、今後どのように施策を講じていき、また啓発活動などをどうしていくかというのを伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申し上げるまでもありませんが、ヤングケアラーというのは、本来大人が担うと想定される家事でありますとか家族の世話などを日常的に行う、その責任や負担の重さから、心や体に不調を来したり、学校生活に影響が出たりしている子供を指すわけですが、家族のために自ら進んで手伝いをしたりしている、ヤングケアラーであるということの自覚がない児童生徒も多いというふうに言われているわけでありませう。

そういったことで、あまり周知が進んでいな

いこのヤングケアラーについては、小中学校の児童生徒にチラシを配布したり、こういうチラシも出来上がっているわけですがけれども〔資料を示す〕、配布したりして啓発に努めていくということをしていただきたいというふうに思っておりますし、そのような状況に置かれた際には、自分の状況について安心して打ち明けることができる、相談できるような環境、相談体制というんですか、受入れ体制というのが大変重要だというふうに思います。そういう受入れ体制、相談体制の充実などについても、関係機関、関係者と十分相談をさせていただきながら、実態に即応した体制を構築できればというふうに考えているところでありますし、先ほどお話あったいろんな機会などで、そういう発表をしていくなどという場を増やしていければ、周知につながっていくのではないかとこのように考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** そうです。市民の皆さんにヤングケアラーの話なんかしても、やっぱり子供が一生懸命お手伝いをしている、それがヤングケアラーにつながるのではないかとか、そういうふうなところがやっぱり分からない。虐待であれば、ちょっと危ないかなと言って、虐待防止法では通報義務があるので、通報しなければならぬんですけども、ヤングケアラーに関しては通報義務もないですから、「よっくど考えると、あの子はヤングケアラーなのかな」なんというふうに思っている市民の方もおられました。ヤングケアラーというお話をしたところ。やっぱり、早期発見のためには、子供、中学生、小学生に対する啓発も大事ですが、市民の皆さんに知っていただくということも、民生委員の方とか児童委員の方などにも、きちんとそういうふうな、こういう、先ほど市長がおっしゃったようなところをきちんと考えていただけるようなことも大変重要ではないかなと思います。

次にですが、ヤングケアラーの存在をやっぱり学校が、学校からのアンケートで通知するというので、やっぱり長時間子供が過ごす学校の中で早期発見するということができるのではないかなと思います。誰に聞いても、学校の先生が一番分かるのではないかなと言いますね。やっぱり、そういう早期発見のためにも、学校として何ができるのか、施策などをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

学校の役割としましては、まずは教職員が子供たちと接する中で、その子供たちの行動や表情の様子とか、またはその変化といったことから、何かに苦労していたりとか、思い悩んだりしていないかということに気づくことということだと思います。そして、職員同士が情報を共有し、状況を確認するとともに、必要に応じて、先ほどありましたように関係機関と相談し、対応していくことが必要であるというふうに考えます。

ただいま太田議員からの質問にもありましたように、また市長の答弁にもありましたように、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などについては、家族のために自分から進んで手伝いをしているのだから、自分はヤングケアラーではないと、そう思っているお子さんもいるというふうに考えます。そうしたお子さんでも、そういった家庭でのいろんな仕事の手伝い等が多くなって、授業中眠くなってしまうとか、家庭学習の時間が取れないとか、また友達と外で遊びたいとか、というふうに感じることもあるというふうに思います。また、実際に学習活動に支障を来すというふうなこともあるかもしれません。そうした場合には、学校では、その子の学習機会が減っていくことのないよう、支援の計画を立て、学習の遅れが生じることのないようにしていくことが必要であるとい

うふうに思います。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題でありますけれども、学校では、子供たちのそういった気になる言動の背景には、もしかしたらヤングケアラーではないかと、そういう可能性があるのではないかなというふうな視点を持ちながら早期発見に努め、関係機関と連携し、子供の気持ちと寄り添いながら支援をしていくというふうなことが大事であるというふうに思います。

多くの仲間や友達と楽しく過ごし、様々な体験を重ねていくことが学校の魅力の一つであり、各教科の時間や学校行事の中で、いろんな活動を仲間と一緒にやっていくということは、子供の成長にとって欠かせないものです。全ての子供たちがそうした学校生活を送れるように努力していくことが、学校の役割であるというふうに考えます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先日、高等学校の教員を辞めた方とお話ししたら、家庭訪問に行ったときに、すごくお母さんの世話を一生懸命していたお子さんがいらしたんだそうです、家庭訪問時。今考えると、その子供はヤングケアラーだったのではないかなとお話をされていました。結局、実際子供が学校では知られたくないなど、自分がそういう状況に置かれているのを自覚していないお子さんばかりでなくて、そういう状況だということを知られたくない、それがいじめの原因になるとかということも顕在化しないという記述もありました。だから、やっぱりなかなか本当にこのヤングケアラーに関してはデリケートで大変な問題だと思いますが、先生方も、ヤングケアラーとはこういうのだなど、やっぱり学習の機会を、研修の機会などをつくっていただいて、早期で発見でき、学校に来られなくなるとか、それこそ居眠りばかりしていて、学校に来て何しているんだらうとか、子供たちから

いじめの対象になるとか、そういうことがないように、やっぱり一人一人を大事にするということで、そういう早期発見ができるような研修会などをやっぱりしていただきたいなと思います。

子供が子供らしく生きていける時期なんていうのは本当に、何回も申し上げておりますが、短いのです。そんなときに、子供が大人の代わりをしているとか、本当にそうではなくて、やっぱり子供は子供らしく生き生きと生きられるよう、生活できるよう、その子のやっぱり人権を守っていくということが重要なのではないかなと思います。個別の事案で大変な点も多々あると思いますが、きめ細かく、できるだけヤングケアラーを早期に発見して、そういう、最後の最後でどうしようもなくなってしまうようなことがないように、体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、小中学校のトイレへの生理用品の配置について質問させていただきます。

2019年、国際人口開発会議のサミットにおいて、ナイロビ声明の中で、全ての若者は、正しい知識と情報入手し、自身でセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの選択ができるようにする。ジェンダーに基づく暴力等、児童婚やFGM、女性器切除などの有害な差別をゼロに、が採択され、性がより人権の観点から深められ、11項目にわたる権利が明記されました。

2023年、日本のジェンダーギャップ指数は146か国中125位で、昨年の116位から9位順位を落としました。日本は、ほとんど全ての性と生殖に関して、女性の選択肢が用意されていない状況がずっと続いています。その中で、リプロの考え方など性的平等の権利、性的健康に関するケアを受ける権利などの観点から、学校などのトイレに生理用品を置くべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 生理用品につきましては、現在、学校では保健室に常備して、必要に応じて子供たちに提供しています。御質問にありますように、女子トイレにも生理用品が置いてあれば、子供たちにとって、困ったときに助かるものであり、安心感にもつながるものであるというふうに思います。生理用品については、困ったときに備置きのもので使えるように、例えばトイレのどこに置くか、個室に置くのか手洗い場に置くのかとか、どれくらいの量にするのかとか、それから衛生面での配慮、それから子供たちへの周知等について、各校の校長や養護教諭の意見も聞きながら、実際にトイレに置く方向で検討していきたいというふうに思っております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 山形の産婦人科の医者の方からも、寒河江市を含め、トイレにナプキンを配置していない自治体が早期に配置してほしいというふうに、要望が私のところに届いております。生理の貧困の問題でなく、人権の問題だという観点から、でも前向きに検討していただけるということで、私もとても安心しました。個室への配置がベストではないかと産婦人科の先生はおっしゃっておりました。

山形の県立高校でナプキンをトイレの手洗い場に設置して、高校生何人かに聞いたんですけども、手洗い場に設置しているということでした。自分用のナプキンを用意していくんだけども、やっぱり足りなくなったり、用意していかなくて急に生理になったりしたときに使っているということでした。たまたま朝早く出かけなければならなくて忘れたときなど、すごく助かるということでした。

この間ヒアリングをしたときに、どのぐらいのお金がかかるんだろうとか、子供たちはどうしているんだろうかということだったので、

私もちょっと知り合いなどに聞いたところ、補充は保健委員が、高校生ですからね、保健委員が行っていると、問題ないということでした。私立高校はどうかかなと思って尋ねたところ、私立高校も配置していると、私の親戚の子が行っている私立高校は配置していると、とても助かるという話をしていました。どんな形で用意していくんだと聞いたら、用意しなくなるのではないかというふうな意見もあるということだったんですけれども、こんな形で〔資料を示す〕、落とすと悪いからこういうポーチ型に入れていく、5個ぐらい持っていくんだと、これ5個入っています。あと、こういうふうな巾着袋に持っていくんだとか、でも小学生、これまたランドセルに入れなければならない現状もありますね。用意するというを指導しなければならないというのであれば、きちんと親も、皆さん覚悟してこういうふうに行っているというのを、現状として見ていただきたいなと思って用意しました。本当ならというか、こういうのが理想だというのであれば、トイレットペーパーと同じように全て配置している、ナプキンを使う、そういうふうな状況になるのが、やっぱりよい方向だと思います。

やったださるという答弁をいただいて、ちょっとくどいようですが、女性だから生理があり、ナプキンを購入するのも当たり前、自分のことは自分でやれというのでしょうか。性的平等を考えれば、ナプキンの配置など当たり前になっていく、それこそ学校だけでなく、公共施設などでも配置していくというのが、この権利からいったら当然ではないでしょうか。必要でない人も持って行くのではないかという意見もありましたが、必要でない人は必要ないんです、要りません。やっぱり、必要な人がすぐ使えるようなことを、今後とも拡散、広げていくと、やったださるよう希望します。

次に、ジェンダー平等が広がる中、性的平等

の権利や科学的な性情報を受ける権利などの観点から、教育の中の性教育の在り方についての見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されておりまして、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導するという事になっています。

例えば、小学校4年生の保健の時間では、思春期の男女の体つきの変化を知ること、女子は初経や月経の仕組みについて、男子は精通について触れ、新しい命を生み出すための準備が始まること、これを学習します。このとき、男女が分かれて学習するのではなく、同じ場所で同じ内容に触れることに意義があり、異性のことを理解する、違いに気づく、大変重要な機会というふうになります。これは、他者を尊重するジェンダーフリー教育の一環ともなるものと思います。また、中学校1年生の保健体育の時間では、生殖機能について学習します。排卵と月経の仕組みについて、再度発達段階に合った内容に触れるとともに、ここでは一人一人の心と体が違うこと、多様な考え方、感じ方があるということをもっと理解できるようにすることで、お互いを尊重した関係を築いていく、ジェンダーフリーについても学習するという事になります。

そのほかにも、例えば中学校では、婦人科のお医者さんや助産師さんを講師にお願いをしまして、学校や学年全体でお話をお聞きすることもありますし、場合によっては学年行事というような形で、保護者の方も一緒に来ていただいて、親子で一緒に話を聞く機会を設けるなんていうこともやっております。こうした学習を通して、子供たちは男女の体の違いだけでなく、

相手を思いやることの大切さも学んでいくものというふうに思います。こうした学習を通して、ジェンダー平等についても気づいていくのではないかというふうに考えます。

性教育というのは、生命の尊重、男女平等、そしてお互いに尊重し合って生きていくということの重要性を学び、実践していくものであるということが大切だというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 性教育が叫ばれて大分なりますが、進んでそういう教育をしていただいているというのは、とても重要なことだと思いました。

今、女子が生きにくいというふうなことも言われていますが、男子の生きにくさなどもやっぱりジェンダー平等の、男子の生きにくさなども本などで書いている方もおります。やっぱり、ジェンダー教育の充実というのは、本当に今必要なのではないかなと思います。こういうふうに、男女がきちんと、男女の違いとか、ジェンダー平等だという観点などもきちんと教えていただいて、これが婚活や子育て世代にきちんと正しい知識でつながっていく、男女がこういうふうに尊重し合うと、一緒にいることも多くなるのではないかとか、みんな違ってみんないいんだということなどをきちんと教育の中で教えていただくことが、先ほどの太田芳彦議員の質問につながっていくのではないかなと私は思って聞いておりました。

ぜひ、今後とも寒河江市独自でも、ぜひいろんな先生のお話を一緒に聞くとか、もう全中学校を集めて、文化センターでそういう話を聞くとか、そういうふうな研修会などを積んでいただきたいなと思います。

次は、学校再編についてであります。小学校の再編について。

教育委員会は、学校施設整備計画の改定の中で有識者会議に示された資料では、当初決まっ

たことだとしていた小学校5校を1校にする方針から、5校を2校にし、西部地区にも小学校を整備する案が示されました。これは、この間の説明会での市民の皆さんの声やパブリックコメント、学校再編を考える市民の会の運動など、1,000名を超える署名を受けての、教育委員会がそれを真摯に検討していただいた結果であると思います。大変ありがたい、評価するものであります。

西部地区に1校新小学校を残す考えには、市民の皆さんも大変喜んでおります。学校がなくなるというのは、公共、パブリックがなくなるということなので、皆さんすごく不安に思っていたようです。電話も何回もかけてくださる方もおりました。ただ、白岩や醍醐、三泉小など、なくなる地域への配慮はどのように考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今ありましたように、例えば西部地区は3校を1校にというふうなことでございますので、ほかのなくなる場所も実際にあるわけですね、今小学校が。例えば、白岩小学校につきましては、昭和57年に建築しております、現時点でも築後40年以上を経過しているというふうな状況でございます。また、西部地区の学校は、令和15年に統合というふうな今予定で素案を示させていただきましたけれども、そのときにはもう築50年を超えるというふうな状況になってまいりますので、いろんな面で施設の維持管理等も考えていかななくてはならないというような状況だと思います。

昨年度の学校施設整備計画の説明会におきましても、今議員からありましたように、学校は地域の核であり、学校がなくなると地域が廃れるというふうな御意見もいただいているところです。そうしたことも念頭に置いた上で、統合後の白岩小学校、醍醐小学校、そして三泉小学校というふうな小学校等の利活用跡地とか校舎

等の利活用については、地域のまちづくりや活性化につながるものにはできないか、現在、学校教育課だけではなくて、市内の関係各課で構成します寒河江市土地利用検討委員会において検討しているというような状況でございます。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○太田陽子議員 先ほど、小学校がなくなる地域の学校跡地など、活性化につながるものを考えていくという答弁でございましたが、白岩は町村合併、昭和の大合併の前は町でした。白岩に行けば、寒河江に来なくてもほとんどのものが買えるような町でした。ところが、中学校がなくなり、小学校までなくなる。白岩の人はどんな思いをしているのかなと思って知り合いに聞いたところ、子供もいないし、もうこういうふうになるというのであれば、諦めしかないなというふうにおっしゃっておりました。本当に学校がなくなることで、地域の活性化につながる何か秘策があるというのであれば、本当にみんな、地域のみんなで考えていくようなこと、地域の住民の声をきちんと聞く、そういうことをきちんとして、若者が定住して、そういうふうなことも考えられるような白岩や三泉、醍醐にしてほしいと思います。

中学校の統合についてです。中学校については、統合時期を2年延ばすことで、結果として1校にするという有識者会議への提案でした。私は、市民の皆さんも考えていたように、陵西中と陵東中の合併・統合と、あと陵南中はそのまま残す、やっぱり2校案がよいのではないかと思います。あり方検討委員会の答申でも、1校案と2校案の併記だったと思います。パブリ

ックコメントや説明会の中でも、参加者の多くが大規模校への不安を話していたと思います。

市内1校に統合した場合の課題として、市内全域から通学していること、スクールバスの整備が不可欠になることのほか、文部科学省手引での大規模校の課題として、以下のことを挙げています。①学校行事等において、係や役割分担のない生徒が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。②集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。③同学年でもお互いの顔や名前を知らないことなど、生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。④教育集団として生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。⑤生徒1人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。⑥個別教室や体育館、プール等の利用に当たって、授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

また、保護者アンケート調査の結果では、陵西中学校区の保護者の半数は学区の見直しの必要性を感じていますが、陵東中学校と陵南中学校の保護者においては見直しの必要はないと回答6割となっており、現状肯定の意識が高い傾向がうかがえます。

以上のことから、中学校の適正規模、適正配置については、熟慮を経ても一つの結論に集約することができなかつたため、1校案と2校案の両論を併記することとしました、としています。

しかし、教育委員会は、今後のデジタル化やグローバル化により、県内だけではなく国内を意識した切磋琢磨の環境が想定されています。

こうした新しい教育の推進に対応するため、教育資源を一つに集中し、未来の寒河江市を担うさがえっこを育成するための統一的なビジョンを策定し、効率的かつ優良な教育環境を構築していくことが重要であり、令和10年度をめどに新たな敷地を求めて、現在の3校を1校に統合することで整備していきますとして、1校とした理由を5点挙げていますが、果たして大規模校の課題を解決するのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 太田議員御質問の、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、今議員挙げられましたように、一般に大規模校において生じる可能性のある課題について挙げられております。これらの課題については、我々も十分認識しておりますし、対応していきたいというふうに思っております。

例えば、その一つとして、これまでも説明会においても不安な点として挙げられておりましたけれども、生徒数が多くなって、一人一人にきめ細かな指導が行われにくくなって、問題行動が発生しやすくなるのではないかというふうなことがあります。学校全体としての生徒数が多くても、1学級当たりの生徒数は、大規模校でも中規模校でも変わりありません。また、学校規模が大きい場合には、学年担任団を中心にチームとして生徒指導に当たって、いろんな面から生徒への指導助言ができます。また、必ずしも生徒数が多くなると問題行動の発生率が上がるというふうなものでもありません。生徒指導の中心は授業だというふうに、私若い頃に先輩の先生に教えられました。実際に、私も教員をしてきてそう感じております。生徒の皆さんが生き生きと参加して、学ぶ楽しさを感じられる授業を行うことが、生徒指導の一番大切なことだというふうに思います。

有識者会議での御意見にもありましたけれども、大規模になって各教科の教員が増え、お互いに研修を重ね、よりよい授業を行うことが生徒の成長につながるというふうなことは、確かにそうだというふうに思います。

また、特別教室等の配置云々というふうなこともありましたが、特別教室とか体育館、プールの利用に当たって、授業の割当てとか調整が大変だというふうなことも今挙げられたとおりです。これに関しましては、これはだんだん人口が増えてきて、どんどん生徒数とか学級数が多くなった場合に、すごくそういったことが大変になっていくというふうな現状を指している部分もあると思います。ですから、各教科の授業時数と学級数を勘案し、教室等は必要な数を確保するということが大事だと思います。例えば、音楽の授業であれば、今1年生は週平均すると1.3時間、2・3年生は週1時間ですので、通常学級が30学級と特別支援学級の授業時数を合わせると、音楽は多い週で40数時間というふうになると思います。ですから、週の時間割というのは29時間ですので、音楽室は2教室必要となるというふうなことだと思います。

私は、教員の頃、960人を超える生徒数の学校にも勤務しました。その学校のときには、時間割を組むというふうな仕事もしておりましたけれども、工夫しながら対応しておりました。新しい学校をつくるに当たっては、最初からいろんな想定をして学校をつくってまいりますので、対応については十分可能であると考えます。ただ、いろんな保護者の方、地域の方、不安に思っている点については、具体的な対応策を本当に考えながら、子供たちが、またあしたも学校に行って頑張りたいというふうな、そういったことを感じられるような学校にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先ほど、太田芳彦議員の出生数

について、令和元年、2年、3年、4年でしたか、足してもやっぱり800人を超える人数だったように思います。それを考えると、今から10年後ぐらいに中学生になる子供たちがまだ800人いる、寒河江市ではいるという現状があるようです。

それで、一応デジタル化やグローバル化、資源を集中すればいい教育ができる、それは多分そうだろうと思います。大規模校は私経験ないんですけども、私が経験してきた三、四クラスの学校や、子供たちが経験してきた、PTAとして参加してきた3クラス、4クラスぐらいの学校規模の陵西中学校なんですけれども、親も子供の顔が見えます、子供もPTAとか授業参観に行くと、私の顔を覚えていてくれる子供などもいて、卒業して大分たってから、誰々ちゃんのお母さんなんて声かけられたりする、そういう関係も地域として築けます。先ほど市長がおっしゃったように、社会全体で子供を育てるといふのであれば、やっぱり地域に根差した学校というのは大切なのではないかなと思います。日田の外れから……（笑い声）失礼しました。日田や南部の皿沼地区など、あと平塩とか中郷とか、そういうところから全部集まってくるような状況であれば、どこに建てたとしても地域での顔が見えなくなるのではないかな。

クラスは33人という縛りがあるので、クラスとして一つとして単位として大事にさせていただけると思います。いろいろな教科担任が全ているので、大変手厚い教育をしていただけたと思います。やっぱり切磋琢磨は数の問題ではないと思います。この間も申し上げましたが、小規模校は子供の数が少ないから切磋琢磨や相互啓発がなされないとよく言われるみたいなんですけれども、それは大人が押しつけている競争だ。子供たちは、自然な競争心が年相応に芽生えてくるもので、スポーツもそうだし、勉強もそう、もちろん遊びの中でも競争心というのはつくっ

ていける、芽生えていくというものだそうです。そして、誰それみたい、誰それ君みたいに上手になりたい、誰々ちゃんすごいなあ、僕も頑張ろうなど、そういうところから競争心というのは芽生えてくると思います。

つまり、不登校やいじめなど、どこの学校でも起きます、大規模校だから多くなるなどというのは私もないと思います。小規模校だって、今は不登校が増え、学校に来られない子が何名もいるという現状も聞いております。そんな中で、子供を健やかに育てるにはどうしたらいいか、本当にその中学校1校でいいのか、そういうのをきちんと、いろんな角度から検証して決めていくべきではないかと思えます。少し建設を遅らせていただければ、もう少し検討を重ねることが必要ではないかと思えます。

小さな学校、小さなクラスのほうが教育効果が高いというふうなことも言われております。諸外国を見てください。アメリカや欧米の学校規模は本当に小さくて、私も1回しか外国に行ったことがないんですけども、学校を1回だけ見学してきました。本当に小さな学校で、小学校と中学校の間に特別支援学校があるような、何ていうんだろう、そういう小中学校が一緒であって、一緒に御飯を食堂で食べるみたいな感じの学校でしたが、本当にクラスは小さいものでした。フィンランドですけども、今フィンランドは世界一の学習能力があるというふうに言われていますよね。やっぱり、そういうふうな小さな学校で手厚くやっているというのが、やっぱり教育効果が上がっているからではないかと思えます。そして、生徒会長は1人になります……

○**柏倉信一議長** 太田議員、残り時間10分切っていますから。

○**太田陽子議員** はい。そういうこともあるので、ぜひ考えてください。WHOは、生徒100人を

上回らない学校がいいと勧告しています。そういう点も検討してください。

次の質問に移ります。通告番号4番、健康に長生きするためにであります。

がん検診の充実についてお伺いします。がん検診の状況、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 がん検診の目的、御案内のとおり、早期発見、早期治療であります。がん検診は、市町村が実施主体になっているわけでありまして、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5つのがん検診について、厚生労働省から指針が示されているところであります。寒河江市におきましては、この指針に基づいて肺がん検診、大腸がん検診を毎年1回、それから胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診を2年に1回、市の助成を受けて受診できるように設定しているところであります。

各がん検診の令和4年度の受診率であります。胃がん検診は16.9%、子宮頸がん検診が37.8%、乳がん検診が43%、肺がん検診が43.4%、大腸がん検診が40.0%と、例年並みの検診率になっております。なお、胃がん検診の受診率については、令和3年度から2年に1回の検診でして、4年度は偶数年齢の方のみを助成の対象といたしましたので、その受診率を報告させていただいているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 胃がん検診の状況なんですけれども、高齢者などバリウム検診ができない人が多くなっているようです。くるくる回るとか、バーにしっかりつかまって逆さまになるとか、そういうのがもうできない、もう受けられないという声があります。あと、またアレルギーがあって受けられない。私の周りでも、かなりの人が胃がん検診を受けていない状況が、先ほど

市長から示されたパーセントでも出ているのではないかと思います。ピロリ菌をもう除去したから大丈夫、もうがんにならないから受けないなど、そういうふうを考えている人も多いわけです。胃がん検診に、直接もうバリウムでなく胃カメラ検診の項目を加えることはできないかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 年齢に関係なくがんにかかる可能性というのは多々あるわけでありますので、議員御指摘のとおり、何らかの対策を取っていく必要があるというふうに考えております。がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針におきましては、胃がん検診の検査項目は、問診に加えて胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとするということでもあります。そういったことで、エックス線撮影ができない方については胃内視鏡検査を実施することも可能ですので、ニーズを把握しながら、検診実施機関及び寒河江市西村山郡医師会とも実施体制について前向きに検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 県外に住む友人が、胃がんが見つかり全摘したと報告がありました。コロナの中で顔も見に行くこともできず、治ることをこちらから祈るしかない状況でありました。ただ、先ほど市長もおっしゃいましたが、胃カメラのニーズの把握を早急に行って、胃カメラに対しての補助もきちんとしていくことが必要だと思います。

今後、健やかに老いるための取組として、がん検診の充実が必要と思われれますが、そのほかのがん検診についての見解をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 がん検診については、予防医療分類の二次予防と位置づけられているわけであ

ります。40歳代以降の死亡原因の第1位はがんであるわけでありますが、がんはある程度予防が可能な疾患でありますので、暴飲暴食を避け、バランスの取れた食生活を心がけること、それから禁煙、適度な飲酒、それから運動習慣を持つことなど、健康的な生活習慣を送るというのが大変大事だというふうに思います。また、がんに対する正しい知識、それから検診の重要性などの知識を普及啓発していくことも大切でありますので、今後も検診の受診率向上に努めていきますとともに、検診を受けやすい体制づくりを実施して、住み慣れた地域の中で健康で安心して暮らせる環境づくりにさらに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 項目が増えることは大変なことだと思いますが、でも、やっぱり今、健康寿命で100歳まで元気に生きられる、充実した生活が寒河江市ではできる、そういうことを目指して受診率の向上など図っていくことが重要だと思います。子供から高齢者まで、健やかに元気に楽しく生きられる寒河江市のために、ぜひ重要な施策などを取り組んでいただきたいと思います。

まだまだ語り尽くせないのですが、時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号5番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号5、学校や幼児施設に通う子供を持つ保護者の声についてお聞きします。

まず、熱中症対策について。

7月28日、米沢で中学生が部活帰りに死亡してしまうという痛ましいことが起きました。さらには、北海道で小学2年生が体育の授業後に倒れ死亡し、そして先日は、体育祭の練習中に多数の生徒が熱中症になり搬送されるということが起きました。今も連日熱中症のニュースが報道され、そういった事故もある中で、大会や体育祭を見送る選択肢も出てきていて、熱中症に対する意識が変わりつつあるのではないかと感じております。

そこで、本市の子供の熱中症についての現状と対策について、市長と教育長それぞれにお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私から、保育施設におきます熱中症の現状、対応についてお答えをしたいと思います。まず現時点におきまして、事故などの報告はいただいております。これを御報告したいと思います。

保育施設におきます熱中症対策については、文部科学省が示しているガイドライン、学校教育活動等における熱中症事故の防止についてというものがあるわけでありますが、それに基づいて対応しているところでございます。具体的には、熱中症を予防するためにエアコンとか扇風機などを適切に活用すると、もちろんでありますけれども、決まった時間に水分を補給するよう声かけを行うなどの基本的な取組を徹底して行っているところであります。

今年は、例年を超える異常な暑さでありましたので、プール活動を除いて屋外での活動を極力避けるようにして、児童の安全な保育に努めていただいているところであります。異常な暑さも少しずつ和らぎつつあるわけでありまして、この熱中症は25度から30度の気温でも発生し得るものというふうに言われておりますので、引き続き児童の安全確保に留意をしながら様々な活動を実施するようお願いしていると

ころでございます。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 小中学校における熱中症の現状と対策について、私のほうからお答えいたします。

今年度、これまで小中学校で熱中症の診断を受けた児童生徒は1人です。部活動中に具合が悪くなって、保護者の方に迎えに来ていただいて病院を受診して診断を受けました。その生徒さんは、翌日から登校できております。

ここ数年、本当に異常な夏の暑さというふうになっております。教育委員会では、令和3年の6月に寒河江市立学校における熱中症対策ガイドラインを策定しました。今年度におきましても、客観的な暑さの指標となる暑さ指数、WBGTを測定しまして、ガイドラインに沿った熱中症対策を学校では実施しているところです。加えて、今年度は中学校の部活動が終わった後の十分な水分補給とクールダウンを促したり、前日に熱中症警戒アラートが発表された場合には、活動内容の変更を検討するなどの対応も行っているところでございます。

近年、本当に夏の異常な暑さが続いていることから、熱中症対策の一つとして、数年前から各学校において、運動会や体育祭の開催時期について検討してきました。その結果、8月から9月上旬の開催を避けまして年間計画が組まれるようになりまして、昨年度からは市内の小中学校、小学校の運動会は全て春に計画されておりますし、中学校の体育祭は春や秋に計画されるようになっております。また、中学校の部活動においても、水分補給や休憩をきちんと取りながら活動を行っているというふうな状況でございます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ガイドラインに基づいて、今年に限っては徹底してやっつけてくださっているということで、もちろん私たち保護者も安心はして

いるのですが、今年のような暑さが、また来年も再来年も続かないとは限りませんし、もっとひどくなる可能性もございますので、ぜひそういった場合は、ガイドラインなどの見直しも含めて柔軟に対応していただければと思っております。

それと、寒河江市内ではお一人、熱中症ということで、翌日にはちゃんと復活できたということで、とても安心しておりますので、これからも子供の変化、そういったものもしっかり見て対応していただければと思います。

では、次に飲料や塩分の摂取についてお聞きします。

熱中症に関するニュースを見ていて感じたのですが、今年はやたらと塩分摂取を気をつけなければいけないというような情報が多かったような気がします。水中毒という言葉などもよく聞いたかと思えます。熱中症予防には、水分はもちろん塩分も必要であるの言うまでもありません。私の娘が通う小学校では、歩いて帰る子供たちに対して塩分補給のタブレットを配ってくれたりもしております。この暑い中を帰ってくる子供たちに対しては、とてもありがたいことだと思っております。

水分を取るには水などがいいかと思いますが、同時に塩分も取れるスポーツドリンク、これを学校に持ってきてもいいのか、そういった議論もなされ始めております。本市としては、そういったスポーツドリンク等の飲料や、効率的な塩分摂取についてはどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツドリンクについては、スポーツドリンクを学校に持ってきてはいけないというふうにしてしている学校はございません。ただし、スポーツドリンクには糖分も大分含まれていますので、スポーツドリンクをいっぱい飲み過ぎると糖分を取り過ぎるというふう

なおそれもありますので、年間を通して水筒に入れてくる飲物は、水かお茶を推奨しているというふうな状況でございます。

中学校においては、部活動等もありますので、夏場にはスポーツドリンクが入ったペットボトルを凍らせて持参してもよいというふうなことにしているところもありますし、特に暑い日については、今議員おっしゃいましたように、塩分と水分の吸収の速いスポーツドリンクを用意するなど、状況を見て飲物を準備してくるということも必要だというふうに思います。活動時間の長い中学校には、冷たい水も出る給水器の設置も進めているところでございます。学校でも、水分や塩分の摂取の必要性について子供たちに話をしておりますけれども、一人一人が状況に応じて判断して行動できるように、引き続き指導を行っていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 そうですね、スポーツドリンクは糖分を取り過ぎるというのは、やはり問題視されているところかと思えます。ただ、スポーツドリンクを糖分を取り過ぎないように何か薄めて飲むというの、あまりよくはないというふうなこともあるようで、そういったことも含めて、適切な摂取法などありましたら周知をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、中学校に給水器の設置を進めてくださっているということでしたが、ある保護者の方がおっしゃっていたんですが、うちの娘も言っていたんですけども、水筒に水を持って学校に行くと、全部飲み干してしまうんですよ。今ほとんどの家庭では浄水器をつけているとは思いますが、水筒がなくなったときに、じゃあ学校の水道からお水を飲んで飲んだらいいじゃん、というような話をしますが、何かちょっとやっばりにおい、臭いといいますか、あ

んまり飲みたがらないんですよ。なので、いろいろあるかと思えますけれども、水道の環境などももうちょっと整えていただきたいというお声もありましたので、どうかその辺もよろしくお願いいたします。

次に、スマホの取扱いについてお聞きします。

先日の米沢の件でも、携帯電話を持っていれば、体に異常を来した時点で家族に連絡が取れて、命が助かったのではないかという見方もあります。だからといって、安易に学校にスマートフォンなどを持ってきてもいい、そのようにするには多くの問題があるかと思えます。スマートフォンの有無によっていじめが出てしまったり、保護者がまだまだスマートフォンを渡すには早いと考えていたり、しかし我が子の体調管理のためには必要だと思っている方がいたり、防犯のためにも持たせたいと、様々なお考えがあるかと思えます。ただ、こういった死亡した事案などがあつたりしますと、再考せずにはいられないのではないかと私は考えます。

そこで、スマートフォンの取扱いについてお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 スマートフォンの所持については、毎年調査を行っております。昨年度11月の調査結果では、市内の小中学校で、自分のスマートフォンを持っている子供さんは、小学5年と6年で約5割、中学1年で約6割、中学2年で7割、中学3年で8割というふうになっておりました。現在、小中学校では、原則スマートフォン等の持込みは禁止しています。しかし、登下校時の安全確保や遠距離通学等のために、スマートフォンを緊急連絡手段とせざるを得ないというような場合については、これまでも保護者と相談の上、持込みを認めてまいりました。今回の事案を受けまして、再度、個別の状況によっては保護者と相談の上認めるよう学校にも通知したところでございます。

スマートフォン等は、学校における教育活動に直接必要なものではないというふうなことから、学校への持込みについては全国的に原則禁止というふうにしております。今後、学校としてスマートフォン等を持ち込むことを検討する場合には、生徒自らが律することができるようなルールを、生徒や保護者が主体的に考えて、協力してつくっていく必要があるというふうに思います。また、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にしておくとか、フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていることや、スマホの危険性や正しい使い方に関する指導が学校と家庭で適切に行われるというふうなことも必要であるというふうに考えます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 そうですね、このスマホの取扱いについては、やはり本当にどっちがいいとはなかなか言えないことだと思います。やはり、メリットもあればデメリットもありますし、責任問題などにも発展はしてくるかと思っておりますので、状況を見ていただいて柔軟に対応いただければと思います。

では、次にコロナで変わった生活についてお聞きします。

先ほど、熱中症のニュースが流れていると言いましたが、新聞などにはしっかりと新型コロナウイルスのニュースも載っております。ただ、扱いが前よりは小さくなってきている、そういったことで読者の興味や警戒心が、少し昔よりは薄くなってきたのかなという考え方もできるかと思っております。実際、今コロナの感染症の患者さんは増えていっておりますが、特に世の中の動きは、学級閉鎖とかになっているところも多いかとは思いますが、特に動きは変わっていないように感じられます。今年のお盆などは、とても多くの方が里帰りをしていたようにも感じられました。そういった昨今の状況の中で、

ついこの前まで徹底してやっていた給食の黙食やマスクの着用、運動会などのイベントに出席する保護者の人数制限など、そろそろ見直してもいいのかなと感じている保護者も多いようです。

それと、これまでは子供の体温をコドモンやさくら連絡網といった通信手段で報告をしなければいけませんでした。同じぐらいの年齢の子供を持つ保護者と話しておりましたら、いつまであの報告はやらなければいけないんだろうねという声が、ほぼ全員から上がりました。そのことについて学校のほうにお聞きしましたところ、聞いた時点で、まさに今やめるか検討していたということで、その次の日から体調報告の必要がなくなりました。先生がおっしゃるには、プールの授業があったから継続していたということでした。そのことを別の学校に通う子供がいる保護者に報告しましたら、同じタイミングで連絡はしなくてよくなったとのことでした。学校や施設によって対応は違っているように感じました。

そこで、今こういった黙食やマスク、イベントの見学、そして体調報告など、実施状況としてはどのようになっているのか、市長と教育長それぞれにお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、今年の5月から新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に見直されているわけでありまして、保育施設の活動も、以前の内容に大分戻ってきている状況にあります。給食の黙食の取組については、児童が向かい合い楽しく会話しながら食べるという以前の方法に、やり方に戻ってきているところでありまして、またマスクの着用については、5類感染症に見直される以前から、児童その他保護者の自主性に委ねている状況にありました。ほとんどの児童がマスクをつけずに活動している、実態としてはなかなか

かつけづらい、子供たちがつけて遊ぶということはなかなかできないような状況でありますので、児童の表情を見ながら適切な保育に心がけてきているところでもあります。

コロナの感染流行時のイベントの見学についても、保護者1名に限って許可するなど人数制限を行っていたわけでありましてけれども、現在は家族であれば制限なしで見学することができるよう緩和されているところでもあります。また、毎日の検温を含めた体調報告などについては、プール実施期間のみ行っていたところでありましてけれども、それ以外の期間においては報告を求めないということではしているところでもあります。そういった意味で、大分以前の状況に戻ってきているということでもあります。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 最初に、給食時の対応についてですけれども、現在黙食しなさいというふうに指導している学校はありません。ただ、食事中にあまり飛沫が飛ばないようにというふうに、気をつけましょうというふうに指導しているところはございます。

次に、マスクの着用については個人の判断となっていますので、着用を義務づけるということではございません。むしろ、熱中症の予防のために、運動のときはマスクを取りましょうというふうに指導することはあるというふうなことでございます。

さくら連絡網で毎朝の体温や体調を全員から送信していただいていたのは、今もありましたけれども、水泳の授業があるときまででした。ですから、現在は水泳の授業は小学校のほうは終了しておりますので、体温や体調を送信するというようなことをお願いしている学校はないということではございます。

運動会等のいわゆるイベント等、学校行事等に出席する保護者の人数制限についても、現在行っておりません。授業参観でも、教室の中に

入って授業を見てもらっているというふうな状況でございます。

部活動関係でも、6月に行われました西村山中学校総体では、会場への入場制限や応援での声出しの禁止といったようなことは行われずに、4年ぶりに大きな声援を受けながら、子供たちが生き生きと活動する姿が見られたというふうな状況でございます。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

月光議員。

○月光裕晶議員 コロナで変わった生活についてですけれども、もうほぼコロナ前の状況に戻りつつあるということで認識いたしました。先ほど教育長おっしゃいました、子供が生き生きと過ごせると、保護者としてはやはり自分の子供にはそのように過ごしてもらいたいという気持ちは必ずあると思いますので、ぜひこれからも子供が生き生きと行動できるような現場をつくらせていただければと思います。

では、今後の対応についてお聞きします。

今、保護者の間では、もちろん私がお話を伺った方たちとその知り合いの方々では、そこまでコロナの感染を恐れているわけではないようです。小さい子供がいる家庭ではもう、一度です、ほとんど感染を経験していることが多く、思ったよりも症状は重くなかったというのが要因かなと感じております。確実に、以前とは保護者のコロナへの見方が変わってきております。

そんな中、先ほどお聞きした項目について、これからも学校や施設に対応を任せていくのか、それとも何か指針のようなものを示していくのか、今後どのように進めていくのか、こちらも市長と教育長それぞれにお答えいただきたいと

思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新型コロナウイルス感染者は増えてきている状況であります。今後とも国が示しております保育所における感染症対策ガイドラインに基づいて対応していくという考えであります。それぞれの施設においては、これまで4年間の経験値というものを持っているわけでありますので、現時点で市独自の対応方針というものを新たに示すことは考えておりませんが、仮に保育施設において感染者が急増した場合には、施設に対応を任せきりにすることなく、緊密に連携して児童や保護者への注意喚起を行うとともに、感染症予防と児童の安全に配慮し、例えば対面での給食を一旦見直すなど、臨機応変な対応をしてみたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で法律上の5類感染症に移行され、3年余りに及んだ様々な制約に一つの節目を迎えたわけです。この間、各学校では、感染拡大の防止と学校教育活動の継続と、その両立にいろいろな工夫を凝らしながら取り組んでまいったわけでございます。今後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなくて、換気とか手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。

学校におきましては、令和5年5月8日に文部科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これを行動指針としております。本市においても、これに基づいて対応を行っていくというふうに思っております。感染状況が落ち着いている平時におきましては、家庭との連携による子供たちの健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導を引き続き行い、これ以外には特に感染症対策を

講じる必要はないというふうにされております。また、先ほども申し上げましたけれども、学校ではマスクの着用を求めないということを基本として、給食でも黙食を必要としてはおりません。

ただし、今ありましたように、感染者がだんだん増えている状況もあるわけで、今後地域や学校において感染が拡大しているというふうな場合になったときには、活動場面に応じて、近距離であったり対面であったり、また大声での発声や会話を控えること、それから人同士が触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じるというふうなことはあると思いますけれども、通常時におきましては特に制限を設けるというようなことはないと思います。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 施設によって、その施設のつくりですとか、あとはその中にいる人数ですとか、そういったこともあるので一概には言えない状況かと思いますが、やはりこれからも、その相手が病気といいますか、そういった数が増えたり減ったりとかすることも多々あるでしょうから、そのあたりは流れというものをぜひ注視していつてもらえればなと思います。

では、次に保護者や子供との認識の違いについてお聞きします。

今回、この一般質問させていただくに当たり、多くの方とお話をさせていただきました。そして、学校教育課の職員の方、娘が通う学校の校長先生や教頭先生、多くの方にお話をお聞きして、物すごく感じたことがありました。先ほど質問させていただいた熱中症の件でもそうなんです。スポーツドリンクなどは持っていつてはいけないものだ、登校時に何か冷たいひんやりするグッズなどはつけてはいけない、コロナの対策にしても、いまだに話さず黙って給食を食べなければいけない、マスクはなるべくつけ

ていかなければいけない、そう思っている保護者や子供が多数でした。実際子供に聞くと、「給食のときはしゃべっちゃいけないんだよ」、まだマスクしているのと聞いたら、「マスクしなきゃいけないんだよ」と言っている子もいました。しかし、学校教育課や先生方は全くそのようなことは行っていないということでした。そういった制限がされていないというのは、今御答弁くださったように、子供のことを考えてくださっている証拠なんだと、とてもうれしく思うと同時に、それは子供や保護者に伝わってなければ何の意味もなさないのではないかと思いました。

今回は熱中症やコロナ対策についてお聞きしておりますが、ほかのことでも多くこういったことはあるのではないのでしょうか。そこで、保護者や子供との認識の違いやずれ、こういったものを解消する必要があるのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 認識の違いやずれが生じる要因の一つとして、学校で教職員が子供たちに話をしたことやお知らせしたことが、子供たち自身や保護者の方へも正確に伝わっていないというふうな場合とか、または、特にコロナ対応なんかはだんだん変わっていったわけですがけれども、その変更になったことが伝わっていないというふうなこともあるのではないかなというふうに思います。

学校においては、小学校1年生と6年生では、当然話し方や伝え方を変えてはいますけれども、子供たちや保護者の方が判断に迷ったり勘違いされたりしないように、子供たちの発達段階に応じた話し方や連絡方法を取って、学校と保護者間の情報伝達や意思疎通が日頃からスムーズにいくように、その辺十分注意するように学校のほうにも指導していきたいというふうに思っております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 まさに、今教育長おっしゃったとおりだと私も思います。このことに関して、この後の質問に関わりますので、ここで一旦終わらせていただきます。

次に、水泳の授業についてお聞きします。

まず、授業全般についてですが、今年も水の事故が多く起きました。ほとんどが子供が溺れた事故、もしくは溺れた子供を助けに行つての事故かと思えます。本能的溺水反応という言葉をお聞きの方にもいるかと思えますが、子供は静かに溺れるということでもあります。たった2.5センチの水深で溺れることもあるそうです。

本市でも、多くの学校で水泳の授業をやっているかと思えますが、技術的な指導だけではなく、今となつては水の危険性などをしっかりと教えていかなければいけないのではないかと考えます。そして、今本市では、中学校の統合について多くの考えが出ております。1校にするか、2校にするか、今まさに多くの意見を取り入れ、検討中かと思えます。今現在、水泳の授業を行っているのは陵西中学校だけになっておりとお伺いしました。全国的には、プール自体が存在しない学校や、水泳の授業をしないという学校も出てきております。

そこで、統合後の中学校では、水泳の授業を実施するのか、そしてどのような形の授業が適切であるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 現在、小学校での水泳の授業は行っておりますが、中学校における水泳の授業については、プール施設全体の老朽化のためにできていないところもあるというふうな状況でございます。学習指導要領では、水泳の実技を基本的には行うことというふうになっておりますが、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるというふう

されています。ただし、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることというふうにされておりまして、今議員から御指摘ありましたように、水の危険性についてはきちんと指導していく必要があるというふうに考えております。

中学校統合後の水泳の授業についてですが、これは基本的に実施するものというふうに考えております。その場合においては、やっぱりいざというときには自分の命にも関わるようなことでありますので、専門性の高い方から指導していただくなんていうこともあるのかなというふうにも思います。学校にプールを設置するのか、学校外のプールや施設を利用するのかといったことも含めまして、どういった方法で行うのが適切かを検討していきたいというふうに思っております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 私も、妻と子供の習い事について話しているときに、水泳は自分の命を守ることもつながるという話を何度もしておりますので、ぜひ教育長、今の御答弁のまま、中学校、今後もぜひ実施していただいて、それと、小さい小学生ですとかは、どうしてもこの水の怖さを授業で習ってはいても甘く見る、これは仕方ないことかもしれませんが、少し甘く見ているところもあるかもしれませんので、それと保護者もやはり意識を変えていかなければいけないと思います。お風呂で遊ばせておいて、声が聞こえている分には大丈夫なんでしょうけれども、お風呂と、例えばキッチンで何かをしていたときに、大丈夫だろうと思って遊ばせているような状況はあるみたいで、「溺れる」のイメージって、水をたたいたりばしゃばしゃやるイメージなんですけど、本当に何もなくて沈んでいくという事故がかなりあるようなので、そういったこともぜひ保護者のほうに少しでも周知していただけたらと思いますので、よろしくお願

いたします。

では、次にジェンダーレス水着についてお聞きします。

水泳の授業に必ずといっていいほど必要なのが水着であります。早い子では小学生から、もちろん中学生は何かと多感な時期かと思えます。そこで、これから必要になってくるであろうジェンダーレス水着についてお考えをお聞きします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ジェンダーレス水着は、体のラインが見えないように、ジャージのように割とちょっとゆったりしたつくりというふうになっています。以前、制服のことで話題となったときと同じように、ジェンダーレス水着のほうがいいというふうに思うお子さんや、ジェンダーレス水着を必要とするというふうなお子さんがある場合に、特にこれを制限するというふうなことは考えておりません。現在も、紫外線対策としてラッシュガード水着とあって、少しゆったりした感じではありますけれども、長袖であったり、そうした水着を着用しているというふうな子供たちもおりますし、今後ジェンダーレス水着を着たいというふうな子供さんがいるときにも、偏見とか差別とかが起こらないよう、ふだんの生活の中から一人一人の違いといいますか、お互いのことを認め合うというふうな関係性をつくる指導を継続していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** まさに、保護者はその偏見ですとかいじめとか、そちらのほうにつながるのではないかと、もちろん子供にはジェンダーレス水着を着てもらいたいという、やはり女の子を持つ親は結構思う傾向にありまして、ただ、そのことによって子供がいじめの対象とかにならないかというのがやはり心配な点だと思いますので、その辺のケアもぜひ、先ほど答弁あったと

おりよろしくどうかお願いいたします。

先日、保護者の方とお話ししているときに、こんな話がありました。プールの授業の後に、髪の毛がもちろんぬれるじゃないですか。それで、次の授業のときに服を着て授業を受けるんですけども、その髪の毛の水滴で服がぬれてしまうと。ぬれないように肩にタオルをかけていたかたんですが、それは駄目だと言われて、かといって毎回びちゃびちゃにぬれているのもどうかと思うので、髪の毛を短く切ったという女の子がいたらしいです。こちらに関しても確認したところ、特にタオルを使ってはいけないというわけではないとのことでした。これも先ほど申し上げた認識のずれなのかと、よく伝わっていなかったというのがあったと思います。髪の毛を切ってしまった女の子がちょっとかわいそうだなと思いました。こういったことも、ぜひ解消していただけたらと思います。

次に、連絡網の使用法についてお聞きします。

先ほどから言っていますとおり、息子が通っている保育園ではコドモン、娘が通っている小学校ではさくら連絡網と、情報伝達の方法がデジタル化しているのにはかなり助かっております。やはり、保護者の利便性もそうなのですが、教員や職員さんの負担を軽くすることにおいても大きく貢献しているのではないのでしょうか。何か確認したいことがあっても、もう一度スマホでその連絡を確認すればいいだけの話なので、もし忘れてしまったとしても、場所を選ばずすぐに確認でき、今ではなくてはならないものではないかと考えます。

しかし、一方で、朝子供を送り出した後に、今日はペットボトルを持っていかなければいけなかったですとか、今日は紙コップを持っていかなければいけなかったと、忘れ物が発覚することが多々あるそうです。そのたびに、保護者同士で、そういった持ち物なども連絡網を使ってもらえればいいのにねなどという話をしてい

るそうです。先生にお聞きしたところ、連絡を全て親に事前にしてしまうと、子供のメモを取る習慣だったり、持っていかなければいけないものをしっかりと理解し、親に伝えるといったことを阻害してしまう、そういったお考えもあるようですが、しかし連絡だけはしっかりと親にしておいて、そこから家庭に、親は把握しているが子供が言ってきたら用意してあげる、ぎりぎりになって忘れそうだったら、「これ持っていかなければいけなかったんじゃないの」などと言って、そういったそこから家庭に任せるという形でもいいのではないかと思います。そして、そういったマニュアルは存在しないのかお聞きしたところ、そういったものはないとお答えいただきました。

連絡網の使い方は、かなり学校や先生、個人に任されているような印象があります。しかし、やはり保護者間の情報交換で、うちの学校はそうじゃない、うちの学校はそうじゃない、何でうちはやってもらえないんだ、そういった話も出ますので、ある程度の統一性は必要かと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 現在、市内の小中学校ではさくら連絡網を使っております。さくら連絡網では、添付ファイルも送信できますので、全員にお知らせしたいことがあるときとか、遠足等の行事とかで多くの準備するものがあるなんていうときには、こうした機能を使ってお知らせしております。保護者の方にとっても、紙での通知と違っていつでもどこでも閲覧できるということで、大変便利だというふうに評価をいただいているツールというふうになっております。

一方、子供たちについては、これまで手書きのノートとか連絡帳、それからスケジュール帳とかも使ってきました。保護者向けにさくら連絡網でいろんな提出物であったり、持ち物であったりを連絡できるというふうにしても、やは

りこれからも、自分で子供たちが記入して確認してという意味で、この連絡帳は学校の中では使っていくというふうに思います。今、1人1台のタブレットもありますので、そうしたものを活用するなんていうことも、紙だけではなくあるのかなというふうに思います。そうした自分で連絡帳とかタブレットに必要なものとか準備しなければならないものを記入して、そして確認をしたり、あと、これさんなねとか時間を管理したりするというふうな力を身につけていくということも、とても子供のうちに大事な、一つの訓練というところであれですけども、大事なことかなというふうに思います。

学校から子供たちへの連絡、また御家庭への連絡とか通知というのは、本当に様々なものがあります。お便り等の添付ファイルの活用も含めて、さくら連絡網の利用については、やっぱりそれぞれの学年の発達段階や学級や学年の状況、または連絡とか通知等の内容も踏まえながら対応していくことが必要であるというふうに思います。一律に、これは連絡する、これは連絡しないとすると、すごく膨大なものになってしまうのかなというふうに思います。この子供たちの自立や自主性の育成も大切にしつつ、保護者の方々の利便性も踏まえながら活用していくようにしたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 今、教育長御答弁くださいました。学年の発達段階でということ、やはり小学校にしても6年生に、例えば何々持ってこいというのと、小学校1年生に何々持ってきてねというのでは、本当に1年生は、何でこう持ってこなければいけないのかということからしてまず分からないので、それをまた言わなければいけない、親に伝えなければいけないというその習慣も、ほとんどまだついていない状況だったりもしますので、かなり忘れ物が多くなって

きているような状況にあるんですよ。ですので、確かに個別に事細かに統一する必要はないとは思いますが、教育長おっしゃったように、その学年の発達段階だけでも大まかに、少し1年生には細かめに連絡するようとか、そういった指針だけでも、そういったお話だけでも学校のほうにさせていただけると、保護者は助かるのかなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

保護者は、例えばその忘れ物にしても、やっぱりうちの子だけ持ってこなくて、うちの子だけそれできなかったという、やっぱり本当に子供のことを考えた発言ばかり、当然かもしれませんが、そういった発言になってきますので、本当に僕今回お話をお聞きして、子供のことを皆さんしっかり考えてくださっているんだな、子供がよりよい環境で教育を受けられるように、保育ですとかそういった状況も全てひっくるめて、やはり自分の子供のことを考えているなということがすごく分かりましたので、ぜひ市長にも教育長にも、これからもこの寒河江市の子供のために、子供がとても暮らしやすいような寒河江市をぜひ、これからも継続してつくっていただければと思います。

これで、私の一般質問は以上でございます。

佐藤政人議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番、7番について、2番佐藤政人議員。

○佐藤政人議員 壮風会の佐藤政人です。

私は、去る4月23日に実施されました寒河江市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご温かい御支援を賜り当選させていただき、寒河江市議会議員に就任いたしました。1票を投じていただいた市民の皆様へ深く感謝すると同時に、皆様のご思いを重く受け止め、市勢の発展に尽力してまいりたいと思います。

初めての一般質問となりますので、少し緊張感ではございますが、無事に最後まで質問をしたいと思っております。

通告番号6番、これからの寒河江市の観光について御質問したいと思います。

令和5年第1回定例会でも柏倉議員のほうから御質問があったことと重複する部分ではございますが、違った切り口から質問したいと思います。

コロナ禍明けの観光施策は、全国の自治体がかぞって進めている状況だと思います。当然ながら、本市でも策定を進めている寒河江市観光振興計画の中でも、十分検討されていることとは思っています。

本市は、古くは旧石器の昔より生活を営んできた自慢できるふるさとであります。歴史、文化、食、自然と様々な観光資源が数多く存在しております。そのような中、本年度「寒河江市史を読む50の切り口」が刊行されました。これは、膨大な寒河江の歴史を50の切り口で簡潔にまとめられて、大変分かりやすく、あっという間に読みふけてしまうくらい面白く拝読させていただきました。刊行に当たり御尽力いただいた皆様には、大変感謝したいと思います。

さて、現在の本市の観光は、一般的な通過型観光ではないのかと考えております。京都文教大学の橋本和也名誉教授の論文によりますと、通過型観光とは、ほんの少しの一時的な楽しみとして消費することが特徴とされており、要約すると20分から30分くらいの出し物、1時間か2時間の散策、スポーツなど、どれもほんの少しの楽しみとして供されている、「ほんの少しの」や「寄せ集め」によって成立する大衆観光の特徴であると記載されております。要するに、よく知られていることをかいま見るとということが特徴だそうです。一般的な通過型観光が悪いわけではありませんが、本当に寒河江が目指す観光なのかと感じております。

さきにも述べましたように、本市においては多くの観光資源があると思っております。それらの資源を有効に活用するためには、ストーリー、物語が必要なのではないかと思います。例えば、昨年大河ドラマで話題となった「鎌倉殿の13人」関連で注目された大江家の絵本「大江公物語」とか、寒河江のさくらんぼの歴史とか、既に存在しているものもありますが、寒河江や周辺地域を網羅した、子供から大人まで分かりやすい寒河江が主役の物語が必要なのではないかと思います。また、映画やテレビ、アニメなどでモデルになった場所や建物などを巡る観光、いわゆる聖地巡礼というそうですが、よくニュースになります。残念ながら、本市には当てはまらないかもしれませんが、明確なストーリーがあることで、観光客はもとより市民の目にも留まりやすくなるのではないかと思います。最初は通過型観光で寒河江に来てもらい、リピーターとなってもらって足を運んでもらい、そしてもっともっと深い寒河江を知ってもらう。地域文化観光、いわゆる着地型観光を目指していただき、既存するツールや観光資源をつなぎ合わせ、各種組織のより緊密な連携等を実施することで、寒河江を最終目的地にさせていただけるのではないかと考えております。

そこで、市長にお伺いいたします。本市が目指す観光振興とは、どのようにお考えなのでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤政人議員から、寒河江市の観光についてということで御質問をいただきましたが、寒河江市は太古の昔から寒河江荘として、先ほどありましたけれども、多くの文化、歴史的な遺産、さらには大自然などもあって、我々としては誇れるものが多々ある、そういう地域だというふうに思っているところであります。

観光というのは、そもそもはやっぱり行って、

見て、サイトシーイングですから、行って見るというのが基本なんですかね、そもそもの始まりはそういうふう、だというふうに思います。どちらかという、通過型の観光がそもそもの始まりなのかなというふうに思います。

寒河江市が観光についてこれまでどういう取組をしてきたかということについては、改めて申し上げるまでもないわけでありませけれども、多くの寒河江市以外の皆さんが寒河江市に何を求めているかということの中で、どういうことを我々が観光資源として訴えていくかということで取り組んできたわけでありませ、御案内のとおり、やっぱり寒河江は何ととってもさくらんぼが特産品でありますから、さくらんぼを目玉にして、さくらんぼ狩りに多くの皆さんに来ていただいて、そしてその関連したイベントなどをして、そして慈恩寺などを見ていただくという、そういう観光誘客を中心にしてこれまで取り組んできたのは、大変事実だというふうに思います。

ただ、しかしながら、さくらんぼの時期というのは1か月ちょっとですかね、大変期間が短くて、年間を通して誘客ということになると、さくらんぼだけというわけにはもちろんいきませ。また、そのイベント頼みということでは、一時的な誘客にしかならないということでもありますので、我々としては年間を通した誘客、滞在時間の確保というのが大きな課題であります。そのための取組なども、これまでも周年観光ということをうたいながら取り組んできたわけであります。

観光客の皆さんに対してアンケートやインターネットなどで調査をしますと、市内の観光施設の中で、認知度がやはり一番高いのはチェリーランドというふうになっているところあります。チェリーランドが一番人気が高いということは、目玉のメジャーの観光施設が道の駅だということになるわけでありますので、文字ど

おりそこは寒河江の観光が、御指摘のとおり通過型観光になっているというふう認識をせざるを得ないというふうに思います。

こうした通過型観光からの脱却というものの目的の一つとして、現在御指摘のとおり、寒河江市観光振興計画の策定を目指しているところであります。この振興計画の中では、観光客の滞在時間の延長、先ほど30分とか1時間とか2時間とかいうお話がありませ、滞在時間の延長を促していく。そのために、体験、それからテーマ型観光による観光誘客というものを促進して、将来的には体験型観光の先進地を目指していこうという観光ビジョンを位置づけているところでございませ。

具体的に申し上げますと、御案内のとおり、今団体旅行から個人旅行へと観光の形態がシフトしているわけでありませので、こうしたことを踏まえながら、これまで寒河江のメリットでありますさくらんぼ狩りの観光に加えて、先ほど御指摘ありませ、寒河江のすばらしい歴史、文化、そしてスポーツアクティビティー、そして温泉など、この寒河江が有してございませ様々な観光コンテンツを組み合わせて新たな観光メニューを開発して、それも各世代が年間を通して楽しめるような体験、テーマ型観光による誘客というものを進めていきたいというふうに考えているところであります。

歴史文化に関する部分については、先ほどありませ、慈恩寺でありますとか大江公など、学びをテーマにした観光を進めていきたいというふうに思っておりますし、またスポーツアクティビティーの分野におきましては、ツール・ドでありますとか、マラソンでありますとか、ウオークでありますとか、トライアスロンでありますとか、様々なスポーツイベントを実際今やっているわけでありませから、そういったことをスポーツイベントと連携した、それを新たな観光誘客につなげていくということも必要な

のかなというふうに思いますし、また佐藤議員の第二のふるさとというか、グリバーなどでのジェットスキーですね、そういうこととか、冬のTASSHOでのスノーモービルなども、アクティビティーによる観光なども、これからやっぱり若い人に向けての取組として進めていきたいというふうに思います。そういう意味では、寒河江市の魅力ある観光資源というものをこれから最大限に生かしながら、既存のメニューに加えて観光客の新たなメニュー、観光メニューをつくって行って、特にさっきも申し上げましたけれども、若い皆さんの誘客を図っていくように、創出に取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、滞在型の観光を目指していくという意味では、やはり夜の観光というんですか、これは民間事業者の方々とも十分連携していかなければなりません、例えば寒河江やきとりなどの食を生かした夜の観光メニューと宿泊を組み合わせた市内周遊施策というものを充実させて、滞在時間を延長するというか、泊まっていたくということを目的にして、滞在型観光の推進を図っていければというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 今、市長のほうから御答弁いただきましたように、この通過型観光を着地型観光に転換することはなかなか難しいのかなとは思っておりますが、やはりこの寒河江の魅力をもっともっと発信することによって、着地型観光につながっていくのかなと思っておりますので、ぜひ寒河江ファンを増やすためにも実現していただきたいと思っております。

さて、着地型観光を目指す上で何が課題になっているのか。私が思うに、多くの素材があるのに生かし切れていないように思います。寒河江の豊富な観光資源を生かすためには、地域資源を理解したプロのガイドが必要なのではない

かと考えます。ボランティアガイドが駄目というわけではないんですが、やはり生活をかけて職業として活動してもらえるようなガイドがいれば、寒河江ファン獲得につながるのではないかと考えております。これは、かなりハードルは高いと思いますが、もし実現すれば、寒河江市の観光を飛躍的に伸ばす可能性を持っていると思っております。

そこで、今後の観光人材の育成、確保について、市長のほうからお考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 釈迦に説法かもしれませんが、寒河江市における観光ガイドの取組というのは、これまでチェリーランドのほうに総合案内所を開設して、市内観光施設の紹介とか観光情報の発信などを行っているところであります。また、さくらんぼの里・観光ボランティアガイドの会というのが、慈恩寺などでガイドを務めていただいております。これは、無料の観光ガイドを主に行っているわけでありまして。この慈恩寺でのボランティアガイドについては、大変詳しくて分かりやすいガイドだということ、本山慈恩寺の売りにもなっているわけでありましてけれども、観光客の皆さんにも大変喜ばれているわけでありまして、ガイドをする方が大分高齢化しているということもあって、やはり御指摘のとおり人材の確保、育成というのが課題になっているところもあります。こうした点などについて、今策定を進めております観光振興計画では、サステナブルな観光の仕組みづくりということで、この観光ガイドの育成というものを施策の一つとしているところであります。

本市が観光地としてさらに発展をしていくためには、御指摘のとおり将来的に職業として観光ガイドが成り立つということが大変望ましいわけでありましてけれども、まずは観光物産協会

にガイド専門の職員を配置すること、さらには観光関連の団体事業者などが、本市の観光情報を観光客に伝えることができるように、受入れ体制づくりを進めていかなければならないというふうに思っているところであります。そのため、観光関連団体、それから事業者に向けた研修プログラムを実施したり、現場のスキルアップと知識向上の支援、それから高校生ボランティアサークルチェリーズというのがあるわけにありますけれども、こうした地元の学生や若者などに対して観光地での実践的な経験を積む機会を提供するなどして、若い人たちにも地元の観光資源の魅力を知ってもらったりして、これからの将来の観光人材の育成を図っていければなというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、これは観光事業でありますから、民間事業者の方とも十分連携を図りながら、こうした新たな取組を継続的に進めていくことによって、本市の観光人材の育成、確保につなげていければというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 今、観光物産協会のほうにガイド専門の担当を置いていただくというようなお話がありましたけれども、やはりガイド、専門知識がたくさんあっても、ガイドとして何というんですかね、一つのことにとけているガイドさんも必要かと思えますし、やはり多くの知識を広く使えるガイドさん、例えば町なかを案内できるガイドさんとか、あと高瀬山周辺をガイドできるガイドさんとか、やっぱりそういうふうなニッチな、要は本当に細かい、細かいと言ったらおかしいんですけども、身近なところのガイドをできるような人がたくさんいると、寒河江はもっともっとよくなるのではないかなと思っております。

続きまして、通告番号7、これからの寒河江市のスポーツの振興について質問したいと思

います。

現在、本市においても、様々なスポーツの受皿として、施設整備や大会の誘致を行ってまいりました。特に、グリバーさがえを主会場とするトライアスロン競技では、平成29年よりパラトライアスロンナショナルチームの公認合宿地として活用されており、東京パラリンピックでは、何度も合宿に来ていただいている宇田選手が銀メダルを取るなど活躍いたしました。昨年は、残念ながら2度目の水害被害に遭ってしまい、予定されていた日本トライアスロンスプリント選手権が実施できませんでしたが、本年度は、これまで東京のお台場で開催されていた日本デュアスロン選手権の開催地と選定され、11月4日土曜日に開催の準備を行っているところです。競技団体であるJTU日本トライアスロン連合からも、先日市長のほうにも表敬訪問させていただきましたが、開催地としても期待も大変大きく、今年こそは無事に開催できることを祈っているところであります。

今後は、より上位の国際大会などを誘致し、寒河江に国内外からの選手関係者が多く滞在してもらい、寒河江の魅力を存分に味わっていただきたいと、多くの方が思っていることと思います。それには、現在事業を継続している寒河江地区かわまちづくり事業で、グリバーさがえエリアとチェリークアパークエリアをつなぐ河川管理用道路が必要不可欠となり、一日も早い完成を期待しているところであります。このかわまちづくり事業が完工されれば、これまで以上の活用方法が考えられ、魅力のあるスポーツエリアに変貌し、トライアスロン競技に限らずマラソンや自転車競技などが個別に開催可能になってくることと思います。また、河川管理用道路がグリバーさがえエリアから最上川ふるさと公園を経由して、平塩橋付近のチェリークアパークエリアまで公道を通らずに利用できること自体、運営側としても費用負担軽減にもつな

がることと思います。また、グリバーさがえの多目的水面広場では、新たにオープンウォータースイミングなどの競技が誘致できるのではないかと考えております。ぜひ、関係団体の皆様と調整していただきながら、実現に向けて話し合いをしていただきたいと思います。

今お話ししたとおり、寒河江市には、山形県内の他の自治体では絶対にまねすることができないスポーツイベントを誘致できる可能性があると思います。ぜひ実現していただきたいと、関係者共々思っているところです。

また、東京オリンピック以降、競技人口も増えてきたスケートボード関連として、東北最大規模の寒河江スケートパークでは、5月17日、さがえスケートボードフェスティバル2023が開催されたり、旧幸生小体育館を会場として定期的に開催されている寒河江スケートボードビギナーズスクールも盛況と伺っております。また、グリバーさがえにはパンプトラックも設置され、スケートボード愛好者の受皿としても期待したいところです。

本市では、既存事業と併せて数多くのスポーツイベントが開催されております。新第6次振興計画では、コロナ禍による生活様式の変化、スポーツニーズの多様化、取り巻く情勢の変化に合わせて、スポーツに親しむ、関わる等のきっかけづくりや施設整備や情報発信を充実させなければならないとあります。

そこでお伺いします。スポーツに親しむ環境づくりについて、今後どのように環境づくりを進めていくのか、将来どのような大会を誘致していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツに親しむ環境づくりについてですけれども、現在、市民一人一人が自身のライフスタイルに応じて気軽にスポーツを楽しめるように、スポーツ協会、スポーツ推進委員及び各種スポーツ団体と連携し、ア－

バンスポーツやニュースポーツを中心に体験教室等を行っております。例えば、若い世代に人気のスケートボードやボルダリングの親子教室、また年齢に関係なく楽しめるモルック、これは私も体験しましたけれども、初めてでしたけれども大変楽しく行うことができました。こうした幅広くスポーツを楽しむ機会を提供しておりまして、今後もそういったことを継続していきたいというふうに考えております。

中でも、東京オリンピック以降注目されているスケートボードについては、今議員からありましたように、旧幸生小学校体育館を実験的にスケートボード等の練習施設として使用しておりますが、1年を通して天候に左右されずに利用できるという一定の評価を得ております。あわせて、スケートボードスクールは、今年度からファミリー、ビギナー及び大人の3つのコースに分けて、多くの方から参加いただいているところです。

また、かわまち事業の進展により、議員がおっしゃられるとおり、グリバーさがえからチェリークアパーク一帯がトライアスロン競技だけでなく様々なスポーツイベントが開催できるエリアになるというふうに期待しているところでもございます。

今後とも、市スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携して、スポーツの機会を提供し、市民が主体的にスポーツに参画することにより、スポーツ活動の活性化を図っていききたいというふうに思います。また、安全安心、快適にスポーツ活動が行えるよう、体育施設を計画的に整備するなど、多くの方がスポーツに親しめる環境づくりも進めていきたいというふうに考えているところです。

将来、どのような大会を誘致していくかということについてですけれども、ニュースポーツやレクリエーション種目等の全国・東北大会規模の大会や、また地域特性を生かしたスポーツ

として、グリバーさがえの多目的水面広場等を活用したトライアスロンは、今後もステップアップが期待できるものというふうと考えております。今年度は、先ほどありましたように、11月に日本デュアスロン選手権大会、そして来年度は、水害によって中止が続きました日本スーパープリントトライアスロン選手権大会、そしてその後は国際大会等も視野に入れながら準備を進めていければというふうと考えているところです。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** まだまだスポーツに関しては、寒河江は可能性はたくさんあると思いますので、ぜひ一緒に皆さんと我々も頑張っただけで応援していきたいと思っておりますので、一緒につくっていききたい、いければと思っております。

トライアスロン競技は生涯スポーツと言われており、コロナ禍前の2019年のトライアスロンフェスティバルには、最高齢84歳、最年少小学1年生、遠くは大阪や愛知などからも参加されておりました。当然宿泊を伴う参加者が多くなるわけですが、そのような参加者の受皿の強化が必要かと思っております。先ほども述べたように、グリバーさがえエリアとクアパークエリアの管理用道路が完成すると、関連する競技者の合宿などの需要も多くなってくると思っております。また、本市のマラソン大会は、競うというよりも楽しむ方が多いと聞きます。やはり生涯スポーツとしての位置づけなんだなと思っております。

先ほど、観光の分野での質問でも述べさせてもらいましたが、やはり各種スポーツ大会やスポーツイベントも通過型観光になるのではないかと考えております。スポーツプラス歴史プラス文化、食、自然、温泉、ストーリー、全て組み合わせることができないとは思いますが、スポーツを核としてそれぞれのツールを組み合わせることで、寒河江の魅力がアップすると思

ます。また、学びの里TASSHOも大きなツールになると思います。現在も、スポーツ少年団を中心に県内外から御利用いただいているわけですが、ここに温泉設備でもあれば、上山の坊平とはいかないまでも、大学や企業の合宿利用もあるのではないかと思います。学びの里TASSHOでは、地域交流を売りにしていることから、また来たいという思いを持っていただき、地域もそれに応えるためもっと頑張れるのではないかなと思っております。

これまで、本市ではスポーツツーリズム推進事業として、自転車を使ったまちづくりとしてツール・ド・さくらんぼ、シクロクロス、ストライダーエンジョイカップ、トライアスロン等の競技やイベントを実施してきました。現在、後継事業として、縁JOYさがえ！新時代スポーツツーリズムとして継続しているとは思いますが、参加者や関係者に寒河江の様々な魅力を発信し、継続して参加したり、競技がなくても寒河江を訪れる、寒河江を目的とするきっかけになるのではないかと考えます。そこで、様々なスポーツイベントに参加される方を何とか寒河江市内にとどめるためにも、観光での質問にもございました、寒河江を目的とする着地型観光を目指していただき、大会参加と同じぐらい寒河江を楽しんでもらえることを目指していただきたいと考えます。

そこで、寒河江市のまちづくり事業としてのスポーツツーリズムの推進について、「する」「みる」「支える」をどのように実現していくのか、本市における方向性をお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** さくらんぼの時期に開催しているスポーツツーリズム事業として、さくらんぼマラソン、さくらんぼウォーク、ツール・ド・さくらんぼがあります。これらは、市民はもとより県内外からも多くの方に「する」スポ

ーツとして参加いただいております。さくらんぼ畑や市内の名所旧跡を歩く、走るなどしながら、本市の歴史、文化等にも触れていただき、ゴール後には得々クーポンなどを配付しまして、市内の観光や買物にも利用いただくなどの取組も行っているところです。また、3×3バスケットボール大会や、寒河江スケートパークのスケートボードフェスティバル、グリバーさがえのトライアスロンフェスティバルなども、市内外から多くの方に「する」「みる」スポーツとして参加いただいております。

スポーツとの関わり方で、「みる」スポーツについては、誰でも気軽に取り組み、スポーツの裾野を広げるといふようなことにもつながると思います。「みる」スポーツの活動により、人と人とのつながりが生まれるというようなこともあり、引き続き、「みる」スポーツを広げていくことも重要であるといふふうに考えております。令和4年度には、山形ワイヴァンズ、東北楽天ゴールデンイーグルスによるスポーツ教室を開催し、参加者の技術力の向上と、プロスポーツ選手との交流を図り、プロスポーツチームへの関心を促しました。このように、プロ選手の招聘等を行うことにより、スポーツの振興を図っていききたいといふふうに思います。また、モンテディオ山形寒河江市応援デーを設けるなど、「みる」「支える」スポーツとして、市民のスポーツへの親しみのバリエーションが広がるようにしていきたいといふふうに考えております。「支える」スポーツといふような面では、今年度もさくらんぼマラソン大会に、市内の小中学生や高校生をはじめ、山形市内の高校生や各種団体の皆様から、給水やコースの案内係などスポーツボランティアとして活動していただき、支えることの楽しさ、重要性を認識していただきました。そうしたことを通じて、スポーツを通じた交流促進にもつなげていきたいといふふうに思います。また、様々な年齢層

の方々がスポーツボランティア等の活動を通じて、地域社会の活動に参加できる機会というのを提供していきたいといふふうにも思っています。

スポーツを「する」「みる」「支える」それぞれの方法で楽しみ、個人や団体が連携、協働し合うことで、スポーツを通じたコミュニケーションの輪を広げて、感動を分かち合い、活力ある地域社会を目指すとともに、交流人口の増加にもつなげていきたいといふふうに思っているところでございます。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** スポーツツーリズムの推進といふことで、「する」「みる」「支える」という御答弁をいただきました。なかなかすごく「する」「みる」は分かりやすいんですけども、やっぱり「支える」ということがすごく難しく、私も実際、裏方として何年も関わってはおりますけれども、やはりスポーツボランティアをどう御理解していただけるか、これがこのスポーツツーリズムの推進の肝になってくるのかなと思っております。

これからの寒河江の可能性、スポーツイベントに関する可能性はすごくあると思いますので、ここもやはり、将来寒河江でしかできないものをたくさんやって、寒河江の一つの、先ほども言いました着地型観光の最終目的地の一つとして寒河江が選ばれるように、ぜひ努力してまいりたいと思います。

これで、私の一般質問は終わりたいと思いません。ありがとうございました。

野口康一郎議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号8番から10番までについて、3番野口康一郎議員。

○**野口康一郎議員** 4月に初当選させていただきました野口康一郎でございます。このたび初め

て一般質問をさせていただきます。

私は、25歳のときに地元に戻り、両親と共に家族経営の小さなお店を営んでおります。地元を盛り上げようと、寒河江市商工会青年部にも所属し、地域の仲間と共に様々な活動を通して、地域貢献活動や地域の課題解決に向けて努めてまいりました。今年で15年目になります青年部活動の途中、部長の役職もさせていただき、様々なことを勉強させていただきました。このたびの質問では、今まで経験してきたことを踏まえ、質問させていただきたいと思っております。不慣れではございますが、どうぞよろしくお願いたします。

では、通告番号に従いまして質問をさせていただきます。

通告番号8番、中心市街地の活性化について質問いたします。

寒河江市の新第6次寒河江市振興計画の主な取組の中には、中心市街地の活性化が明記されていて、市としても中心市街地の活性化が大事なことだと認識されていると思っております。

しかしながら、現在中心商店街連合会に所属している商店街は、本町通り商店会、寒河江駅前商店会、市役所通り商店会、フローラ共栄会の4つの団体しかありません。以前は寒河江中央商店街協同組合や、六供町大通り振興会などもありましたが、今は残念ながら商店が少なくなってしまうため、解散してしまいました。約20年前には32件の会員がいた寒河江駅前商店会は現在10件、24件の会員がいた本町通り商店会は現在11件、19件の会員がいた市役所通り商店会は現在8件と、約20年間でかなりの数の商店がおやめになってしまいました。これは、各商店会に所属しているお店さんで、黒字経営していても経営者の高齢化と後継者不足のため廃業してしまったり、時代の流れとともに売上げが減ってしまい廃業してしまったりと、様々な理由でお店が減ってしまい、空き店舗が目立っ

てきました。私が地元に戻ってきてからも、だんだんとお店が減ってきているように感じていて、中心市街地が活性化しているようには感じていないのですが、市としてはこの現状をどのように評価していますでしょうか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 野口議員から、中心市街地の活性化ということで、中心市街地の現状について御質問がありましたが、商店街をはじめとする本市の中心市街地については、一昔前までは確かに活力にあふれたにぎやかな中心市街地であったという名残はあるわけでありすけれども、現状は残念ながら少し物足りないという感じをしているところであります。中心市街地の活性化の問題というのは、寒河江市のみならず全国数多くの自治体に共通する大きな課題であるというふうに思いますし、また、逆に言うところが多様な可能性を秘めたテーマでもあるというふうに考えるわけでありすけれども、なかなか成果に結びつけるには難しい現状もあるということも認識をしているところであります。

本市におきましても、これまで商工関係団体などとの連携の下に、商工業の振興と中心市街地の活性化を目的とした様々な経済対策、にぎわいづくりなどを試行錯誤しながら取り組んできたところであります。コロナもあってでありますけれども、特に今年、今年度の取組の一例としては、コロナ以降4年ぶり、飲食を伴った駅前でのちえり〜マルシェ、駅前ふれあい盆踊り大会などが開催をされました。再開を待ちわびた多くの市民の皆さんが来場されるなど、にぎわい創出には効果があったというふうに思います。

しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたけれども、イベントというのは一時的なにぎわいに終わる場合が多々あるわけでありす。イベントだけに頼らない施策、仕掛けが必要で

あるというふうに思います。

新第6次振興計画でも指摘がありますように、今後さらなるにぎわい創出のために、特に若者が楽しめる工夫をしていかなければならない、恒常的ににぎわいのある中心市街地をこれから目指していかなければならないというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 今市長の答弁にもありましたとおり、やっぱりイベントは一時的なもので、やっぱり常に人がいるような状況をつくっていかなければならないなと思いますし、若者が楽しめるものということの御答弁ありましたけれども、私もそのとおりだなというふうに思っております。

私は、まちににぎわいをもたらすには、商売をする人を増やすこと、商店を増やすことがいいのかなというふうに考えます。特に、若い人がお店を出したり、今まで寒河江になかったような業種のお店があればにぎわいが出ると考えております。寒河江市としましても、新第6次寒河江市振興計画の基本計画第2章第3節に、にぎわいを生む商工振興で、中心商店街活性化を図るため、商工後継者、新規創業者を支援しながら、商店街のにぎわいづくりに引き続き取り組みますと明記されていて、創業者に対しての支援を考えていらっしゃるようですし、創業支援者の目標が令和7年で45人と明記されていますが、現在の創業者数は何名把握されていて、特に中心市街地に創業された方は何名いらっしゃいますでしょうか。また、具体的な取組があれば教えていただければと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御案内のとおり、第6次振興計画の商工業振興の課題取組の中で、中心市街地の活性化というのは大変重要施策に位置づけているわけでありまして、その目標値の一つに創業支援者数を挙げております。

これまでの新規創業者数であります、令和4年度までの3か年で、合計で49名いらっしゃいます。そのうち中心市街地における創業者は19名となっておりますが、新規創業者への支援の具体策としては、寒河江西村山1市4町と各商工会、金融機関、企業振興公社などの連携による創業前から創業後のアフターケアまで一貫した支援を強みとして、産業競争力強化法の認定を受けた創業支援計画に基づく創業セミナーでありますとか空き店舗補助金など、こういう支援をさせていただいております。創業セミナーにおいては、受講認定を受けることによって、創業に際しての課税免除でありますとか、借入れする場合の優遇策が受けられるというものでございます。こうした支援策については、いろいろ社会情勢の変化、それからニーズも変化していくわけでありまして、そのニーズに沿った支援なども今後検討していくということが必要かというふうに考えております。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

創業セミナーということで、若い人はやっぱりお金の面で大変苦労なされると思いますので、その課税の免除など、そういった取組もしていただけて大変ありがたいかなというふうに思っております。

寒河江市では、令和5年度、空き店舗対策等支援事業を行っていただいております。意欲のある方を支援していただける取組となっておりまして、商工業者にとりましても一歩を踏み出すきっかけになる、大変ありがたい支援事業だと思っております、感謝申し上げます。既に受付が終了したこの補助金ですが、商工会にも現在も創業の相談があるようです。商工会からも、そういった声に応えるために追加の要望書の提出があり、寒河江市としましても、それにお応えいただく形で補正予算を計上していただきました。

今後、ぜひ御検討いただきたいのですが、中心商店街に出店予定の方への手厚い支援をお願いできないかということです。中心市街地は家賃が高く、駐車場も確保しなければならないなど、郊外よりも出店しにくい環境のため、空き店舗が多くあるように感じます。そういった郊外との差別化を図ることはできないでしょうか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、市内の空き店舗や空き家を活用して創業する方を対象にして、家賃とか改装費用の2分の1、最大50万円の補助制度を設けているところであります。今年度7月までに3件の申請がございまして、既に当初予算の上限に達しているということでもあります。その後も、御指摘のとおり申請相談が数件あって、市としては今後の空き店舗などを活用した新たな創業機会をさらに後押しする必要があるというふうに考えまして、このたびの9月定例会に補正予算として事業費150万円を計上させていただいたところでございます。

今後の本事業運用に対して御質問がありましたが、中心市街地について郊外との差別化を図れないかということでございますが、現行の制度運用の中でも、中心市街地の空き店舗の家賃補助に対しては、中小企業だけではなくて大企業まで対象範囲を拡大しているということで、一部差別化を図っているところでありますけれども、ただいま御指摘がありますように、今後さらに中心市街地での出店を後押しするような制度が可能かどうか、制度設計ができるかどうか、いろいろ検討していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、何とか中心市街地の活性化をさらに図っていく手だてを市としても検討しながら努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 野口議員。

○**野口康一郎議員** 中心市街地のほうの差別化のほうも、ちょっと検討していただけないかということでございますので、ぜひ前向きな御検討をしていただければ幸いです。

各商店街があるところは、昔から住んでいらっしゃる方が多くて、お店を畳んでもその後も住宅として住む方が多くいらっしゃいますし、空き店舗になったところも店舗併用住宅のため、ほかの方が借りるといったことができずにシャッターが閉まった状態が続いていると感じています。空き店舗に若い人に入っていただき、さらに商店会にも所属してもらうことができれば、新たなにぎわいの創出のきっかけになると考えます。寒河江の中心商店街と言われているところが、現在のようなシャッターが下りていて人が歩いていない状態で本当にいいのでしょうか。行政として、空き店舗の利活用についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々も、このままの状態がいいというふうには思っておらないわけでありまして、何とかその活性化のための支援と申しませうか、手だてをやはり考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

先ほどお答えしましたように、その空き店舗対策の補助制度などを設けているわけでありませうけれども、議員からありましたように、市が空き店舗を直接利活用していくというのも施策の一つとして考えられるわけでありませうが、空き店舗を利活用するという取組については、自治体が直接店舗で事業を展開していくというケースでありますとか、自治体が支援しながら商工団体でありますとか商店街などが実施をしていく、実施主体となっていくなどという、いろんなケースが想定されるわけでありませうので、我々としては、今後、先行している、先進的な

取組をしている事例なども十分、他の例などを参考にしながら、課題なども整理をさせていただいて、市としての空き店舗利活用の可能性について調査検討していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

私もテレビなどで、商店会の空き店舗を、自治体の方と民間の方が連携しているいろいろなお店を出して、若い人が入っているなんていうところも拝見したことがありますので、ぜひそういったところを前向きに御検討いただければ大変幸いです。

私は、現在の空き店舗を若い人がチャレンジできる店舗にしてはどうかと考えます。新たに創業したいと思う若い人はいますけれども、若い人は残念ながら資金面で大変不安を抱えております。本当に自分がやろうとしている事業がうまくいか、継続して事業として成り立つか不安なため、一歩が踏み出せない方がいらっしやると聞いています。中心街にある空き店舗を利活用して、若者がチャレンジできるスペースを市で提供してみてもどうかと私は考えます。もちろん、ずっと借りてもらうのではなく、自身の事業が成功するかどうかを試すことのできる場所としての提供です。数か月単位での契約など条件は様々考えなくてはならないとは思いますが、一定の期間が過ぎたら商工会に相談して創業支援をしてもらい、寒河江に新しいお店をオープンするようにしてもらえば、寒河江のまちも活気づきますし、様々なお店が出店することは、市民の皆様にとっても、とてもよいことだと思います。

私は、商店のないところに人は住まないと考えます。商店がなくなれば、人はもっと便利ところに引っ越してしまい、ますます衰退する原因になると考えます。ぜひ、中心市街地に新しいお店が出店しやすい環境の整備をお願いで

きればと思います。

次に、通告番号9番、さくらんぼの街路灯についてお伺いたします。

フローラ交差点から北郵便局までの間と、フローラから寒河江郵便局までの通りに、さくらんぼをモチーフとした街路灯が設置されています。設置から20年以上の時間が経過し、機器自体が古くなり、破損して交換しなければならないものが増えていると聞いています。現在、フローラ交差点から小松医院さんまでの交差点の間には、18本の街路灯がありますが、現在故障のため、常時点灯しているのは1本もありませんでした。お話を伺ったところ、電気代は何かなるそうですが、壊れたときの修理費用が大変な負担になっているということで、簡単に直すことができないという現状だそうでございます。これは、街路灯を管理しているのが商店街単位でしているためだそうで、街路灯の設置をした当初は商店も多くあり、各店舗で街路灯の費用を出し合っていたそうですが、現在ではその店舗数が減り、各店舗の負担が多くのかかっていると聞いています。毎月の電気代と壊れたときの修繕費用は、各店舗にとって悩みの種です。道路に面している商店街の中には、電気代を払ってくださっている方もいるようですが、残念ながら払っていただけない方もいるようで、このままの状況がいつまで続くかと、皆さん不安に感じております。実際、ある商店街では、街路灯を撤去しようとする話も出ているそうですが、街路灯がなくなってしまうと、中心街が暗くなってしまいます。私は、このままの街路灯の維持は、いずれ困難になると考えます。

そこで、商店会の皆様と付近の町内会、行政で話し合いの場を設け、代わりとなる防犯街路灯の設置を提案してみてもいかがかと考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問にありますさくらんぼ街

路灯につきましては、フローラから北郵便局交差点にかけて、県道寒河江村山線の両側に78基、さらにフローラから寒河江郵便局交差点にかけて、県道天童大江線の両側に16基設置をされているところでもあります。いずれも、設置は寒河江市商工会というふうになっております。各通り沿いの商店や住民の皆さんにより構成された街路灯維持管理団体や、その町内会において、御指摘ありますが、各自で負担金を徴収して電気料の支払い、修理や電球交換などのメンテナンス費用を捻出して維持管理が図られてきたところでもあります。

しかしながら、これも御指摘ありましたが、昨今の情勢により各通り沿いの商店の数が減少し、運営費用の徴収が難しくなっている。さらに、老朽化により修繕費用も膨らんできているなどの、御指摘のとおり街路灯の維持管理に大きく支障を来している現状にあると聞いています。市のほうにも、街路灯維持管理団体から、さくらんぼ街路灯の修繕費用の負担増に対する支援を求める相談がございまして、今年度から商店街等にぎわい創出支援事業補助金というもので、補助率を3分の2にして50万円を上限とした街路灯の修繕費用にも対応できる補助メニューを整備しているところでもあります。これら補助制度の活用を図りながら、市としての支援を図っていく考えでありますけれども、各通り沿いの商店の今後の存続が、御指摘のように見通せないところもあるわけと聞いておりますので、街路灯撤去を含めた今後の在り方を検討しているところもあるというふうに聞いております。

市といたしましても、本市中心部の明かりを照らす街路灯でありますから、今後の在り方については、さくらんぼ街路灯の設置者でもあります市商工会を中心にして、街路灯維持管理団体でありますとか、各通りに面する町内会などによる意見調整を図っていただくようお願いを

しているところであります。この意見調整によって出された方向性について、町並み景観の観点なども踏まえて、市としてもどのような支援や対応が可能かどうか、今後さらに検討を深めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

今回、補助メニューを新しく出していただいたということで、50万円上限ということですが、結構1基当たり直すのにもそれなりにお金がかかるということで、正直50万円ではなかなかちょっと少ないのかなというところがございますので、今後増額などいろいろまた御検討などいただけたら大変幸いです。

私、防犯街路灯の設置のほうを御提案させていただいたのは、何もなくなってしまえば中心街が暗くなりますし、ほかから観光で来られた方は「寒河江の中心街ってこたい暗いんだがした」みたいな感じにやっぱりなってしまいますので、明かりがないというのはやっぱり観光面にとっても大変マイナスだというふうに思いますので、まずは防犯街路灯かなというふうに考えさせていただきました。

防犯街路灯のほうは、市のほうで設置をしていただけるということでございますが、その後の電気代、管理代は各町内会で負担するということがルールで決まっているようでございます。各町内会ともこのルールにのっとって防犯街路灯を維持なさっていると思いますけれども、近年では町内会に属さない方もいるということで、維持費の負担が課題だと聞いております。月々の電気代は、町内会で負担できると思います。しかし、壊れたときの修繕は、積立てをしっかりしているところでは問題ないと思いますけれども、積立てができていない町内会では大きな負担です。これからの人口減少、町内会の会員減少に当たり、修繕費の問題は今後市内全体の

問題になってくると私は考えます。私は、修繕費用の一部負担だけでも行政で負担、補助を出していただくなどの対策が必要ではないかと考えます。防犯街路灯の設置は、市民の皆様が安心安全に暮らすために必要不可欠なものです。今後も持続可能な街路灯運営ができるように御配慮いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

次に、通告番号10番、フローラ・SAGAEの利活用について伺います。

今年の3月に寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画が策定されましたが、フローラ・SAGAEは、御存じのとおり30年ほど前は民間のデパートがあったところで、私も小さい頃は、学校帰りなどよく遊びに行った思い出がございます。5階のゲームセンターで遊び、4階のレストラン街で食事をして、下の階で買物をするというように、一日中いたように記憶しています。今でも、その当時の話をすると、ああそうだよね、あったよね、などと昔話で大変盛り上がります。

さて、今の子供たちは、私たちの年代になったとき、私たちのように、当時よく遊んだ場所の話で盛り上がる、そんな印象に残る場所はあるのでしょうか。残念ながら、今の子供たちに寒河江のことを聞くと、「買物をするところや遊ぶところがない。寒河江って何もないところだよ」と言われてしまいます。学生のときに遊んだ楽しい記憶というものは、大人になっても残っていることがあるものですし、そのような思い出があるからこそ、地元を離れた後でも、寒河江がよかった、地元に戻ろうと思うのではないのでしょうか。

先ほど申した寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画の施設へのアンケートにも、行く理由がない、特に魅力を感じない、活気がないなど、フローラに対しての意見はあまりよくないように感じました。行政としましても、

フローラの空きスペースに新しいテナントに入ってもらえないかと、事業者を誘致したことがあると伺いましたが、どのような事業者に声をかけ、誘致した際にはフローラに入るメリットをどのように説明されたのか。また、残念ながら、最近は新たなテナントの入居には至っていないようですけれども、事業者の方からは、どのような理由で入居できないと断られてしまったのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで様々なテナント誘致に取り組んでまいりましたが、過去には雑貨屋さん、ファストフード、それからコンビニなど、若者が集まるような店舗にも声かけをいたしました。詳細については記録もなく、結果的に具体的な交渉には至らなかったようであります。また、金融機関に協力を依頼して、創業希望者との融資相談の際にフローラ・SAGAEを出店場所として紹介いただくなどの取組をしてきたところであります。

私どもとしては、共益費や店舗運営上負担感の大きい駐車場の維持管理が必要ないなど、コスト面での強いメリットを説明してテナント誘致を進めてきたわけでありまして、出店検討の事業者におきましては、人流や客層、それから施設周辺の状況などを調査して総合的に判断して、結果として出店できないとの結論に至るケースが多かったように思っているところであります。

いずれにしても、施設の老朽化でありますとか、これまでのテナント運営の経過、経緯などによって、商業店舗として様々な課題を抱えているわけでありまして、我々としては可能な限り今後も調整に努めて、引き続きフローラ・SAGAEのにぎわい創出を図る手だてとしてテナント誘致の必要性を感じておりますので、今後鋭意誘致に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 共益費や駐車場代無料など、結構魅力的なところではあるんですけども、残念ながら入居には至っていないというのが現状ということと、先ほど答弁にもありましたけれども、残念ながらその詳しい資料が残っていないというところで、それもなぜ残っていないのかなと大変疑問に思ったところなんですけれども、もし資料があれば、事業者側からのこのテナントに入ることができない理由がもうちょっと分かるかなと思いますし、その理由を分析して改善することができますし、もし改善することができれば、それをもう一度事業者側に提案することができたかもしれません。また、今後の誘致活動や基本方針の参考になることも考えられたと思いますので、ぜひ今後は事業者側からの声も参考にできるように御配慮いただければというふうに思います。

また、今回のその利用促進計画には、計画の期間が今年から令和14年までの10年間というふうにありますけれども、毎年膨大な経費がかかっているようなんですけれども、さらに10年今後の利活用を検討していくのでしょうか。我々にとっての10年は、あまり周りの環境に変化がないことかもしれませんが、子供たちにとっての10年は相当の時間の変化があると思います。もう少し時間をかけずに利活用について検討し、方針を決めて実行に移すことはできないのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御指摘のとおり、昨年度末、これまでの中心市街地活性化センター利活用促進計画を新たに見直しをして、今年度から10年間の利活用についての計画を策定させていただきました。現在、その計画に沿って順次事業を展開しているところであります。

今年度においては、計画の基本方針にも定められております空きスペースの有効活用、人々が訪

れるための目的づくりとして、高齢者などの体力維持教室、それから初心者向けのスケボアの体験会など、新たな取組を実施しているところであります。さらに、その計画の中で情報発信の重要性にも触れられておりますので、新たにインスタグラムを活用した情報発信も行っているところであります。

また、1階のカフェエリアの設置、それから学習支援室の機能充実、さらに4階フロア全体のゾーニングの変更など施設改修が必要なものについては、現在実現に向け課題を整理して、具体的な検討を進めているところであります。施設改修には予算も伴うものも含まれるわけですが、空きスペースも活用したソフト事業の実施など、すぐにでもできる取組もありますので、今後事業の実施については、優先順位をつけながらスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、中心市街地は御指摘のように、言わばまちの顔でありますから、本市の子供たちにとってまちの記憶をつくる場でもあるというふうに考えます。こうした視点を踏まえて、中高生世代の若者が、ここで感性を刺激する創造的な体験をすることで、いずれ寒河江に帰って仕事に就きたい、仕事を始めたいと思うきっかけづくりとなるような役割を果たせるように、計画の再調整を図りながら、フローラ・SAGAEの利活用を今後ともさらに進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

答弁の中で、中高生向けの施設、メニューの充実ということもあつたと思いますけれども、やっぱりあそこは寒河江高校、工業高校とかの学生さんが電車に乗る前とか、それからあそこで勉強して、それからその後おうちに帰るようなことで、結構中高生の利用も多いかなとい

うふうに思います。お話をお伺いしますと、夕方あそこで食べるものを売っているところが特にないということで、コンビニも近くになくなってしまいましたし、ファストフードまでも結構遠いということで、子供たち食べるものがなくて困っているなんていう話も聞いたことがありますので、ぜひそういった中高生向けのメニューなども充実していただけたらうれしく思います。

テナントとして入居されている事業者の皆様も、今後あそこをどうするのか、大変気になさっていると思います。このまま手直しして使い続けるのか、それとも大幅なリノベーションをするのか、それとも壊して新しい施設にするのか。学校の統廃合問題で、ほかの公共施設の今後を検討することが難しかったのかもしれませんが、私はこれから10年も時間をかけないでこの問題を解決しなければならないと考えます。どのように使うかについては、実際使う方が中心となって検討することが望ましいと思います。私も、新しくできた集客力のある施設を見学に行った経験がございますが、人が集まっている施設の方からお話をお伺いしますと、自分たちがどのような施設だったらテナントとして魅力を感じ出店したいか、お店側の意見が大切に取り入れられ、計画の段階でテナント側の意見が取り入れられているような施設が、結果的にお客様にとっても魅力的な施設になると学びました。フローラ・SAGAEも、そのような施設になってほしいと願いますし、市民の皆様にとっても魅力的な施設となれば、地元を代表する誇れる施設として利用者も増え、町なかのにぎわいの創出になると考えます。

寒河江の中心街に昔のようなにぎわいが戻り、これからの寒河江に住まう人たちが少しでも暮らしやすいまちになることを願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時39分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年9月8日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	齋 藤 真 朗 副 市 長
佐 藤 志 津 男 教 育 長	東 海 林 恒 企 画 創 成 課 長
小 泉 尚 財 政 課 長	菊 地 正 博 防 災 危 機 管 理 課 長
武 田 新 二 建 設 管 理 課 長	猪 倉 秀 行 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長
白 田 純 一 商 工 推 進 課 長	山 田 良 一 さ くら ン ぼ 観 光 課 長
今 野 育 男 学 校 教 育 課 長	

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美 事 務 局 長	柏 倉 勝 郎 局 長 補 佐
堀 和 敏 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第3回定例会
 令和5年9月8日(金) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和5年9月8日(金)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	アフターコロナにおけるさくらんぼを核とした観光振興と栽培振興について	(1) さくらんぼを核とした体験型観光の内容について (2) 紅秀峰とやまがた紅王について	8番 佐藤耕治	市長
12	学校施設整備計画について	(1) 講演や2回の有識者会議を終えての所感について (2) 新たな学校施設整備における防災機能の強化について		市長 教育長
13	さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設	(1) 3中学校のマンモス校1校への統廃合案に対する生徒と保護者の安全・安心について ア 仮に遠隔地となった場合、遠距	10番 渡邊賢一	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1 4	整備計画（中学校統合）改定案について 記録的猛暑や水不足による農作物への深刻な影響等について	<p>離・長時間通学で危険な暑さによる熱中症、暴風雪による低体温症等の健康不安について</p> <p>イ 新型ウイルス感染症蔓延等集団感染リスク及び不登校やいじめの精神的ストレスについて</p> <p>(2) 1校案及び2校案の具体的な財源比較について</p> <p>(3) まちづくりとの連動に向けた適地の立地条件等検討状況について</p> <p>(1) 異常気象による農作物被害と今後の温暖化対策について</p> <p>(2) 東京電力福島第一原子力発電所敷地内の汚染水海洋放出による農林水産業への風評被害や輸出農産物への深刻な影響と緊急対応について</p>		市長
1 5	観光振興計画における体験型観光による魅力的なまちづくりについて	<p>(1) 新たな助成制度創設について</p> <p>ア スポーツイベント参加者への無料温泉入浴や観光果樹園入園料及びお土産割引の特典について</p> <p>イ 障がい者向け二次交通の充実について</p> <p>(2) J R左沢線のイベント企画とサイクルトレイン導入について</p>		市長
1 6	さくらんぼシーズンに向けて実施した広告宣伝事業について	<p>本年、さくらんぼシーズンに本市が行った広告宣伝事業の検証と所感について</p> <hr/> <hr/> <hr/>	4番 児 玉 崇	市長
1 7	今後の観光誘客におけるPR活動や広告宣伝事業について	<p>知名度の向上、観光客の誘致、地域経済の活性化などを目的とした、今後の本市の市外・県外へのPR活動や広告宣伝事業について</p> <hr/> <hr/>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
18	現在の市内商工業者の業況について	新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻等による市内商工業者に対する影響と業況について		市長
19	今後の緊急経済対策への取組について	市内商工業者の現況を踏まえ、今後の緊急経済対策の必要性と想定している対策内容について		市長
20	教育問題	(1) 全国学力・学習状況調査の結果と分析 (2) 生徒の学力向上策 (3) 不登校の状況と対策	15番 荒木春吉	教育長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

佐藤耕治議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号11番、12番について、8番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 おはようございます。一般質問2日目トップバッターの寒政クラブの佐藤耕治です。よろしくお願いいたします。

今年の夏は例年になく猛暑、酷暑続きで、人も動物も作物に及ぶ、生命を維持することの大変な年でもありました。反面、台風や線状降水帯により被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号11番、アフターコロナにおけるさくらんぼを核とした観光振興と栽培振興について。新型コロナウイルス感染防止のため、3年間、

生活及び経済が停滞しておりました。今年の5月8日付で感染症法の2類から5類に引き下げられ全国一斉に実施され、生活面や経済活動も全国同時スタートとなったわけです。

(1) さくらんぼを核とした体験型観光の内容について。

さくらんぼ経済効果の一つでもあるさくらんぼ観光果樹園の観光客数は、県のまとめによれば29万2,200人と、前年比4割増加したものの、感染拡大前の令和元年度と比べて7割以下となっており、調査対象の果樹園も減少しているとのことであります。

本市のさくらんぼ観光果樹園の観光客数については5万9,164人で、前年比1.5割増加したものの、感染拡大前の令和元年度と比べると4割以下とお聞きしております。

そこで、こうした状況を踏まえた今後どういった取組をしていくのか、さくらんぼを核とし

た観光誘客についてお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

佐藤耕治議員からさくらんぼを核とした観光振興ということでお尋ねがありましたが、今年には行動制限がない中で迎えたさくらんぼシーズンということで、本市を代表する観光資源である観光果樹園でのさくらんぼ狩りを中心とした観光誘客を行ってきたところでありますけれども、コロナ禍などによりまして旅行形態が団体旅行から個人旅行へと変化したことなどもあって、JAさがえ西村山周年観光農業案内所で受付をした大型観光バスによる観光さくらんぼ園への入園者数、コロナ前、令和元年は1万2,015人でありましたが、令和5年は6,199人ということで、47%にとどまったところであります。

また、6月の1か月間における観光さくらんぼ園への入園者数につきましても、前年、令和4年は5万1,540人、令和5年が5万9,164人ということで、115%と増えている状況でありますけれども、コロナ前から見ますと、令和元年が16万16人ということでありますので、37%になっているところでもあります。なかなか以前の状態に戻るとのことまではいっていない状況でございます。

このような現状を踏まえまして、現在策定を進めております観光振興計画におきましては、寒河江の代名詞である寒河江のさくらんぼのPRを一層強化していくとともに、生産者や関係団体と連携して観光誘客の新たな施策を実施していくことによって、さくらんぼを中心に据えながらも、時代に即応した多様な取組を展開していく考えであります。

具体的には、特産品を活用した新たな観光施策の実施として、さくらんぼのみならずフルーツなどの特産品による新商品の開発、そのほか、観光関係団体による市内への誘客、それから観

光満足度向上を図るためのフォトスポット、さらには観光果樹園などへの施設整備の助成制度の創設なども考えているところでございます。

さらに、体験メニューと宿泊を組み合わせた滞在型観光を企画開発するとともに、テーマごとに市内を周遊できるクーポン、紙割引クーポンや観光アプリ「ぐるぐるさがえ」での割引クーポン、さらには寒河江市内周遊店舗割引パスポートなどを作成して、市内周遊施策の推進を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

コロナ前に戻るということは全国各地でもかなり難しいと言われております。当然のように、東日本ではこちらから行けば草津温泉とか箱根、大きな観光地は、京都も含めてですけれども、インバウンドも盛んに行われ、かなり経済が戻ってきているところもでございます。しかしながら、二流というわけではございませんけれども、本当にこれから観光をやっていく上で何が大切か、どうすれば来るのかということは、議場の中で議論することも大切ですが、やっぱり現場主義で、現場の方々からどのように意見を拝聴して、それを実に結んでいくかということが私は大切ではないかなと思っているところでもあります。

本市におきまして、観光振興計画の基本施策では、イベントを契機とした市内観光客の確保を基本施策としているようですが、市内の周遊施策をどのように進めていくのかについてお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましてはこれまでも様々なイベントを実施してきたところであります。春のひなまつりに始まって、桜まつり、つつじまつり、初夏には目玉でありますさくらんぼに関連したイベント、これまでさくらんぼ

の種吹きとばし大会やツール・ド・さくらんぼなども実施しております。様々なさくらんぼに関連したイベントをしております。秋には、これから始まりますけれども、東北一の規模を誇る寒河江まつりの神輿の祭典、そして冬には音楽とイルミネーションを融合したやまがた音と光のファンタジアなど、四季に合わせたイベントによる観光誘客を図ってきたところでありませけれども、各イベントごとの集客はあっても、年間を通した誘客、さらには市内の滞在時間の延長、拡大ということについてはやっぱり課題になっているというわけであります。

現在策定中の観光振興計画においては、イベントなどで本市に来ていただいた観光客の皆さんに、本市の歴史文化、食などに関して、新たに開発した体験メニュー、それから市内観光施設などをお得に回っていただけるクーポンなどを発行して、イベントと同時に本市の観光コンテンツを組み合わせた新たな市内周遊施策での滞在時間の延長を検討しているところであります。

また、市内周遊を図るクーポンなどの内容についても、イベント当日だけ使用できるものだけでなく、イベント後にも使用できるものなど、リピート率をさらに向上を図るための工夫をしながら、観光客の皆さんに何度も本市を訪れていただけるような仕掛け、施策の展開を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 振興計画の中で様々な視点からイベントをはじめとすることは大変重要であり、そのことによって、交流人口、そして関係人口、ふるさと納税のリピーター関係も含めて様々な関係する人口を増やしていくことがすごく大切だと思えます。

特にインバウンドにつきましても、通訳の方、そして学芸員の方、様々な方が専門職として行

っている京都、奈良、いろんなところがありますけれども、ボランティア的にやっている方々とすり分けすることも大切でもありますけれども、実際お金が発生しますので、どれだけお客さんが見込まれるかということからすれば、あくまでも予約ということが重要になってくるのかなとは思いますので、その辺も十分検討されまして、イベントからつなげる関係人口まで検討していただければなと思っております。

その中でも、観光と一口に言っても大変裾野が広く、個人や団体等も企画によって大きく変わってきます。さらに、交通手段、移動手段等も、随分交通網も整備されている昨今、広域観光の連携が必要と私は考えております。市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで広域観光の取組としては、御案内かと思いますが、西村山1市4町で組織する山形どまんなか探訪プロジェクト会議による、西村山郡の観光地や温泉を巡るスタンプラリーやツアーの造成を行っているところでありますし、また加えて、西村山郡の雄大な景色を楽しみながら自転車でツーリングするツール・ド・さくらんぼ、それから、観光客が落ち込む冬の誘客を図るための、音とイルミネーションの幻想的な冬の景色を楽しんでもらう、やまがた音と光のファンタジアなどを実施してきているところであります。

また、より広域で連携した観光の取組としては、村山の7市7町で構成するDMOさくらんぼ山形でありますとか、山形広域観光協議会において、観光情報に特化した情報をスマートフォンなどで手軽に得られる山形めぐり観光デジタルマップの作成でありますとか、山形県内と宮城県内のそれぞれ数か所を巡る仙山交流ドライブスタンプラリーなどを行っているところであります。1市4町だけでなく7市7町の広域連携による観光地づくりにも積極的に取り

組んできたところであります。

観光振興計画におきましても、近隣自治体と連携をして、今後増加が見込まれるインバウンドなどに対応した広域観光地づくりを進めることにしているわけでありますけれども、観光客の皆さんの滞在時間の延長に向けて、広域的な観光ルートの整備、それから他市町で実施するイベントとの連携などはこれからの観光の取組に欠かせないというふうに認識をしておりますので、ニーズなどを調査、分析しながら各自治体での共有化を図り、広域観光の体制整備を一層進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 観光の7市7町の連携、私もすごく楽しみにしております。これまで、東京ですとはとバスツアーから始まって、札幌でも半日コース、短いのも2時間コース、当然、1泊2日、2泊3日、3泊4日。7市7町を見れば、普通に2泊3日、3泊4日が可能なのかなと。当然体験を含めれば、連携した行動がこれから大きく観光客の誘客に結びついてくるのかなと私は思っております。

当然その自治体の中では、物によっては、たくさんあっても、泊まるホテル、旅館関係は絞られてきますので、その辺は会議の中でも、宿泊すれば金額的に金が随分その自治体に落ちるわけでございますので、その辺もうまく連携しながら7市7町を取りまとめて、大いに内陸の7市7町をPRしていただきたいなど思っているところであります。

今年6月のさくらんぼの経済効果からすれば、ふるさと納税ということであれば、昨年、全国のおふるさと納税額は9,654億円、総額3年連続更新をしたと報道されております。制度が浸透したほか、物価高で家計のやりくりが苦しくなり、日用品や食品といった返礼品を得るための利用も増加したと見られ、令和5年には1兆円

を超える公算が大きいと言われております。本市においても、低迷しているふるさと納税ではありますが、来年度に向けて頑張りたいと思います。

次に、さくらんぼの生産、流通についてお伺いいたします。

(2)、さくらんぼ、紅秀峰とやまがた紅王について。

紅秀峰は平成3年に山形県旧園芸試験場品種登録がなされ、令和3年には品種登録30周年祭典が行われ、ブランド確立・推進に向けた取組が紹介されておりました。

また、青森県では、さくらんぼ産地のブランド確立を目指して、平成25年に大玉さくらんぼ、ジュノハートも誕生しました。ジュノハートは、家庭の幸福をつかさどるローマ神話の女神ジュノと、果実がハート形であることから、甘みの強い紅秀峰と果実が大きいサミットの交配がなされた品種であります。

やまがた紅王は、紅秀峰を親に交配し、令和元年に山形C12号のブランド名を一般公募によりやまがた紅王と名づけられました。やまがた紅王の収穫時期は、佐藤錦と紅秀峰の間となる6月下旬から7月上旬となっております。

山形県では、青森県の大玉さくらんぼ、ジュノハートより後れを取ったことで、PRに重点を置いて展開しているように思われます。今年の県内の新聞、テレビ等の報道では、本格デビューを迎えたやまがた紅王が目立っているようでした。

本市において今年の紅秀峰のPRをどのように実施されたのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、今年はやまがた紅王の本格販売の年ということで、県が主体となって、デビューのイベントなどを総力を挙げてPRに力を入れてきたというふうに思っております。

寒河江市におきますさくらんぼのPRについては、今シーズンは、アフターコロナであることに加えて、昨シーズン後半の高温被害、さらには一昨年の凍霜被害による減収などが続きましたことから、言わば原点に戻る気持ちで、さくらんぼのまち寒河江のPRと啓発活動及び紅秀峰を中心とした流通、宣伝活動に取り組んできたところでもあります。

市内におきましては、6月1日から7月9日までをさくらんぼ月間と称して、本市がさくらんぼのまちであることを再アピールして、生産者の方々を含めた市内全体で盛り上げるよう、さくらんぼ一色にする取組を今年度初めて行ったところでもあります。

内容といたしましては、新デザインのPR広告を新聞の全面に掲載したほか、公用車及びタクシー業者の方から協力を得てラッピング車両の運行、そして市庁舎をさくらんぼ色に夜間ライトアップするなど、これまでにない取組を進めてきたところでもあります。さらに、県外におきましては、6月15日、東京大田市場におきまして、これは西村山地域の4町長さん及びJAさがえ西村山の組合長さんと共に、恒例でありますけれども、紅秀峰のトップセールスを行ったところでもあります。

また、今年度初めての取組としては、6月15日と16日の2日間、羽田空港第1ターミナルビル内におきまして寒河江紅秀峰PRキャンペーンを実施いたしました。初日には私も参加をしてのPR活動を展開したわけではありますが、2日間を通して来場したお客様から大変好評をいただいて、紅秀峰のさらなる知名度アップと多くの紅秀峰ファンを獲得できたものと感じているところでもあります。

そのほか、紅秀峰PRツールとして、専用デザインのポスターとはんてんを作成いたしましたし、活用しているところでもあります。

今後も、紅秀峰を中心としたさくらんぼのP

Rについて大いに力を入れてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 PRでは大田市場をはじめ羽田空港ということで、これまで何十年も市場関係のトップセールスは県をはじめ行っているわけでありましてけれども、これまでも関西方面にPRをしたり、様々行ってきてくださっていると承知しておりますけれども、時代時代で人の集まる場所に出前でPRをしていくという戦略がこれから必要性があるのかなど。当然、子供向けなのか、成人向けなのか、女性向けなのか、そして高齢者向けなのか、そういうにぎわいのある場所に出向いてPRするということが大切じゃないかなと思います。当然、チェリンをはじめ、様々な方々の関連団体との連携も必要でありますけれども、こちらから出向くということが重要になってくるのかなと思っているところでもあります。

このPRも、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、生産するために、災害が起きて結実がなされないと収穫ができないわけありますので、収穫をするためにしっかりとした基盤整備、環境整備が重要と思われれます。

その中で、農家が一つの指針を持つときに、どうやって栽培する指針を持つのかなということを考えてみますと、さくらんぼの栽培には、県、市等々で奨励品種という位置づけをしております。このさくらんぼの奨励品種については、令和5年3月29日現在で、山形県では奨励品種に佐藤錦、紅秀峰、優良品種ではナポレオン、紅さやか、やまがた紅王、特定品種として南陽、紅てまり、紅きらり、紅ゆたかと位置づけております。また、JAさがえ西村山では、基幹品種に佐藤錦、紅秀峰、結実対策品種に紅さやか、紅てまりと位置づけております。

本市が支援を続けてきた紅秀峰と新品種のやまがた紅王について、市長は今後生産戦略とし

てどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 紅秀峰につきましては、先ほど佐藤議員からもありましたが、平成3年に寒河江市で誕生した品種であるわけでありまして。食味、それから見た目も良好であります。日もちにも優れているということで、さくらんぼの流通や生産性を考えた場合、極めて優良な品種としてこれまで作付を推進してきたわけでありまして。また、従来品種である佐藤錦とも収穫の最盛期が重ならないことなどから、計画的な果樹経営を牽引する品種として生産者の方からも受け入れられてきたものというふうに認識をしております。

寒河江市としては、温暖化が進んでいく中であつても十分耐え得る品種であると思っておりますので、今後もこうした紅秀峰の生産優位性を生かして、安定的な果樹経営、そしてさらなる販売力強化を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

一方、やまがた紅王につきましては、今後の生産拡大が期待される品種であるわけでありまして。寒河江市におきましても苗木の購入補助などを進めておりますことから、作付面積は約18ヘクタールまで拡大しております。紅秀峰も含めて収穫作業の平準化が期待できることもあり、今後の生産者の意向なども注視しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ただいま市長のほうから生産戦略ということで、これまで行ってきた紅秀峰を核に、そして、これから農家のニーズに対応した栽培面積ということでやまがた紅王に力を入れていく、苗木の購入代の支援もしていくというお話でございました。

もう30年もたった紅秀峰が一気に去る、そして一気にやまがた紅王に転換するなどというこ

とは、私からすればあつてはならないことだと思ひます。

さくらんぼは桜の寿命と同じで、うまくすれば50年、60年育てることが出来ます。しかし、苗木のうちにいじめればいじめるほど寿命は短くなります。これは県の機関でデジタル化はしておりますけれども、篤農家の皆さんからすれば、青森から山梨県までありますけれども、それはみんな言う言葉でございます。ということは何を意味するかというと、実がつくまでの年数が7年から10年かかってしまう。当然5年目頃から実はつきましますけれども、費用対効果を見れば本当に収穫できるのは、7年目からでないと目に見える収量、販売金額が上がってこないということからすれば、同じ佐藤錦、紅秀峰、やまがた紅王、どれが並んでも全て3つが収穫時期がかぶってしまうというおそれが現実起こっております。

そんな中で、素人、プロといつても、同じ形状であれば、小さいほど形状が分かりにくいというのがさくらんぼの品種の特性でもあります。

その中で、これまで長年続けてきた紅秀峰をこれから栽培を続ける一つの指針として私が思っていることの一端に、これはやまがた紅王ブランド化プロジェクト会議の資料にもありますが、やまがた紅王は、当然皆さん御存じのように粒が紅秀峰よりも一回り大きい。それは皆さん承知の上だと思います。実際、食べ物は食べて何ぼの世界だとよく——お金の問題じゃないと、おいしいかおいしくないか。ちょうどネーミングでいえば、リンゴでいえば「日本一」「世界一」という品種もございます。それで、大玉にするために、ブドウ関係ではジベを2回も3回もかければ大きくなるんだねと。大きいほど味は淡泊になってきます。当然、ジュノハートもやまがた紅王も紅秀峰の血を引いているんですね。その血を引くことによって、大きさは大きくなりましたけれども、味は実際のところ

る糖度は低いんです。紅秀峰のほうが高いということが示されております。それは一般に報道なされているので、知っている方は皆知っておる中で、当然市長も多分、やまがた紅王、紅秀峰、佐藤錦、十分食べたと思われます。実際そこに並べて食べて口が飽きないのは、酸味がそこそこないと、淡白で何度も食べようとしなくなるんですよ。

その中で、一つの指針の中に私は、このプロジェクト会議の資料の中では、ゼロから7という品種では、大きさは当然今言ったように大きい。しかしながら、糖度では紅秀峰が一番高い数字が7、やまがた紅王は4.5。でも、酸味がすごくやまがた紅王は少ないんですね。もっと簡単に言うと、紅秀峰が食べ頃になったときには、糖度と同じように酸、どれだけ下がってきているか、そこが味の深みになってくると言われております。これはブドウでも食べ物は何でもそうなんですけれども、それを奥深く推進していくには、紅秀峰という果実そのものの味を消費者によく知ってもらうということがすごく大切ではないかと私は思います。あくまでも大きさ主義で販売されて、それが力を入れていくほど、後に、10年後、20年後廃ってしまったらとんでもないことになってしまうなど私は逆に懸念しておるために、この一般質問をさせていただきました。

続きまして、紅秀峰、これまで苗木育成費、雨よけハウス補助、そしてPR支援などをやっていただきました。市長はハード面、ソフト面を今後どのように考えているのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま佐藤耕治議員の紅秀峰についての思いなどを拝聴いたしました。寒河江市独自にこれまでも紅秀峰の販売支援策ということで様々展開をしてきております。紅秀峰の里ブランド推進事業と位置づけて実施をし

ております。

内容といたしましては、雨よけハウス整備の支援をする品質向上施設整備事業として、昨年度は42.2アール分の整備補助を実施しております。また、栽培面積の拡大や品種変更のための苗木購入支援も進めております。昨年度は紅秀峰の苗木176本の導入を補助しているところであります。

一方、ソフト面での支援につきましては、紅秀峰への改植を補助する改植支援事業、それから紅秀峰生産組織育成のための生産組織育成・栽培技術向上支援なども行っているところであります。そのほか、寒河江ブランド・魅力発信協議会の事業として、今年度も、先ほどお答え申し上げましたが、首都圏での紅秀峰のPR事業を行うなど、ブランド力強化に向けた事業も展開しているところであります。

今後につきましても、こうしたハード、ソフト両面から支援する事業は当然継続してまいりたいというふうに考えておりますけれども、これからの将来的なことなどについては、生産者あるいは農業団体などの声も十分お聞きしながら、また一方で消費者のニーズなども十分酌み取りながら、効果的な事業展開を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま市長のほうから、紅秀峰につきまして、ハード面、ソフト面、大変充実して支援をしていくという力強い答弁をいただきました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通告番号12、学校施設整備計画について。

学校施設計画の一般質問につきましては、今回で2回目となります。整備計画に対して、基本的に、西部地区小学校1段階1校案と市内中学校1校案については私は賛成の立場であります。今回は、素案が提出される前として、中身

について質問をさせていただきます。

(1)、学校施設整備計画における2回の有識者会議を終えての所感について。

学校施設整備計画では、寒河江市学校のあり方検討委員会委員17名による2年5か月の10回の会議と、学校、PTAや地区公民館等の説明会が実施され、パブリックコメントも実施されておりました。今年に入り、有識者会議が2回開催され、さらに長澤 悟先生によるみんなの学校について講話がなされ、私も傍聴させていただきました。

講演や2回の有識者会議を終えての教育長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

7月29日に、東洋大学名誉教授の長澤 悟先生と教育環境研究所の廣瀬和徳主任をお招きし、「みんなでつくるみんなの学校 ワクワクする学びの場を目指して」というテーマで講演会を開催しました。これまでも学校施設整備計画の説明会では、文部科学省で出しているイラスト等を使いながらこれからの学校について説明をしてきたわけですが、なかなか共通のイメージを持ちにくいというふうなことから、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」というふうな答申を中心になってまとめられた長澤先生にお話しいただく機会を設けたものです。

長澤先生のお話をお聞きしまして、学校施設の建設というのは単に施設としての問題ではないというふうに改めて強く感じたところです。子供たちの学びやいろいろな活動、地域との関わり、また教職員の働き方改革ともつながるものだというふうに思いました。

こうしたことをうまくつなげることにより、子供たちの学びがより楽しく、より広く、より深く、まさにワクワクするものになっていくというふうに思います。子供たちにとっても教職

員にとっても、あしたまた行きたいというふうに思える学校にしていくことが大事だというふうに考えます。そのためには、これまでの固定観念にとらわれず、未来志向で学校施設全体が学びの場になるというようなものにしていくということが大切であるというふうに思いました。

外部有識者会議では、教育、学校、まちづくり、環境や建築、防災などそれぞれの御専門の立場から、学校施設整備計画、そしてその改定素案、また今後の学校づくりや学習活動についても御意見や御助言をいただきました。

例えば、小学校と中学校の発達段階の違いを踏まえた学校の在り方や配置について、これまでも地域説明会や総合教育会議などでも議論された点ではありましたが、今回の会議でも御指摘、御助言をいただきました。特に小学校段階では、地域とのつながりを大事にしながら教育活動を仕組んでいくべきというふうに感じたところです。

また、中学校を1校とした場合の生かしていくべきメリットについて、市全体が中学校の学区というふうになりますので、学校外での様々な人たちとの交流とか学習活動を通して、郷土愛の醸成ということも図れるのではないかなというふうな御指摘もありました。

こうした視点も大事にしながら、総合的な学習の時間やキャリア教育等を実践していきたいというふうに思います。

そのほかにも、跡地利用に関しても様々なアイデアをいただいております。ある委員の方からは、みんなが幸せになれる学校づくりというふうな視点を大事にしてほしいというふうなお話がありました。子供たちにとっても、保護者の皆様にとっても、地域の方々にとってもよりよい学校づくりとなりますように努力してまいりたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 教育長の所感を聞かせていただ

きました。

私も第1回目の学校についての質問のときに、コミュニティ・スクールということを質問させていただきました。私も先生方の専門の方々から聞くと、多様性を持った考え方、そして地域とのつながり、そして郷土愛の醸成というものをすごく大切にしなければならない、これは地域の方々も同じ気持ちかなと思っております。これは、学校が1つになろうと2つになろうと、その気持ちは変わりがない。

しかしながら、私はこの現状の中で、中学校が統合された場合、5年間で百数名の方が少なくなっていく。そのことからすれば、今の段階の決断が、果たして10年後、20年後、30年後、築40年近く学校は守られていくので、そのとき、こうすればよかった、あのときこうすればよかったということがないようにしていただきたいという思いで、今回、学校整備計画について考えております。本当に多様性ということは、言葉上はあっても、どれだけの自分一人一人の情報の中でそれを思っているか。調べれば分かる、そういうことでは私はないのではないかと考えております。

そんな中で、有識者会議の中でも、森林資源による設計・施工や伝統芸能の活動、学校プールと市民プールの複合化などの意見も出されており、その中で教育長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 まず最初に、森林資源の活用につきましては、建築資材とか備品としての活用、また森林そのものの総合的な学習の時間等での学習素材としての活用など、いろんな面があると思いますので、そういったことを今後検討していきたいというふうに思っております。

伝統芸能に関しましては、学習指導要領においても、我が国や郷土の優れた伝統や文化に関心を持ち、理解を深めるとともに、それらを尊

重する態度を育てることは、日本人としての自覚を持ち、国際社会において主体的に生きていくために必要なことというふうにされています。それぞれの地域に大切に引き継がれてきた伝統芸能とか文化があります。そうしたものを継承していくためにも、例えば、統合した小学校においても、学校行事とか総合的な学習の時間等に組み込みながら学び、そして実際に体験していくというようなことが必要であるというふうに思います。

過去を学ぶということは、未来を考えるというふうなことでもあると思います。こうした活動により、先ほど議員から御指摘ありましたように、郷土愛の醸成、自分たちの住む地域の未来を考えるというようなことにつなげていければというふうに思います。

それから、人口の減少とか公共施設の老朽化に伴って、これからの学校建築を考える際には、プールなども含めてほかの公共施設との複合化について検討することも重要な視点であるというふうに思います。この点については、学校のあり方検討委員会の答申でも触れられておりますし、これまでも教育委員会や庁内調整会議でも話し合われました。外部有識者会議でも、体育施設、それから幼児施設、高齢者施設との複合化についてもお話が出ましたけれども、市の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ぜひ今後、公共施設を取り入れた、そして多様化する考え方も踏まえて、よりよい学校施設整備計画と同時に、公共施設と同様に地域のコミュニティーができるような取組も考えていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、(2)、学校施設整備計画における防災機能の強化についてをお伺いします。

現在、学校施設整備計画の改正の素案で、西部地区に拠点となる小学校を1校整備し、現在の高松小学校敷地内に新校舎を建設し、3校を統合するという案が示されております。

そのようになった場合、現在、醍醐小学校と白岩小学校については市の避難所となっていることから、廃止になってしまえば醍醐地区と白岩地区から避難所がなくなってしまうこともあるため、学校として廃止になっても、避難所として有効活用してはいかがでしょうか。市長にお伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、学校施設は児童生徒の学習生活の場のみならず、地域の生涯学習での利用など住民の皆さんが交流するコミュニティの中心的施設でございます。と同時に、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設であるわけであります。

市といたしましては、学校施設整備計画の改正を踏まえ、統合する学校の校舎や体育館などの建物や敷地の利活用について検討を進めるわけでありますけれども、御指摘の醍醐小学校及び白岩小学校については、現在、地域防災拠点の中心施設でありますので、避難所として必要な機能を残すなど、地域の防災機能を十分確保できるように対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。醍醐小学校、地区には大変新しい学校でもあるし、白岩地区にとっても大切な避難所でもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校施設は文部科学省管轄で、学校施設の避難所では総務省管轄となっておりますが、近年、総務省として避難所について柔軟に対応すると聞いております。

有事の際、避難所。地震大国日本と言われておりますが、夏場の台風にとどまらず、線状降

水帯が全国各地で発生している状況であります。備えあれば憂いなしと言われている中で、収束をしていないウクライナ侵攻を続けている_____ロシア、さらに、_____中国、頻発的にミサイル発射を行う_____北朝鮮。北朝鮮は昨年、建国記念日の前日に、核兵器を使用するための指揮権や条件などを明記した核武力政策についての法令を採択しております。

有事の際、地震、台風の自然災害や、北朝鮮_____によるミサイル発射等の避難所としても、市民の生命、財産を守り、安心安全に備えることが重要であると認識しております。

今後新しく整備される学校においては防災機能の強化をどのように進めていくのか、市長にお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害時におきます学校施設の役割というのは、先ほども申し上げましたけれども、多くは地域防災の拠点施設であります。児童生徒をはじめ地域住民の生命の安全を確保するとともに、誰もが安心して避難生活を送れるようにしておくことが大変重要でありますので、新たな学校整備に当たっては、こうした拠点施設や避難所としての機能が十分確保できるよう、設計の段階から検討する必要があるというふうに考えているところであります。

さらに、高齢者の方あるいは障がい者の方などの要配慮者を想定した施設の充実、さらには、弾道ミサイル落下時に行動を取りやすいように、窓際からすぐに離れられるように教室づくりを工夫することなども必要なのではないかとこのように考えているところであります。

市といたしましては、今後、国の方針や学校施設整備計画に基づきながら、関係機関や地域の皆様の意見なども十分お聞きし、新たに整備される学校についての防災機能の充実強化を進めてまいりたいというふうに考えているところ

であります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 防災機能はこれで一番いいということとはなかなかないのが現状だと思います。南部小学校のところにも、一昨年でしたか、ミサイル発射によって逃げることに、実際のところJアラートが鳴ってもなかなか逃げられない。職業柄、農林水産省関係で、私は鶴岡、酒田の漁業の前組合長さん、元組合長さんとちょっとお知り合いでもあって、排他的水域に落下しないことはよかったですではありますが、万が一、排他的水域に落ちて漁船に当たる可能性というものは、誰も補償もしてくれない。当たってから直すなんて、命を戻すことなんて絶対無理。これは全て政治の問題じゃないかということからすれば、私は答弁することができませんでした。本当にこれは、知事の問題、総理の問題、そういうことで済まされるのかなど。

そのたび、防災施設の中で、私は、学校ができたときに、5年後、10年後、20年後にそのようなことがあってはならない。そのために、せめて子供たちを守ってあげたい。私がうちから自転車で、車で移動しても多分間に合わない。せめて子供たちが核のことから——核を積んでいなくても、防風関係であっても、地下のシェルター関係を造らなければならないかなと思っております。

これは、あのとき造ればよかったということは、10年、20年たって、あくまでも地下ですので、設計上、建て終わってから修繕は不可能であります。ですから、住民全ての方というよりも、せめて宝である子供たちを守るために、スペース的にはどのくらいの面積か分かりませんが、地下シェルターというものは9.11をはじめ世界各国でかなり進んでおります。日本が進んでいないのがおかしいぐらいだというふうに私は認識しております。

本当にこの_____3国は、新聞、テ

レビ、ユーチューブ、いろんなところを見ても、実際のところは全部秘密であって、表に出てくるものというのは微々たるものでございます。そのために私たちができるのは、子供たちを守るための施策しかないのかなど。Jアラートが機能しても、二重サッシ、ペアガラスで聞こえないという現状もございます。ぜひ設計の段階から防災機能を充実し、そして保存食をはじめ備蓄品を十分に検討されて、学校施設整備計画を検討していただきたいと思います、一般質問をさせていただきました。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番から15番までについて、10番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 さわやか・立憲クラブ、渡邊賢一であります。

本市が収穫の秋の輝きとにぎわいを祈る寒河江八幡宮の古式流鏝馬や、第41回神輿の祭典で熱く盛り上がる寒河江まつりも近づいてまいりました。

この夏、7月、8月は、湿った暖かい空気が熱帯夜まで及ぶ記録的な猛暑の中、6月議会閉会日から約1か月半の短期間でありましたけれども、市民との対話で出された悲痛な声、声なき声を多くの皆様から託されてまいりました。

今回は、中学校の統廃合問題、農作物の被害、観光振興計画の3つでございます。大変盛りだくさんでありますので、時間の関係上、早速通告順に御質問をさせていただきますので、どうか誠意ある御答弁をお願いいたします。

通告番号13番、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備計画（中学校統合）改定案についてでございます。

1つ目が、3中学校のマンモス校1校への統

廃合案に対する生徒と保護者の皆さんの安全・安心についてお尋ねします。

先日も太田陽子議員の一般質問で、学校がなくなる地域の悲痛な叫びがございました。私も三泉地区の皆さんから悲鳴を伺ってまいりました。三泉村時代にまた戻されるんじゃないかなんていうふうなことを言う先輩もいらっしゃいました。

私はこれまで7回連続この課題で御質問させていただいておりますが、特に、中学校3校を1校に統合する、いわゆるマンモス校1極集中の問題点につきましては、何度も何度も繰り返し市民の反対の声を申し上げてまいりました。

今回、2回の有識者会議や講演会が開催されておりますが、有識者会議は全ての委員を教育長が選んだのでしょうか。イエスマンで反対意見が出ないので、最初から茶番だというふうな声。あと、鈴木貴子委員の発言、「統合は子供たちの育ついい経験になり、たくましく育つ。1校にしたほうが寒河江市全体を考える教育ができる」というそうした発言には、市民から驚きと、自分勝手な論理だと、怒りを禁じ得ないという感想を述べられています。

また、講演会は、130人の参加者のうち、多数が夏休みの学校関係者やPTAの動員でございました。一般市民の参加が少なく、また、前回、講師の問題についても御指摘したとおり、これはインターネットで見ると違いのない、非常に残念な内容であったというふうに感じました。

さて、保護者説明会、地区説明会で出された御意見、パブリックコメントなどの多くの反対意見が出されております。1,180筆の陳情、請願書についても、ちょうど昨年の9月議会前に提出されているところであります。それは、あり方検討委員会の保護者アンケートの結果、陵東も陵南も現状維持肯定が約6割、統合賛成派は、陵東16%、陵南は23%と少数。何も中学校

を1つにしなくていいのにとお考えの生徒や保護者、そして市民が多数であるからでございます。また、1学年当たりの学級数は、5ないし6クラスが最適とお考えが過半数でございました。

周辺自治体の天童市4校、東根市6校と比べても話になりません。つまり多くの市民の皆さんが、マンモス校1校でなく、中規模校2校を、これは学区を変更してもきちんと整備すべきだと希望しているからでございます。

また、学校で働く教職員の皆さん、労働組合の組合員の皆さんはなおさら、1校でなく2校でどうして駄目なのという声が多数であるからでございます。行き届いた教育ができない。施設や備品の利用に制限がかかる。校則が厳しく、指導は威圧的。部活動の格差が大きくなる。顧問教員の指導に限界が生じる。生徒間のトラブルが多発する。卒業しても同級生の名前と顔が一致しないなど、これは全国的な大きな問題となっているからでございます。

マンモス中学校の生徒数ランキング、これは2022のネットデータで検索したところ、1,000人規模のマンモス校は全国トップ30位にランクインするほどの過大な数字となります。ちなみに、資料にもありますけれども、東北では、2022年5月時点のランキングで、人口110万都市の仙台市立富沢中学校985人に匹敵する規模です。ふるさと納税のトップ争いならいざ知らず、人口4万弱の本市が競い合って、あまりにもナンセンスではないかという市民の声をまずはお伝え申し上げます。

それで、1つ目、仮に遠隔地となった場合、遠距離・長時間通学で危険な暑さによる熱中症、また冬は暴風雪による低体温症等、健康不安についてお尋ねします。

先日の米沢三中の生徒さんが下校時に起きた熱中症による死亡事案について、亡くなった中学生の方には心から御冥福をお祈りいたします

とともに、御遺族に対し衷心よりお悔やみ申し上げる次第でございます。

また、最近では山形十中の体育祭練習中の熱中症、これは中等症、軽症だったということでしたけれども、救急搬送事案など、これまた心よりお見舞い申し上げる次第であります。

さて、今夏は中学生の危険な暑さによる熱中症対策が問われてきたわけでございます。また、最近では、冬期間、暴風雪警報が度々出されることもございます。中学校の建設地がこれから検討されるということでございますが、これからも中長期にわたって、地球沸騰化、気候危機で異常過ぎるほど不安定な天気が続いていくという気象庁の予想にもなっているわけでありまして、新しい中学校が仮に遠隔地となり、多くの生徒が長時間・長距離の通学を余儀なくされた場合、生徒の健康と命の安全について教育長はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 米沢での下校途中の熱中症で生徒さんが亡くなられたということに対しまして、心よりお悔やみを申し上げる次第です。

今、御質問ありました通学に関わる生徒の安全面の確保についてですけれども、現時点で考えている計画を申し上げます。

国の基準等では、通学距離は中学校でおおむね6キロ以内、通学時間は1時間以内が目安となっておりますが、統合中学校の通学に関しては、現段階ではおおむね4キロを超えるような場合はスクールバス等での通学を検討しております。また、冬期間は積雪等で通学が困難となる生徒の増加も想定されますので、さらに対象範囲を広げてスクールバス等での通学を検討し、安全の確保に努めてまいります。悪天候や異常気象、災害等が予見される場合については、現在も各学校で対応しておりますが、児童生徒の安全を考慮し、学校の判断で休校や登下校時間

をずらすなど、教育課程の変更が必要になるというふうに思われます。

実際、夏季の危険な暑さや冬季の悪天候に関わる通学時の安全対策としては、下校時は生徒の体調やそのときの天候や気温を観察しまして、場合によっては時間をずらして下校させるといった必要があるというふうに思います。通常より下校時間が大幅に変わるような場合には、各家庭へさくら連絡網等で連絡をする予定としております。

このような対策を講じながら、生徒が安全に安心して通学できるように対応していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 あまりにも長距離になるとスクールバスの利用ということでお話がありましたけれども、今後の説明会で説明するからということで、提案の中では先送りされておりますけれども、生徒の命を守ることは何よりも最優先にすることが不安解消になるというふうに思いますので、ぜひ安全安心の観点から遠距離・長時間通学とならないよう、市街地にとにかく造っていただきたいし、今の環境を変更しないようにしていただきたい。今後の説明会前に素案の補強修正と見直しを強く求めたいというふうに思います。

次、2つ目、新型ウイルス感染症蔓延等で集団感染のリスクが非常に高まっている。また、不登校やいじめの精神的ストレスについてお尋ねします。

保護者の皆様から不安視されている集団感染、社会問題となっている不登校やいじめ。加えて、前の質問でも申し上げましたけれども、過去に起きた痛ましい悲劇、天童市や酒田市で起きたこうした悲劇を繰り返すことのないようにするためにも、生徒の精神的ストレスを解消しなければならないというふうに思います。教育長は説明会で、いや私の若い頃はとか私が教員だっ

た頃はなんていうふうに、1,000人規模のマンモス校を美化するようなお話は度々されますけれども、今の時代はそうではないということを強く申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍前に検討されたあり方検討委員会の答申でありますから、集団感染リスク回避については、一文、柔軟に対応することが可能な施設設備というふうになっていきますけれども、残念ながらこれは十分な記述とはなっていないというふうに思います。

マンモス校の校舎に生徒と教職員合わせて1,000人を超える大集団が一同に生活しなければならぬ。この計画では、非常に感染リスクが高くなることで、身体的にも精神的にも不安は増大するばかりです。こうした問題についてどのようにお考えか、教育長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 議員御指摘のとおり、児童生徒が抱えるストレスの軽減、解消については、大変重要な課題であるというふうに私も認識しております。例えば、現在においても、長引いたコロナ禍や夏の異常気温等の経験も、現在でもストレスの要因の一つになっているというふうに思われます。

御質問の感染リスクに関しましては、厚生労働省からは、感染リスクが高まるのは、仕切りで区切られている狭い空間に長時間、大人数でいる場合が多いというふうに示されているところです。

こうした観点から、統合中学校においては施設の工夫として、例えば24時間換気システムや自動検温器の導入、現在の教室よりも広く壁が開放できる教室、特定の場所に限らず活用できるICT機器の設置なども検討していきます。こうしたことにより校内をうまく活用しながら、生徒間の距離を十分に確保し、感染リスクを下げ、授業を受けることが可能というふうに考え

られます。

また、感染や感染への不安が理由で直接授業に出席できない生徒には、リモート授業を行うことで学習が保障できるような手だてを考えていきたいというふうに思います。例えば、感染リスクが高まっている場合には、儀式的な行事などを行う場合には、ICT機器を活用し、対面とオンラインのハイブリッド方式での開催も可能であるというふうに思います。

こうした手だてを取りながら、感染リスクによる精神的ストレスの軽減に努めてまいります。

統合中学校を建設する際には、教室や各種設備等の配置など、感染リスクを下げるができる施設というふうな視点も含めて考えていきたいというふうに思っております。

また、不登校やいじめに関わってですけれども、様々な精神的なストレスが蓄積することにより不登校やいじめの要因となるということが考えられます。そうしたストレスを軽減するための手だてとして、ハード面では、先ほども申し上げましたけれども、校舎の工夫ということが挙げられます。統合中学校では、空間的にゆとりがあり採光が十分な明るい教室、廊下等には談笑できる場所を確保したり、多目的スペースの一角にはベンチなどを置き、くつろげる空間を設けるなど、居心地がよくストレスを感じることが少ない学校施設を考えていきたいというふうに思います。

ソフト面では、統合し学校規模が大きくなることで、学校・学年行事等でのダイナミックな展開も期待できます。その中で、多くの仲間と共に活動を精いっぱい頑張ることや、友達と協力することで得られる達成感や充実感を大切にしたいというふうに思います。このような経験を積み重ねることは生徒の自己肯定感を高めることにつながります。

また、学習面においても、各教科の教員同士が授業についての研修を深め、生徒が学ぶこと

の楽しさを感じられる授業が行われるように支援していきたいというふうに思います。

以上のようなことも含めて様々な手だてを取りながら、学校生活における精神的なストレスを少しでも軽減できるよう、注意深く生徒一人一人を見守れるような学校となるよう心がけていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 全国の事例を見ますと、学校行事には制限がかかって、体育祭も2日間、3日間しなければならないとか、体育の授業も非常に四苦八苦して、1つとか2つのグラウンドを、本当に苦勞してそこで授業を行っているというふうなことでした。

今ありました、新たなコロナウイルスの変異株によっての集団感染リスク、あと学校現場におけるその予防対策というのは、これからますます続いていくというふうに予想されますし、改定案の中で、不登校やいじめの問題は切り離して今後も説明会で説明すると、これまた先送りされているわけですが、生徒の命を守ることを何よりも最優先することが保護者や生徒の不安解消になると思いますので、これについても、素案の補強、修正を、見直しを強く求めたいというふうに思います。

続いて、次の質問に入ります。1校案、2校案の具体的な財源比較について記載があったものについてでございます。

まず最初に、義務教育行政の現場にこうした財政やコストの論理を持ち込むこと自体、私は大変遺憾であるというふうに思います。さらに、改定案に出されてくる建設費の財源比較については、市民から、具体的にどの市町の実例なのか全く根拠不明の内容で、ただ数字だけが独り歩きしていると指摘されているのでございます。2校だと市の負担が多いので、1校案を何が何でも決定したいがための財源比較。この資料を拝見しても、私も理解できません。

議員懇談会でも申し上げましたけれども、市の財政負担が少なければいいとか、子供にお金をかけない、かけたくないとか、その前に具体的な資料で市民の皆さんに分かりやすく示していただけないでしょうか。文部科学省の学校設置基準生徒数は481人。それ以上の校舎面積ということで積算根拠が出てくるんだと思いますけれども、教育長、そうしたものも含めていかがですか。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 1校案の統合中学校の施設の内容としては、普通教室、特別支援教室、特別教室などを含む校舎、メインアリーナとサブアリーナを含む屋内運動場、そして屋外運動場などで授業や学校行事を適切に行うことができる広さを想定しております。また、教室数については開校時の予想生徒数954人に応じて設定することとなりますので、普通教室約30室、特別支援教室5から6室、その他、理科室4室や音楽室2室などの特別教室を想定しております。

2校案の場合におきましては、陵東中と陵西中の統合中学校については、予想生徒数410名、普通教室約14室、特別支援教室2から3室、理科室2室、音楽室2室などの特別教室、そして屋内運動場、屋外運動場が想定されます。陵南中学校は予想生徒数544人、この場合は、普通教室約18室、特別支援教室3から4室、理科室3室、音楽室2室などの特別教室、そして屋内運動場、屋外運動場が想定されます。

1校案と2校案の建設費については、一般的な学校の建設費の基準単価を参考に算出しますと、1校案の建設費は約75億円が見込まれます。そのうち、学校を統合する際の現在の補助制度では、国庫補助の基準額の2分の1が国の補助となります。

2校案の建設費は約100億円と見込まれます。そのうち、統合する1校分の建設費約40億円についても同様に国庫補助の基準額の2分の1が

国の補助となりますが、統合しないもう1校分の建設費約60億円においては国庫補助の対象となりません。

また、1校案、2校案どちらの場合でも、別途土地の購入が必要になります。

1校案と2校案の建設費の比較をした場合、市の負担の差は約45億円と見込まれます。

なお、実際の建設費等については、よりよい学習環境の整備等の理由や今後の物価上昇などの影響により、増加する可能性があるというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 国庫補助事業の公立学校施設整備費負担金についてでございますが、今教育長のほうから説明がありましたけれども、必ずしも統廃合が前提とはなっていない記載になっておりました。原則国庫補助2分の1、あと屋外施設やプール、社会教育施設については3分の1が国庫補助でございます。

未来の宝である子供たちのため、義務教育に財政負担できないような計画で市民が誤解をしないようにしていただきたいし、また、今後の説明会の前に、素案の2校案への見直しも強く求めたいというふうに思います。

また、教育費の関連ですが、今回、議第48号の議案で生涯教育の拠点である市立図書館の指定管理者導入を提案されておりますけれども、これも安上がりな教育にしていくことについて市民より反対の意見が多くありますので、これも謹んでお伝えしたいというふうに思いますし、さらに、計画の当初あるいはあり方検討委員会のときに事務方トップをしておられた前課長の建設業界団体への再就職について、これは市民からも疑念を持たれているところについてもお伝えしたいというふうに思います。

さて、3つ目、まちづくりとの連動に向けた適地の立地条件等の検討状況でございます。

依然として中学校は1校案ありきの進め方に

ついて、市民から「どこに建てるか分からない」「いや、もう決まってるのんねが」というふうに言われております。市民は、賛成も反対もない。具体性に欠け、2年延長したって何が何でも1校にしていくんだというふうな計画であるから、これまで以上に理解に苦しむというふうな市民の声がございます。

そもそも、あり方検討委員会答申から計画策定までの異常な早さ。そのロードマップに無理があり、市民の声がほとんど反映されず、前のめりで進めてきた結果と反省すべきでありますし、具体性のない計画に、市民は初めから結論ありきではないのかというふうに不信が募るばかりではないでしょうか。

さて、ロードマップの計画スケジュールでは、庁内調整会議がこれまで6回開催されているとお聞きしております。想定される中学校の規模から、基本計画に反映しなければならない敷地の面積、校舎、体育館などの建物の構造や配置、屋外のトラックや野球場などの運動施設について、どのような適地の選定を進めているのでしょうか。

これは前回の質問でも申し上げましたけれども、その際、立地条件となる市街地の中心部からの距離、既存の体育施設や文化施設の動線、これからのまちづくりとの連動、そのための都市計画マスタープランの改定、見直し、これに基づく学校周辺のアクセス道路など、インフラ環境整備を同時に進めなければならないというふうに思います。

そこで質問ですが、6回の調整会議では、現在の陵東中、陵南中を中心とした2校案も含め検討されている状況なのか。また、仮に1校とした場合、2年延長しての実施計画策定に向けたこれらの検討状況について、市長にお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分とします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時15分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お尋ねの学校再編に関する庁内
調整会議でありますけれども、委員長を副市長
にさせていただいておりますので、検討状況につ
いては副市長のほうから御答弁を申し上げます。

○柏倉信一議長 齋藤副市長。

○齋藤真朗副市長 まちづくりとの連動に向けた
中学校の立地条件等に係る検討状況につきまして
御質問いただきましたので、庁内会議の座長
役を務めております私からお答えさせていただきます。

寒河江市学校再編に関する庁内調整会議につ
きましては、学校再編に関しまして教育委員会
と庁内の関係各課との連絡調整を行うために設
置した会議でございます。令和5年1月からこ
れまでに6回の会議を開催し、学校施設整備計
画に関する課題や教育委員会における検討状況
について庁内で共有を図りますとともに、通学
方法でありますとか放課後児童クラブや指定避
難所の配置、あるいは他の公共施設との複合化
の検討など、まちづくりに関する課題について
協議を行っているところでございます。

学校用地の選定につきましては、寒河江市学
校用地候補地選定委員会をこれまで令和4年度
中に2回開催しておりますが、学校施設整備計
画を改定することとなったことに伴いまして、
現在は中断している状況となっております。

なお、教育委員会にて学校施設整備計画を改
定した後は、速やかに候補地選定委員会を再開
しまして用地選定を進めてまいりたいというふ
うに考えております。

中学校施設の整備内容に係る具体的な検討に
つきましては、これも学校施設整備計画の改定
後となりますけれども、用地選定と並行しまし

て、市民の皆様の御期待や御要望にできる限り
応えられるよう教育委員会が丁寧に進めていく
というふうに聞いておるところでございます。

新たな中学校を建設するという事は、そこ
から少なくとも50年以上、子供たちがその場所
に通い、学び続けるということになります。ま
た、大規模な用地が必要ということになります
ので、周辺の土地利用や道路網の整備と併せま
して市のまちづくりと密接に関わる大変重要な
事業となります。市の将来像を見据えながら、
来年度から予定している都市計画マスタープラ
ンの見直しと併せましてしっかり検討、協議し
てまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今の状況については副市長から
あったとおりでございますけれども、ぜひ、1
年前、市民の会の皆さんが要望書を出していま
すけれども、その5番目、スクールバス等によ
る通学は最小限にとどめ、徒歩通学や自転車通
学が基本となるようにすること。市街地からぜ
ひ離れないように、農地の中にぽつんと行くよ
うなことの無いようにですね、仮に1校案です
よ、それを進めようとした場合にはそういった
ところもしっかりと検討していただきたいし、
ぜひ2校案で見直していただきたいことを強く
求めるものでございます。

さて、時間がありませんので、通告番号14番、
記録的猛暑や水不足による農作物への深刻な影
響等について御質問させていただきます。

1つ目、異常気象による農作物被害と今後の
温暖化対策について。

先ほどの佐藤耕治議員の質問の中にも若干か
ぶるわけですがけれども、私は末端の実行組合の
組合長もさせていただいて、専門家のお話につ
いてはちょっと理解できないところも多々あり
ましたけれども、今年度産の水稻や野菜、果樹、
そして畜産関係について、全国的に深刻な被害
が出ているというふうに言われています。

先日、県の被害状況調査結果が報告されておりますが、連日の熱波と水不足によって、これから収穫されるリンゴやラ・フランスの腐食、小玉傾向、着色不良など、例年になく被害が広がっているようであります。また、さくらんぼをはじめ、果樹の樹体に少なからず影響が出てきております。

さて、本市の農作物、果樹全般の当面の被害対策、中長期的な温暖化対策についてどのように検討されているのか、御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この異常とも言える暑さに伴い、県内はもとより、全国的に高温や渇水、水不足による農作物等への影響が出ているわけでありませう。

農林省より8月29日に発表された野菜の小売価格動向調査によりますと、キュウリが平年比の20%、トマトが15%のそれぞれ高値となっており、高温による品質低下に伴う品薄状況になっているようでございます。

一方、地元JAさがえ西村山によりますと、現在最盛期のナスの出荷量が平年の約20%減少しているほか、先ほどありました早生種のリンゴ、つがるなどが夜温の高さによる着色不良と果実肥大不足、小玉傾向ということでもあります。これらも踏まえまして、県からも高温に関する農作物被害に対する注意喚起が出されているところでもあります。

また、先般報告を申し上げましたが、水稻の作柄概況、本県の作柄は平年並みということでしたが、今後、高温による胴割粒や白未熟粒の発生による品質低下が懸念されることから、県では例年より1週間から10日ほど早く収穫を始めるよう呼びかけているところでもあります。

また、野菜や果樹につきましては、雨が少ない状態が続いておりますことから、秋の収穫に向けて、圃場の乾燥を防ぐための適切なかん水

と病害虫の発生にも注意喚起が出されているところでもあります。

また、今季の収穫を終えたさくらんぼについては、先ほどありましたが、来年度の花芽分化、花芽をつくる重要な時期だということでもありますので、土壌乾燥の程度を確認し、適切なかん水が必要となってきたところでもあります。

畜産については目立った報告はありませんが、酪農、乳牛の体温が上がりやすいということから、畜舎内の換気や送風による暑さ対策には十分注意をしているというふうに向っているところでもあります。

現在のところ、市内での高温や渇水による被害の報告は入っておりませんが、仙台管区气象台によりますと、向こう1か月間は気温の高い日が続く予報ですので、今後の状況を十分注視してまいりたいというふうに思います。

それから、果樹全般の中長期的な温暖化対策ということではありますが、本市は御案内のとおり、さくらんぼをはじめブドウ、桃、リンゴ、ラ・フランスなどの様々な品種と高品質な果物を生産しているわけでもあります。今後こうした果樹作物を本市の農業の中心に据えて農業振興を進めてまいりたいというふうに考えています。

寒河江市内にあります県の園芸農業研究所、前の園芸試験場でありますとか、県の農業総合研究センターでは、農産物の高温耐性品種の開発でありますとか、地球温暖化や気象変動に対応した栽培技術の開発を進めているというふうに向っておりますし、さくらんぼについても、高温障害、凍霜害回避技術や結実安定技術、着色向上技術などの研究がされております。これらの研究の成果が現場に反映されることを期待しているわけでもあります。

そのほか、県の西村山農業技術普及課からの技術指導、またJAさがえ西村山による営農指導などを活用して適切な樹体管理を進めていた

だくなど、環境に対応した果樹経営を農家の皆さんには行っていただきたいというふうに考えているところであります。

市といたしましても、状況を注視しながら必要な支援策を今後検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 県内の自治体でも、鶴岡市など農作物高温対策本部が設置されたところもあるようでございます。今市長からありましたけれども、農業関係機関と連携をしていただき、農家の皆さんの収穫直前の不安を解消していただくように、そしてしっかり対応していただきますよう重ねて要望いたします。

次に、東京電力福島第一原子力発電所敷地内の汚染水海洋放出による農林水産業への風評被害や輸出農産物への深刻な影響と緊急対応でございます。

まず、この問題については、2011年の原発事故及び汚染水発生当時の原点に戻り、あえて専門家や多くのジャーナリストから引用されてきた「汚染水」という呼称、表記にさせていただいたところでございます。

2013年12月10日の第1回汚染水処理対策委員会で総合評価を行うべきと技術提案を経て、2015年8月、政府と東京電力が全漁連、福島県漁連と交わした文書に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」との明確な約束がある中で、全漁連は、科学的に安全であると言っても、安全と安心は違うと、放出に反対することに変わりないと明確に反対表明して、福島県の21自治体議会で反対決議をはじめ、宮城県、茨城県など多くの水産業関係者が反対している中で、政府は24日、海洋放出を強行しました。これは民主主義の否定であり、断じて許せない暴挙であります。

さて、本市の水産業関係者からは、サケやサクラマスなど、寒河江川、最上川を下り、遠い

オホーツク海、太平洋、ベーリング海、アラスカ湾まで回遊し、3年か4年後に生まれ育ったふるさとに母川回帰して遡上してくる魚の安全性も疑われるのではないかとというふうに心配されております。

また、農産物のさくらんぼをはじめとする果物や畜産品など海外輸出についても、これまでもアジア諸国から輸入禁止の措置が行われてきましたけれども、今後も自由貿易ができなくなるのではないかと農家の皆さんは非常に心配されており、緊急的な対応が必要だというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員からありましたが、国では8月24日に各業界団体に対して、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力についての依頼を出しております。福島県及びその近隣県の商品取扱いに関し、風評被害などを生じさせないよう要請をしているわけでありまして。また、ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口の設置及びアドバイザーの派遣を行うということにしており、風評被害の発生に対する懸念のある事業者から相談を受け付ける体制を整備しているところであります。

現在、一部の周辺国では日本製品の不買運動などがあるというふうに聞いておるわけですが、本市におきましては現時点で風評被害とされるものは見受けられず、今後の情勢を注視しているところであります。

また、本市では今年も寒河江産のさくらんぼをアジア数か国に輸出しているわけですが、輸出関連事業者及び輸出先の各国バイヤーなどからは、風評被害やALPS処理水の海洋放出に関しての問合せなど今のところ入っておりません。

今後もし風評被害が発生すれば、本市の農林水産業をはじめとするあらゆる産業に影響する

おそれがあることから、国の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** この問題については国際問題にもなっている、特に根拠のないデマまで応酬されるニュースとなっているわけでありまして、御案内のとおり、汚染水を多核種除去設備、ALPS処理して海洋放出するのは、今あるタンク分を流すだけで30年。さらに、これからも阿武隈山系からの大量の地下水によってとどまり続けることから、完了時期は不透明、かつ、放出される放射性核種の総量も把握されておらず、トリチウム以外の拡散、例えばストロンチウム、ヨウ素、セシウム134、セシウム137、プルトニウム239、こうしたものが危惧されているわけでありまして。

一般社団法人日本放射線影響学会のほうの研究というか調査によりますと、健康被害は当然起こり得るというふうな記載でありました。国内外から多くの非難を浴びるのは、私は当然であるというふうに思います。経済産業省に寄せられた4,011件のパブリックコメントのうち、ALPS処理水の海洋放出による安全性への懸念を示す意見が約2,700件にも及ぶなど、国民の理解が十分に進んでいるとは到底言えない状況であるからであります。引き続き、国と東京電力に対し、今後県と一緒に速やかに対応していただくように強く要請いたします。

さて、次の通告番号15番、観光振興計画における体験型観光による魅力的なまちづくりについて。1つ目が新たな助成制度創設についてお尋ねします。

スポーツイベントの参加者への無料温泉入浴や観光果樹園入園料及びお土産品割引などの特典について、御質問をさせていただきます。

今回の計画にある体験・テーマ型観光メニュー、体験と宿泊をセットにした市内周遊施策及びおもてなし観光の推進についてでございます。

計画の観光ビジョン基本方針の中に、さくらんぼを核とした観光コンテンツの磨き上げと情報発信の強化が記載されております。さくらんぼを中心に、市内の観光施設や特産品等、様々な観光コンテンツの魅力度・満足度向上の施策の実施について、大変期待が膨らむ内容となっております。

また、広域観光施策でもう一つの出羽三山、葉山も出羽三山の一つでありました。この葉山の峰渡りトレイルランなど、興味深いイベントの企画についてぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そこで、新たな助成金制度、新たな観光商品についてでありますけれども、スポーツイベント参加者への無料温泉入浴や観光果樹園入園料及び土産品の割引の特典については、これまでも本市を訪れたアスリートに大変好評であり、そうした実績を踏まえ、今後、インバウンド拡大やリピーター向けのおもてなし推進には最適のメニューであると確信いたします。こうした割引の特典について、市長から御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼの時期のスポーツイベント、マラソン、ウォーク、ツール・ドなどをさせていただきましたが、スポーツイベント参加者への特典については、今年度実施した各イベント参加者約3,000名の方に対して、市内観光施設などで利用できるクーポン券の配付を行ったところであります。ゆ〜チェリーさん、それからチェリーランドさんなどで約500件の利用があったというふうに聞いております。スポーツイベント参加者の中には当然県外からお越しの方もいらっしゃるもので、県内・市内周遊観光のきっかけづくりとして一定の成果があったのではないかと考えているところであります。

市といたしましては、今後もイベントをきつ

かけに市内を訪れた観光客の皆さんから、お得に市内を周遊できるクーポンなどの発行でありますとか観光アプリを活用して、四季に合わせたスタンプラリー達成者へのクーポン券の配付などといった新たな周遊施策の実施によって市内を楽しく回っていただくとともに、何度も市内を訪れていただく寒河江ファンの拡大、定着、さらにはインバウンド拡大を図る施策として様々検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほどもクーポン券など、あとスマートフォンでのクーポンなど、これからも様々なコンテンツを使って、ツールを使ってこれを進めていただきたいということがこれからの観光には不可欠ではないかというふうに思います。

さて、2つ目が障がい者向け二次交通の充実についてでございます。

計画では、新たな二次交通施策について、今回、新たに電動自転車やキックボード等が出されているのでございます。

そこで、障がい者向けについての御提案ですが、まず、過去に御提案しました循環バスの休日の市内周遊の利活用、あと、今回、国土交通省の交通政策基本計画にもある超小型モビリティ、電動車椅子、歩行器、あと2人乗り自転車や補助付きの電動自転車、安定性の高い三輪車など、障がい者、高齢者にも優しいまちづくりの一環として私は必要なアイテムだというふうに思っています。

こうした乗り物も加え、ぐるぐる市内を周遊していただき、新たな観光推進ツールとして市内外に話題性を創出していくべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、公共交通機関を利用して訪れる観光客の皆さんの二

次交通として、観光客の皆さんに手軽に市内観光を楽しんでもらえるよう、ワンコインタクシーとレンタサイクルの事業に取り組んでいるところであります。

ワンコインタクシー、令和4年5月から行っておりますが、500円で乗れるということであって、実績としては1,748件の利用がございませう。寒河江駅、クアパーク、チェリーランド、慈恩寺テラスなどへの利用が多かったようであります。また、レンタサイクルについては、現在、寒河江駅に6台設置、それからチェリーランドの総合観光案内所に4台設置をして、観光客の皆さんから御利用いただいているところであります。

現在、障がいをお持ちの観光客の方が本市を訪れた場合の二次交通としては、全国的な制度となりますが、身障者、精神障害、療養等の手帳をお持ちの方については、JRやバス、タクシーなどの公共交通機関料金の割引などが使える制度を御利用しての観光ということができるようにはなっておりますけれども、今後、議員から御提案いただいた、障がい者、高齢者の方々にも優しい乗り物での観光を楽しんでいただけるように、そういう取組について、皆さんの御意見などもお聞きをしながら鋭意検討していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、優しい、温かいまちづくりに向けて、市長からもさらに前に進めていただくようお願いをしたいと思います。

さて、最後の質問になります。JR左沢線のイベント企画とサイクルトレイン導入について。

計画にある、四季に合わせた観光周遊コースのサイクリング・ウォーキングコースについてであります。

私は2017年12月議会での一般質問でも政策提言をさせていただきましたけれども、JRフルーツライン左沢線を含む奥羽本線、フラワー長

井線、あと仙山線も加えた内陸循環全線について、自転車も乗車時に持込み可能の列車、いわゆるサイクルトレインについてお話ししたところでありました。

先進地では、観光シーズンの実施日、時間などはおおむね平日の日中とか土日祭日の利用者が少ない日や時間帯に限定される場合が多い中で、過去にもやまがた花回廊キャンペーンの一環としてサイクルトレインツアーのイベントを実施した実績についても御答弁をいただきました。

そこで、御提案でありますけれども、例えば左沢線沿線の道路を使って仮装した飛脚やキャラクターが走る、左沢駅とか柴橋駅スタートで南寒河江駅ゴールの仮装駅伝競走大会。また、同じコースで同駅の御当地自慢駅弁を食べることができる、食べ歩き駅弁グルメツアー。そして、県の自転車専用道路でもあります山形自転車道山寺間沢線とJR在来線を使った新たなサイクルトレインツアーなど、さらに魅力ある観光イベントを企画してはいかがでしょうか。そうしたイベントの写真も同時に募集して写真コンクールを企画し、参加者を増やすなど、さらなる観光戦略を実施すべきだというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員御案内のとおり、これまでもJR左沢線のイベント、様々取組を実施してきたところでありまして、JRが企画運営している6月のトロッコ列車風っ子号の運行でありますとか、秋のJR左沢線お客さま感謝DAYの開催、それから、市内団体で企画運営しているさがえちえり〜マルシェ、それから朝市、ピアマルシェ、駅前ジャズフェスの開催など、左沢線の利活用促進と駅前の活性化を目的に様々なイベントを展開しているところでありませう。

さらに、昨年度は左沢線が全線開通100周年

という記念の年でありましたから、100周年記念号、それから今年は101年を記念した臨時列車が運行されまして、多くのファンの方より乗車をいただいております。

左沢線の利用拡大を図っていくためには、新たな観光誘客事業に取り組む必要が当然あるわけでありませう。現在策定を進めております観光振興計画においては、近隣の自治体との連携強化による広域観光施策の充実を図るためにも、左沢線を使ったイベントの企画、実施を検討しているところでありませう。今年、西川町、大江町と連携をして、左沢線と地域の魅力をDX、デジタルトランスフォーメーションでつなぐ周遊ツアーを企画しているところでありませう。

来年度以降の取組については、議員より様々大変ユニークな企画を御提案いただいたわけでありませうけれども、JRの理解と御協力をいただきながら、新たなサイクルトレインツアーなどの観光振興策でありますとか、左沢線の魅力を大いに発信できるような、そして利活用促進につながるようなイベントについて、数多く検討してまいりたいというふうに考えているところでありませう。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、左沢線の存続ですね、そういうところも出てきますし、観光にはなくてはならない公共交通機関だというふうに思われますので、さらにイベントを連発していただいて、特に寒河江駅から左沢駅間のにぎわいをつくっていただきたいというふうに思われます。特に、慈恩寺に近い、チェリーランドに近い高松駅についてはもっとももっといろんな、高松駅慈恩寺前とか何か、観光客にも分かりやすいような表示とかPRの仕方もぜひ検討いただきたいというふうに思われます。

結びになりますけれども、長年、中学教師をしていた義理の父が先日亡くなりました。米寿88歳まで医者にもかからず、介護も受けず、ま

さに俗に言うピンコロであります。生前、父は「中学生はダイヤモンドの原石で、磨けば磨くほど永遠の輝きを放つ。そのため、中学校での教育は生徒の人生の岐路となる大変重要な3年間だ」と話しておりました。亡き父との思い出、特に教育談義は決して忘れることはありません。

私どもの4月の選挙において市民の皆様に学校の在り方について信を問い、さらに政治生命をかけて、子供たちの健やかな学びを守る、このことをお約束してきました。中学校が2つあっても、市民の皆さんの血税を未来の礎となる本市の子供たちの学びやそして教職員の皆さんに使わせていただくことは、市民の皆さんは十分理解していただけると確信をいたします。もちろん、農業、観光振興にも期待が大きいです。

最後になりますけれども、第52回さくらんぼの都市（まち）さがえ全国俳句大会の入選作より2句紹介して終わりたいと思います。1つ目、特選、「達者かと一筆母のさくらんぼ」、東京都江戸川区の羽住博之さんの作品であります。もう一つ、秀逸、「通学のシャツに若さの光る夏」、千葉県松戸市、堀 卓さんの作品です。

これで私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

児玉 崇議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号16番から19番までについて、4番児玉 崇議員。

○児玉 崇議員 壮風会の児玉 崇でございます。

初めに、通告番号16番と17番、こちら2つの通告についてでございますが、それぞれ（1）から（4）、（1）から（3）と通告をしておりますが、私の勉強不足がございました。いずれもまとめて総論をお伺いしたく、通告にあります詳細な内容については削除をお願いしたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○柏倉信一議長 児玉議員に申し上げますが、今

回は初めての一般質問ということで議長としては許可をいたしますが、今後の通告内容については、当局と慎重な打合せをしていただいた中で通告書を提出していただくよう申し上げておきます。

質問を続けてください。

○児玉 崇議員 今後、慎重なる通告内容にまとめてまいります。議長よりお取り計らい、ありがとうございます。

さて、この4月の選挙で、私の地元本楯をはじめ市内の多くの支援者の期待をいただき、当選をさせていただきました。改めまして、壮風会の児玉 崇でございます。

早いもので着任から4か月。その間、多くの支援者よりあらゆる陳情や御意見などをお伺いする機会が多くございました。この場をお借りし、恐縮ではありますが、そんな中、必要に応じて各課の皆様からは都度解決に向けて迅速なる対処を取っていただき、改めて感謝を申し上げます。

私こと、これからも市民の皆様の声に耳を傾け、住みよいまち寒河江、そして活気あるまち寒河江、その創生の一助となれるよう努めてまいります。

それでは、通告番号16番。本市が1年で一番にぎやかになる季節、さくらんぼシーズンを前に、5月より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、観光需要への期待の声も出る一方、第9波の不安は消えず、感染の行き先を懸念する声も足かせになり、先ほど佐藤議員からもありましたが、このたびの山形のさくらんぼ観光果樹園の入り込みは昨年比4割の増とはなったようですが、コロナ禍前の令和元年期に比べますと残念ながら3割減と、もう一伸びであったようであります。

とはいうものの、本市におきましても、一番の稼ぎどきを見過ごすことなく、あらゆる広告宣伝やPR活動をして観光誘客に努めていただ

きました。

そこで、このたびのさくらんぼシーズンを迎えるに当たり、あらゆる広告宣伝やPRをしていただきましたが、シーズン前に御報告をいただいております、新聞などのマスメディアを活用した広告の宣伝、そしてフラッグ、のぼり旗の掲示、それから市庁舎外壁面のライトアップ、非常にいまだに印象に残っている一つであります。そして、タクシー、公用車のラッピング等々、これまでにはない新たな取組もございました。これらの観光宣伝事業につきまして、シーズンも終わりましたが、まとめましてこれらの事業を行っての効果を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 児玉議員からさくらんぼシーズンに行った観光宣伝事業の検証と所感ということで御質問をいただきましたから、お答えを申し上げたいと思います。

今年度初めて、6月1日から7月9日までの39日間でありますけれども、さくらんぼ月間というふうに取り組ませていただいて、市全体をさくらんぼ一色に染めて、改めてさくらんぼのまちとして市民の皆さんの意識づけを促して、また生産者のモチベーションを向上させて、さくらんぼのまちとして市全体が盛り上がる様子を内外に強く発信をして観光誘客を図ることを目的に取り組んだところでございます。

マスメディアを活用した広告宣伝としては、さくらんぼ月間の初日に当たります6月1日発行の地元新聞に1ページ全面のカラー広告を掲載して、「あたし、寒河江推し」をキャッチフレーズに、真ん中にさくらんぼを持った女の子と市内の農家が丹精込めて作ったさくらんぼを収穫する様子を載せて広告を掲載いたしました。県内全域に配布されて、さくらんぼのまち寒河江を強くアピールしたところであります。

また、フラッグとのぼり旗については、訪れた観光客の皆さんにさくらんぼのまち寒河江を

印象づけるために、高速道路の出口付近や国道112号沿いなど、自動車などで本市を訪れた際の入り口付近にのぼり旗を200本、フラッグについては観光立ち寄り施設に70枚、設置をしたところであります。特に112号沿いに設置したのぼり旗については、観光バスが必ず通る場所でもありますので、さくらんぼシーズンを活気づけるものとしてとてもよかったという評価をいただいたところでございます。

それから、市庁舎のライトアップについてでありますけれども、本市のランドマークである市庁舎をさくらんぼRED、これは市の色、カラーというふうにしておりますが、さくらんぼREDにライトアップすることで、本市をさくらんぼのまちであることをPRするために実施したものでございます。新聞などにも取上げていただきました。

最後に、タクシー、公用車ラッピングでございますが、タクシー、公用車については、市内外の様々な場所へ走るわけありますので目につきやすいということで、さくらんぼのまちのPRにつながるということを考えまして実施をしたところであります。タクシー事業者の方からは、観光客の評判はとてもよかったと聞いているところであります。

それから、観光立ち寄り施設の関係者の皆さんからは、さくらんぼ月間ということで、さくらんぼの時期に市内一円でPRは大変効果的でよかったという声もいただいているところでありますので、今後検証を進めてこれからの観光宣伝の展開にぜひ生かしていきたいというふう考えております。

○柏倉信一議長 児玉議員。

○児玉 崇議員 ありがとうございます。

よくビジネスモデルで、PDCAサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクションというものがございます。ぜひ計画、実行、そしてやはり評価というものは必要かと思っております。

その中で、ではこれからの観光誘客宣伝、そしてPR、どういうふうにやっていくかというような対策を新たに練っていく、そういったものも必要かと思っておりますので、そういったところもぜひ念頭に入れていただければというお願いをして、観光誘客におけるPR活動や広告宣伝というものは、地域、そして観光施設、そして観光素材などの魅力や活用を効果的に伝える重要な手段であると思っております。

地域や観光地の存在を多くの人々に知らせる知名度の向上、そして観光客の増加による地域経済への大きな影響をもたらす経済的公益、そして、より多くの観光客に地域の文化や歴史、そして環境や風習を知ってもらうことで地域資源の保護と磨き上げがなされるSDGs、持続可能な観光の促進。総じまして、より効果的な広告宣伝やPR活動というものは、まちの魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を促進するためには不可欠な要素であると思っております。

回数を重ねるたびに知名度が上がってきております寒河江まつり、神輿の祭典も間近に迫ってきておりますが、その後、実施の運びとなっております冬季のイベント開催におきましても、市外、県外へより効果的なアピールをすることで市内観光施設や商業施設の利用拡大につながる絶好の機会であると思っております。

そして、来年の春以降、とりわけさくらんぼシーズンに向けての誘客活動は、ポストコロナという位置づけにおいても、これから迎える約半年間というものはとても大事な時期であると考えます。

そこで、これらを踏まえまして、通告番号17番でございますが、とりわけ来年春までに実施を考えております1つが、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアの活用や、インターネット広告の活用について、そして2つ目、市内各観光関係団体との連携事業の一つでもあります

観光誘客キャンペーン事業について、そして3つ目、県内の観光関係団体が行う観光キャンペーンなどへの参画について、以上3点につきまして、まとめて今後の観光振興のための実施計画をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきまず観光PR事業については、これまで主にテレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを中心に進めてきたところでありますけれども、観光振興計画作成に際して行ったアンケート結果では、本市を訪れた方からは観光満足度が74%と高く、またリピーター率も3回以上と答えた方が70.7%と多い状況になっているわけでありまして、山形県を除く東北地方在住者へのインターネットアンケート調査では、本市を訪れたことがないと回答した方が41.3%、知らないと回答した方が65.5%という結果でありました。

今はインターネットからの情報を得ての観光が主流になっているわけでありまして、インターネットでの情報発信が重要になっていることから、今後、各案内ページに2次元コードを使用し、スマートフォンなどからより詳細な観光情報を得られる新たな観光パンフレットの作成でありますとか、SNSや観光アプリのお知らせ機能などを活用して観光情報を県内外に発信し、知名度向上を図っていく考えでございます。

また、寒河江を訪れた観光客の皆さんからも、SNSなどで写真などの情報発信をしていただけるような仕組みづくりも検討したいと考えております。

それから、観光誘客キャンペーン事業についてでありますけれども、例年、周年観光農業組合と10月中旬から下旬にかけて、関東、それから中部、関西方面への旅行エージェントを訪問して、本市への誘客について様々な情報交換を行っているところでございます。また、今年6月には、先ほど申し上げましたが、さくらんぼの紅秀峰トップセールスと併せて、東京都内におきまして市観光PRキャンペーンも取り組んだところでございます。

それから、県内の観光関係団体が行う観光キャンペーンについてでございますけれども、県内の観光関係団体が県内外で行う観光と物産展などに市内の事業者の方も参加をしております。参加して、本市特産品などの紹介、宣伝、販路拡大に努めていただくとともに、本市への観光誘客に向けたPRにも取り組んでいただいているところでございます。

また、コロナ禍以前には、台湾で行われた東北地域の訪日プロモーション事業にも参加をしていただいて、本市特産品等の紹介、宣伝や観光PRを行ってきたところでありますけれども、コロナ禍がありまして海外でのプロモーションは実施できない状況でありますけれども、ぜひ今後、機会を捉えて海外でのプロモーションも広く検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、様々な機会を捉えて県の観光関係団体との連携を深めつつ、情報の共有を図りながら、寒河江市の観光PRを実施していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 児玉議員。

○児玉 崇議員 どうもありがとうございます。

本市の県外に出る観光キャンペーン事業については、JAさがえ西村山さんの組織する周年観光農業推進協議会さん、こちらが主催するフルーツ観光のキャンペーン事業への同行とい

うのが主になってはいるようですが、ぜひ、同協議会さんも含めまして、例えば温泉組合さんなどの市内観光関係団体ともぜひ観光誘客に対してのベクトルというものを合わせていただきまして、ぜひ一丸となって効果的なPR活動や宣伝で寒河江市の魅力を伝えていただければ、そして今後の交流人口の拡大につなげていただければなど期待したいと思います。

また、県内の諸観光関係団体が行うあらゆる観光事業、こちらには積極的に率先して参画をしていただいているようですので、引き続きこちらのほうは寒河江のPRに努めていただければというふうに思います。

今回の一般質問におきましては、私を含め4人の議員が観光について質問をしております。たくさんの観光客が来ることでまちににぎわいと活気が生まれ、準じて外貨も生まれます。そして、雇用の促進なども見込むことができると思います。ポストコロナと言われる今がまさに観光振興に力を注ぐタイミングと捉え、期待を込めて我々の質問でもあったかと思えます。ぜひそう捉えていただければというふうに思います。

先般の議員懇談会でも長期的な観光振興計画の策定案をお伺いさせていただきましたが、ぜひその実現に向けて進めていただくことはもちろんですが、直近の活動も考慮しながら進めていただければなと思います。地道な誘客活動、観光資源の維持や改善などをしながら管理、発展させていくことが将来の成功につながっていくものと思いますので、今やるべきことから一つ一つ着実に進めていただきたくお願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、通告番号18番、現在の市内商工業者に対する業況判断について質問させていただきます。

いまだやむことなく続いているロシアによるウクライナ侵攻や欧米による金融引締め、中国

のゼロコロナ政策とその解除などなどの海外情勢の変動が、グローバル化した世界において、我が国の、そしてこの寒河江市にも、社会経済に直接的、間接的に大きな影響を及ぼし続けております。特に、エネルギーや原材料など輸入物価の上昇による事業者の負担増大と、賃金が物価上昇に追いつかないことなどによる実質所得の低下を通じた消費の低迷が地域経済を苦境に立たせていると思っております。

このような中、今般、当議会に対しまして、寒河江市商工会さんから令和5年度寒河江市政に関する緊急要望書が提出されました。

同要望書によれば、本市の商工業者の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や国際情勢緊迫化による資材不足、エネルギー、原材料価格の高騰により深刻な影響が及んでいるということですが、新型コロナウイルス感染症、そしてロシアによるウクライナ侵攻等による市内商工業者に対する影響と業況について、御見解をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまで4年近くに及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響、それから、昨年からのロシア、ウクライナ情勢の影響などによりまして、エネルギー、物価高騰が続いているわけであります。

また、その対応として、本市におきましては、様々な緊急経済対策事業を市内の商工業者を対象として実施をしてきたところであります。情勢を踏まえた適時適切な支援に努めて、市内商工業者の経営努力に対して、少しでも力になれるよう努めてきたところでございます。

市商工会工業部会の会員調査によりますと、調査した回答事業者全員がエネルギー及び物価高騰が経営を圧迫している要因であると回答しております。主に電気料金が具体的な影響要因とのことでございます。取引先との価格交渉においては、この分の価格転嫁は簡単ではなく、

厳しい経営環境にあるということでございます。

市内商工業全般においても、電気料金や物価高騰は収益を圧迫する要因となっているわけですが、加えて、慢性的な人手不足の状況下にあつて人件費も高騰している状況であります。現状については各事業者の経営努力によって支えられていることもあるということでございます。

市政概況でも申し上げましたが、7月発表の日本銀行山形事務所の金融経済概況では、「山形県の景気は、一部弱さがあるものの、基調としては緩やかに持ち直している」というふうになっておりますが、引き続き先の見えない厳しい状況と認識をしております。今後とも市内商工業者の業況を十分注視しながら、商工行政を進めてまいりたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** 私も多くの市内商工業者の皆様から、大変厳しく、かつ深刻な状況についてお聞きしております。そして、市商工会からの要望書、そしてただいま御答弁いただきました市長と全く同じ状況認識であると思えます。

今答弁いただきました業況判断も踏まえまして、通告番号19番、今後の緊急経済対策への取組についてお伺いいたします。

市商工会から提出された令和5年度寒河江市政に関する緊急要望書には、3つの大きな要望事項がございました。1つ目、電力多消費製造業向け緊急支援の実施について、2つ目がポストコロナを見据えた設備投資などへの支援の継続について、そして3つ目が、消費喚起、いわゆるプレミアム商品券事業の継続について、こちら3つの要望事項でございます。

まず、1つ目の電力多消費製造業向け緊急支援の実施につきましては、ただいまお話がありましたとおり、莫大に電力を消費する特に製造業向けに、電気料金値上げの影響を緩和するた

め給付金等の緊急支援を要望するものでございます。

続きまして、2つ目のポストコロナを見据えた設備投資などへの支援継続ですが、中小企業販売促進事業費補助金につきましては、ポストコロナを見据えた新たな需要獲得に向けた設備投資への支援として、そしてまた、空き店舗等対策支援事業補助金につきましては、極めて厳しい経営環境下において本市で設備投資を行う新規創業者への支援として、双方とも引き続き切れ目のない追加実施を要望するものでございます。

また、住宅建築推進事業補助金につきましては、原材料の高騰や物価高騰に苦しむ市内建設関連業者や市民の皆様から高い支持と好評を得ており、経済波及効果が高い本事業も引き続き切れ目のない追加実施を要望するものでございます。

最後に、3つ目の消費喚起策、いわゆるプレミアム商品券事業、こちらの継続につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響も踏まえ、年末年始商戦に向けた実施について追加の予算措置を要望するものでございます。

これら市商工会からの要望事項は、市内商工業を営む会員企業さん、そして関係業界団体さんからの声を集約したものでございます。

市長は、今もお話ございましたが、緊急経済対策については、社会経済情勢の変化を想定しつつ、産業団体も含めた関係団体等からの御意見や御要望も踏まえ、その時々に応じて迅速かつ効果的に支援していけるよう準備をし、対応を進めていくというような御答弁もいただいております。見解をいただいた業況判断、そして市商工会から提出された要望を踏まえ、早速このたび補正事項として予算を計上していただいておりますが、改めまして今後の対策内容について御見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたび提出されました市商工会の要望書に関しましては、市としては必要に応じてできる限り対応していく考えでございます。

具体的に申し上げますと、まず1つ目の電力多消費製造業向け緊急支援の実施に関しましては、国の電気料激変緩和対策では支援の恩恵が少ない、高圧電力や支援の対象から外れている、特別高圧電力の供給を受けている多消費製造業事業者に対する支援金給付事業として、このたび補正予算を計上させていただいているわけがあります。

それから、2つ目のポストコロナを見据えた設備投資支援継続の要望でありますけれども、中小企業販売促進事業費補助金及び空き店舗等対策事業費補助金に関しましては、コロナの制限が解除されたことによる影響もあつてか、新規創業や新たな事業展開などの動きが活発化する傾向にありまして、既に当初予算の上限に達したことから、こちらに関しましてもこのたび補正予算を計上させていただきました。

また、住宅建築推進事業補助金につきましては、当初予算と6月補正予算を合わせて4,284万円の事業費で実施をしております。受付件数は207件でありまして、補正を含め全ての予算を消化している状況であります。この補助金につきましては、山形県の補助が2分の1を占めています。今後もより多くの方々に御利用いただけるように、県に対しまして予算の増額を強く要望してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3つ目の消費喚起、いわゆるプレミアム商品券につきましては、6月議会におきまして補正予算を御可決いただいて、8月10日より電子版商品券チェリンPayを、そして9月2日から65歳以上の方を対象に紙商品券を販売開始し

たところでございます。使用期限につきましては来年の1月15日までといたしまして、御要望にありました年末年始商戦を含んだ内容としたところであります。

なお、今後の緊急経済対策に関しましては、社会情勢、それから国県の支援の動向なども踏まえて、必要に応じて検討をしてみたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** 心強い御答弁、どうもありがとうございました。

かつてのリーマンショックから世界経済が回復するのに約5年以上かかったと言われております。今後の新型コロナウイルス感染症の影響、言わばコロナショックからの経済回復は、あるエコノミストなどの有識者の予測では、収束後2年以上かかるものと言われております。また、今なお続く地政学的な懸念要因もあることから、経済活動が本格的に回復するには、なお2年ないし3年程度、ともすればそれ以上の時間を要すると考えてもおかしくないと思います。

市長はじめ市当局におかれましても、このような認識に立ち、今後も引き続き適切な時期に適切な経済対策を講じられますことを確信しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。最初の通告内容に不備がありまして申し訳ございませんでした。どうもありがとうございます。

荒木春吉議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号20番について、15番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 壮風会の荒木と申します。通告番号20番の教育問題について質問をいたします。佐藤教育長の答弁、よろしく願いいたします。

今日9月8日は二十四節気の白露であり、秋本番が始まります。芸術、スポーツ、読書と神興、食欲と味覚、そして行楽の秋です。市民の

皆さんには真・深秋を実体感していただきたいと思うものです。

今夏の7月19日の水曜日に学区議員と語る会が陵南中図書室において開催された。9名の学区議員が出席し、説明と授業参観の後、1時間の懇談会を行った。今回の資料ページ数と質問者数は去年の半分ずつであった。

今春に行われた全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に文科省から発表された。

まず、本市の中学校の結果と分析について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今年4月18日に実施されました全国学力・学習状況調査における、寒河江市の中学3年生の結果について申し上げます。

全国の正答率と比較しますと、国語は2.2ポイント、数学は1ポイント上回っております。山形県の正答率と比較しましても、国語、数学ともに2ポイント上回っているというふうな状況です。令和元年度以降、新型コロナの感染拡大により中止となった令和2年度を除いて、国語、数学ともに全国及び県の正答率を上回っております。学力向上対策の成果が現れている状況にあります。

問題形式別に分析してみますと、国語、数学ともに、選択式の問題に関しては、問題文の読み取りや選択肢の内容の理解に課題があるというふうに考えられます。

また、令和4年度以降4年ぶりに実施されました英語については、令和元年度は全国を5ポイント下回っておりましたが、今年度は1.6ポイント全国を下回る結果となりました。山形県と比較しますと、令和元年度は寒河江市は2ポイント下回っておりましたけれども、今年度は3ポイント上回る状況となっております。英語の学力については改善傾向にあるというふうに捉えております。

ただし、領域別に見ますと、書くことの問題

において全国平均との差が大きくなっており、今後は英語で自分の考えを書くことや正確に書くことの指導に力を入れていくことが必要というふうに考えております。

- 柏倉信一議長** 荒木議員。
- 荒木春吉議員** 次に、本市内中学校の生徒の学力向上策について伺います。
- 柏倉信一議長** 佐藤教育長。
- 佐藤志津男教育長** 最初に、英語の学力向上策について申し上げます。

令和元年度の全国平均よりも5ポイント下回るというふうな結果を受けまして、令和2年度より、GTECという、読む、聞く、書く、話すの英語の4技能に関する試験を中学2年生で実施しております。このGTECに関しましては、試験により生徒の英語力を把握するだけでなく、その結果から日々の授業改善を図るための英語科の教員を対象とした研修会も併せて行っております。

また、市内各小中学校の英語の授業を支援する外国語指導助手、ALTというふうに呼んでおりますけれども、この外国語指導助手については、令和4年度の4月にそれまで3名体制であったものを5名体制に増員いたしました。そのうち4名が中学校に常駐し、英語科の教員と連携、協働しながら授業支援に取り組んでおります。

GTECによる生徒の英語力の把握と日々の授業改善、ALTの増員による中学校への授業支援等の学力向上策が、一定の成果として今年度の全国学力・学習状況調査の結果に反映したものであるというふうに考えております。

ただし、依然としまして全国水準には達しておりませんので、英語力の向上に向けた取組に今後も努めてまいります。

また、子供たちが教科書の文章そのものについて理解できていない場合があることや、試験等においても、問題文で何を問われているかに

ついて正確に把握していない場合があるというようなことから、全ての学習の基盤となる読解力の向上を図るために、令和4年度から中学1年生を対象にリーディングスキルテストを実施しております。こうしたテスト結果を踏まえた上で、教師は授業の組立てや内容を工夫し、生徒自身も文章の読み取りで自分の苦手な部分を意識することで、学習の基盤となる読解力の育成に力を入れ、確かな学力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

- 柏倉信一議長** 荒木議員。
- 荒木春吉議員** 最後に、本市内中学校の不登校生の現況と対策について伺います。
- 柏倉信一議長** 佐藤教育長。
- 佐藤志津男教育長** 不登校につきましては、毎年、文部科学省により、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というのが実施されています。ここでいう不登校については、年間30日以上欠席があった児童生徒というふうにされています。この調査結果から、コロナ禍以前の令和元年度と令和3年度及び令和4年度の状況を比較して申し上げます。

寒河江市の令和元年度の不登校児童生徒数は49人でしたけれども、令和3年度には63人と1.29倍となりました。全国では、令和元年度の18万1,272人に対して、令和3年度は24万4,940人と、こちらも1.35倍というふうに増加傾向にあります。

令和4年度については、全国の人数はまだ発表されておりませんが、寒河江市においては84人というふうになり、増加傾向が続いている状況であり、深刻に受け止めております。こうした状況については、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、長期化するコロナ禍による生活状況等の変化に対する不適応といったことが増加の一因となっているとも推測されます。

寒河江市においては、小学校の低学年での不登校の増加傾向があったことから、令和4年度

は小学校低学年担任の教員に対して年間6回の不登校予防研修会を開催し、不登校予防の対応や早期支援に関する講義、研修を実施いたしました。

今年度は、不登校未然防止の観点から、SOSの出し方、受け止め方教育を普及させるとともに、魅力的な学校づくりを目指した学級づくり、授業づくりの実践に関する研修を年間6回開催する予定です。

また、不登校児童生徒数の増加に伴いまして、適応指導教室である寒陵スクールの在籍児童生徒数も、令和3年度の12名から令和4年度は24名というふうに倍増しております。そのため今年度は、寒陵スクールの運営、訪問相談、児童生徒や保護者、教員からの教育相談に対応する教育相談員を、これまで5名であったところを1名増員し6名としまして、教育相談、教育支援の充実を図っております。また、学校と寒陵スクールとの連携強化を図って、学校への登校へとつなげるための対応も行っております。

今後も、誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 この間の学区議員と語る会で私が印象に残ったものが2つあります。

私の孫がやっと中1になりまして、その中1が一番読解力が足りないと言われました。多分私の孫娘のことを言っているのかなとドキリとしたんでありますが、先ほど教育長が言っているとおりでありまして、なかなか難しいものだなと思いました。

もう一つは、生徒さんたちがうちで何をやっているか分かりませんが、多分、デジタル端末を2時間なり4時間以上使っていると、何かパーセンテージが低下するということがありましたので、それを長時間やると脳みそが沸騰するというか、学習モードにならないと。脳みそが

肌荒れを起こして、なかなか先生の教えることが頭に入らなくなるのではないかという話がありました。だから、学校の先生は、うちで何をやっているんだという話なんだと思うんですが、なかなか難しいものだなと思います。

そこら辺のことをぜひ、仕事量が増えるのかな、ちょっと大変だと思いますけれども、ぜひフォローアップをしていただきたいなと思います。

あと、今教育長のお話を聞いて思ったんですが、私も中部小学校の「山法師」の新聞を見て分からなかったことがやっと分かりました。寒陵スクールを充実して、1名増やしてということがありましたが、多分不登校対策なんだと思いますけれども、それを1名といわずぜひ増やして、万全な体制にしていなければなと思います。

あと、この間市報にも載っていましたが、英語の先生、ALTですね。今まで3名体制を5名に増やしたということなので、ぜひですね、隣の韓国とか中国ではもう小学校の1年生からやっているわけですから、おいおい日本も多分そういうふうになるのかなとは思っていますが、ぜひ体制を充実して、英語ペラペラとは言わないまでも、それなりに対応ができるようにしていなければなと思っています。

あとは、不規則発言をするとごしゃがれっからあんまり言いたくないんですけども、今日、学校の統合とかいろいろありました。多分大変であろうと思いますが、ぜひ、この間の有識者会議で1名の有識者が言ったとおり、多様で柔軟な発想でぜひ学校統合問題に全力で当たっていただければなと思っています。

以上で質問を終わります。

散 会 午後1時34分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程

は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和5年9月11日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	9番	後 藤 健 一 郎	議員
10番	渡 邊 賢 一	議員	11番	伊 藤 正 彦	議員
12番	古 沢 清 志	議員	13番	太 田 芳 彦	議員
14番	沖 津 一 博	議員	15番	荒 木 春 吉	議員
16番	阿 部 清	議員			

○欠席議員（1名）

8番 佐 藤 耕 治 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	事 務 局 長 デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	布 川 善 久	事 務 局 長 さ くら ぼ 観 光 課 長 補 佐
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第4号

第3回定例会

令和5年9月11日(月)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 8 議第43号 令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 9 議第44号 令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 10 議第45号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 11 議第46号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 12 議第47号 令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- 〃 13 議第48号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第49号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 15 質疑
- 〃 16 決算特別委員会設置
- 〃 17 予算特別委員会設置
- 〃 18 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第19 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再

開

午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、8番佐藤耕治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第1、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの14案件を一括議題といたします。

質 疑

- 柏倉信一議長** 日程第15、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

- 渡邊賢一議員** おはようございます。

市立図書館に関する指定管理者制度導入の条

例改正についての議案に対し、何点か御質問させていただきたいと思ひます。

私どもに説明があつたのが8月21日の議員懇談会でありまして、それからまだ本当に僅かなわけでありまして、そのときのやり取りも、これは議案になるんだというふうなことが冒頭ありまして、提案だけというふうなことでしたので、そこでの集中審議というか質疑もできなかったものでございます。

今回、何点か御質問させていただきたいのが、21日に頂いた我々への資料の中で、令和3年度が県内自治体アンケート、令和4年度が受託事業者へのアンケートや現地調査、現地視察というふうなことが経過としてございました。

まず、県内自治体で、市立図書館、いろんな自治体立図書館の指定管理者を導入している自治体があるのかなのかと、受託事業者のアンケートということで、その内容についても私らは分からないわけですが、どういふ成果あるいは課題などがあるのかということと今回の条例改正議案になつたのか。その経過などを詳しく教えていただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 渡邊生涯学習課長。

○渡邊健一生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

調査した結果、県内では9自治体が指定管理制度を導入しているということでございます。寒河江市を除いて残り25自治体があるわけですが、その指定管理者制度を導入していない理由としては、最も大きいのが公民館等の施設の中に図書館があるというふうな、小規模施設であつたということでの理由が一番大きかつたところでございます。

あと、調査につきましては、今お話ありましたとおり、令和3年度に、導入している自治体への調査、令和4年度に、未導入、導入していないほうの自治体への調査ということでさせていただきます。質問の内容については、管理

運営についての御意見、それから行政等との連携についての御意見、それから利用者サービスについての御意見というふうなことで伺つたところでございます。

その調査をした結果、サービスの向上、それから業務の効率化、専門性の向上、施設のみでないスタッフを含めた一括管理ができるというふうなことで、導入したいということで考えたところでございます。

それから、そういった意見も受けながら、そういった調査結果を受けながら、令和4年度、令和5年度、今年度も含めて、図書館協議会のほうにも諮りまして、協議していただいたところでございます。

以上でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

県内で9自治体ほど、もう既に導入の実績があるということですが、全国的にもまだまだこの導入というものは、メリット・デメリットの検討なんていうことで、ちゅうちょしているのが実態だというふうな、いろんな資料などで見ると、そう一気に進んでいないというふうなことです。その一つとして、今、渡邊課長のほうから、サービスの向上とか、専門性を持った住民への対応もできるんだというふうなことでしたけれども、一方でサービスの低下とか、あといろんな苦情などが出てしまつて、受託業者、民間ではどうしてもできなくなつたということで、また直営に戻すなんていうふうなところも出てきている状況であります。

決算のほうを見ますと、もう既に一部民間委託が導入されておまして、業務委託がされているというのは経過としては分かるんですが、これを何で全部までしなくちゃならないか、そして今回というふうなことになつたのか、そこもちょっと教えていただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 渡邊生涯学習課長。

○**渡邊健一生涯学習課長** 今回の制度導入につきましては、目的としては、民間の専門事業者によりまして、創意工夫を主体的に生かして、多様化する市民ニーズ、それから利用者ニーズに対して効果的、効率的に対処して行って、市民サービス、利用者サービスの向上を図っているものと考えています。

具体的に指定管理の業務の中身としては、通常の図書館の業務のほか、現在図書館が実施しております読書普及事業、例えばさくらんぼ俳句大会ですとか、図書館まつり、ボランティアグループさんによるおはなし会、ブックスタート事業、そういったものの各種事業は、基本的には全て継続していただくと。その上で、さらに指定管理者の独自事業を提案してもらおうというようなことで考えております。

また、経費的な面から積算しますと、現在の一部業務委託の市直営と、指定管理者制度を導入した場合には、ほぼ同程度の金額になるというふうに考えております。その同程度の経費で、業務の効率化、専門性が大きく向上するというようなことで、利用者サービス、市民サービスの向上に寄与していくものではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これで最後にしますけれども、コスト面も、今、課長から出ましたけれども、やっぱり限られた予算の中で最大の行政効果を発揮していただく、需要についてもいろんなニーズがありますので、それにお一人お一人に伝えていくというのが非常に重要かと思えますし、生涯学習のまさに拠点なわけです。前はあそこに寒河江警察署があったわけですが、市役所のすぐ近くにできるんだということで、市民からすごく利便性も高くなるということで、前、文化センターにもあったわけですが、そうした利便性の向上や生涯学習に向けて、い

ろんな市民の皆さんの活動の拠点になっているわけですので、ぜひそうした今後の中長期的な見通しも含めて、しっかりと検討されたのかということで、ちょっと私的にはまだまだ疑問が残りますし、反対の市民の方も多くいらっしゃいますので、ぜひこれからもそういった声に耳を傾けていただきたいし、今日ここでお話しできない点については、また改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

決算特別委員会設置

○**柏倉信一議長** 日程第16、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査

することに決しました。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第17、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第18、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第47号
厚生文教常任委員会	議第46号、議第48号、議第49号
予算特別委員会	議第45号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、議第43号、議第44号

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時50分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会 正副委員長の互選結果報告について

○柏倉信一議長 日程第19、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長 太田芳彦議員

決算特別委員会副委員長 野口康一郎議員

以上であります。

散 会 午前10時50分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年9月22日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第 5 号 第 3 回定例会
令和 5 年 9 月 2 2 日 (金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 認第 1 号 令和 4 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2 号 令和 4 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3 号 令和 4 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4 号 令和 4 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5 号 令和 4 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6 号 令和 4 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7 号 令和 4 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第 4 3 号 令和 4 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第 4 4 号 令和 4 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 1 0 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 1 1 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 2 議第 4 5 号 令和 5 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 4 号)
〃 1 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 1 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 1 5 議第 4 7 号 令和 5 年度寒河江市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
〃 1 6 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 1 7 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 1 8 議第 4 6 号 令和 5 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 1 9 議第 4 8 号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
〃 2 0 議第 4 9 号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
〃 2 1 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 2 2 質疑・討論・採決

- 日程第 2 3 議会案第 4 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時20分

- 柏倉信一議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。
〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕
- 荒木春吉議会運営委員長** おはようございます。
本日の会議運営につきましては、9月11日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。
追加案件は、議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についての1案件であります。
このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。
日程変更の詳細につきましては、示しております日程表のとおり変更となります。
以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。
- 柏倉信一議長** お諮りいたします。
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員

長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第1、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第10、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
決算特別委員長報告を求めます。太田決算特別委員長。
〔太田芳彦決算特別委員長 登壇〕
- 太田芳彦決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月11日、委員13名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第1号から認第7号までの7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号及び議第44号の2案件について一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会における審査の経過と

結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定されました。

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決及び認定であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案上程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第12、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第13、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

[古沢清志予算特別委員長 登壇]

- 古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)であります。

9月11日、委員14名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第45号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日

再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第45号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第15、議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第16、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○安孫子義徳総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第47号令和5年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第47号令和5年度寒河江市水道事

業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第18、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)から、日程第20、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第21、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第46号、議第48号及び議第49号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をも

って原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの改正は指定管理者制度を導入するための改正とのことだが、図書館は市民や子供たちが有効に活用できるものである必要がある。本市としては、どのような図書館にしていく考えなのか」との問いがあり、当局より「読書の盛んなまちづくりをより一層推進し、老若男女を問わず、誰でもいつでも気軽に快適に利用できる文化の拠点施設としての図書館を目指すとともに、市民のニーズに対応したサービスの向上を図りながら、市民の読書活動や生涯学習活動を支援してまいりたいと考えております。また、指定管理者制度を導入することにより、民間の専門事業者による創意工夫を主体的に生かして、多様化する市民ニーズ・利用者ニーズに対し、より効果的・効率的に対応していきたい。市民サービス・利用者サービスの向上に努めていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「図書館における資料購入費は、全国的に低迷している現状がある。指定管理者制度の導入による資料購入費への影響は」との問いがあり、当局より「指定管理料に含まれる資料購入費については、これまでと同額程度を見込んでおりますが、指定管理者の様々な提案や創意工夫による図書資料の充実を期待しているところです。全国的に事業を展開している事業者もおり、そのような事業者が指定管理者となった場合には、書籍の流行に関する情報等、その事業者が持つノウハウを選書などにも活用できるものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。（「議長」の声あり）

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。（「議第48号に対する討論です」の声あり）反対ですか、賛成ですか。（「反対討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議第48号反対討論について渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 議第48号、市立図書館の指定管理制度導入に係る条例一部改正についての反対討論でございます。

まず冒頭、反対理由を3点にまとめて討論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1つ目、公営施設への安易な民営化について、市民の十分な理解が得られているとは到底言い難いというふうに思います。

とりわけ本市の歴史と文化、教養の拠点、生

生涯学習のシンボルとして、さらなるリニューアルによって直営での市立図書館の充実強化を図るべきであると思います。図書館の継続性・安定性が失われることがあってはならないのでございます。

御案内のとおり、20年前の2003年、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、従来の地方公共団体の出資法人等による管理委託制度と異なり、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定しての公の施設の管理を行わせるもので、様々な能力を活用しながら多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的としているのでございます。

また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保につながるなどが挙げられております。

また、2008年、平成20年に図書館法が改正され、公立図書館の民間委託、指定管理者導入が可能となったわけであります。

しかしながら、全国的に指定管理者導入の問題は、多くの自治体で賛否を問う住民投票や、あるいは高等裁判所までの住民訴訟まで及ぶほどであり、より丁寧な説明と時間をかけて市民の納得を得る必要があるのではないのでしょうか。

そもそも今回の議会の提案は、8月21日の議員懇談会での説明がございましたが、市民の皆さんへの御意見を拝聴する十分な時間もなく、来年4月から導入したいということで、なぜこんなに急がなければならないのか、私には理解できません。

教育長は現在、本市最大の課題、重要案件となっている小中学校統廃合計画の改定見直しを御提案され、地区説明会を予定しているからこそ、学校問題からこの図書館のほうに市民の目をそらすような意図があるとも疑わざるを得な

いのでございます。

2つ目、委託業者は支出を減らすことでしか利益を増やすことができない、そうした宿命があるのです。

さきに導入した自治体では、図書館本来の業務が最優先されない、来館者数や貸出数、イベントの減少など、多くの失敗例がございました。

議員懇談会の説明資料には、残念ながら、指定管理料となる予算について、費用対効果の検討状況が全く示されておりません。今後、電子書籍の導入や新たなサービス提供には当然費用がかかるわけですが、そうしたことが委託業者ができず、コスト削減の安上がり行政のツケは、最終的には市民に回るのであります。

県内図書館ホームページには、寒河江市立図書館ということで紹介があり、「1991年、平成3年12月10日開館以来、生涯学習の拠点として、おはなし会や講演会、講座、ほかにもおすすめの本の紹介等により、乳幼児から御高齢の方まで読書活動を広げられるよう、快適で利用しやすい図書館づくりに努めております」とあり、県内在住の方であれば誰でも気軽に利用できる規定があり、147席の椅子が設置され、サービス内容には、子育て支援、ティーンズ、シニア向け（大活字本）、障がい者向け、視聴覚資料、おはなし会、学習室、車椅子、カフェコーナーもあり、県内の図書館をまさに牽引してきたと言っても過言ではない充実した設備やサービスが整っている、まさに本市の宝、市民の大切な財産なのであります。

正職員2名体制、図書館司書の職員が常駐し、いかなる課題にも即解決しているのが現在の行政サービスであり、今後サービス低下を招いてはなりません。

2022年度の決算資料にありますが、延べ入館者数7万6,736人、貸出冊数14万3,424冊となっています。ここ数年で3度も一般質問をされている先輩議員もいらっしゃいますけれども、市

立図書館の充実を要請していらっしゃると思いますが、それ以外でも、市民からぜひ指定管理や民間委託が要望されたというふうなことは、私は全くないというふうに思います。

ちなみに、昨日の山形新聞にも掲載されました県立図書館については、御案内のとおり、県民の意見が、「県立図書館への指定管理者制度の導入は様々な課題が考えられることからやめるべきです」との多数の意見から、遊学館の本体の指定管理者制度と切り離して現在も制度導入には至っておりません。

注目すべきは、ふるさと納税を活用し、全ての県民が利用しやすい図書館づくりを進めていくため、図書館運営基本プラン2025を昨年3月に策定し、その基本理念に掲げた、県民一人一人の生涯学習の基盤となり、知の集積と循環によって新たな知恵や活力を生み出し、県民の成長や地域のにぎわいに貢献する図書館を目指して、県民の生涯学習のニーズに応える資料の整備と活用、来館や本との出会いのきっかけとなる企画展やイベントの実施、ICTの活用や県内図書館との連携による全県域へのサービスの拡充などに取り組んでいるのであります。

昨日の新聞記事では、新年度から電子書籍を導入、専門書・実用書を豊富に取りそろえることで、ほかと差別化して利用者サービスの向上をさせたいと記載がありました。

本市の新第6次振興計画には、市立図書館は、自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進とのテーマで記載がありますけれども、本市もそうした目標に向けて取り組んでいるわけがありますけれども、市民アンケートやパブリックコメント、地区説明会での意見集約、結果分析、外部有識者からの助言、利用団体からの意見聴取、市立図書館拡充に向けた運営基本プラン作成など、もっともっと丁寧に進めるべきであり、やるべきことがあるのではないのでしょうか。

したがって、まだまだ機が熟していない議案であるからこそ、今定例会の議案であるというふうなところでは反対を申し上げたいというふうに思います。

最後に3つ目です。

図書館で働く3年から5年契約の不安定な非正規労働者、最低賃金、今度は900円というふうになるそうですけれども、年収200万円に満たない、いわゆる官製ワーキングプアを生み出すことで、経済的理由から若者が結婚できない、子供がつかれない、結果的に低賃金・未婚・少子化に拍車をかける元凶になってくるというふうに思います。

少子化対策の大きな問題は、若者の雇用確保、経済的自立をどうやって実現するかです。そうしたものが整わなければ、幾ら婚活に莫大な予算をかけようと、その前提条件が満たされず思うような成果を上げることができないというふうに思うのであります。

導入のメリットとされている、このコスト削減などもあるわけですが、結果的にマイナス効果となってしまうことが懸念されております。本市の生涯学習、社会教育の削減などについては、少子化対策の各施策に逆行するものだというふうに思うのでございます。

以上、市民の十分な理解が得られていない、提案が拙速、官製ワーキングプア、経済的貧困が少子化に拍車をかけるなど、多くの課題があります。主な3点を理由として申し上げて私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「議長」の声あり)

後藤議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。(「同じく第48号議案に対してであります」の声あり)賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)

それでは、議第48号賛成討論について後藤健

一郎議員の発言を許します。後藤議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案の主たる内容は、今後、市立図書館に指定管理者制度を導入できるようにするための条例改正であります。

まずは、この議案を審議するに当たり、今定例会に出されている議案に加え、8月21日の議員懇談会にて、市立図書館の指定管理者制度導入についての調査結果が提出されております。

そちらには、県内の導入自治体に対するアンケート調査、県内未導入自治体に対するアンケート調査、他自治体での受託事業者へのアンケート調査及び現地での聞き取り調査、県内外の指定管理者制度導入図書館の現地視察などを行い、それを踏まえたメリット・デメリット両論の詳細が記載されておりました。

当局は大分時間をかけて調査を行い、その内容について審議を行う私たち議員へしっかりと情報提供がなされていると思っております。

先ほど渡邊議員から反対討論がございましたが、現在の市立図書館の評価は高いので、指定管理者制度を無理に導入しなくてもいいのではないかと、現在の開館日数や開館時間に、これ以上の改善の余地はあまりないのではないかなど、先ほど月光委員長の報告があったほかにも委員会で多数意見が出されましたし、私自身も数回質疑を行ったところであります。

また、委員からは、指定管理者制度が導入された県内他自治体の図書館に実際行って見たところ、貸出しや返納のシステムが充実されていたという意見も出されておりました。

議案説明の中では、図書館が行ってきた事業、とりわけ読書普及事業、例えばさくらんぼ俳句大会や図書館まつり、ボランティアグループによるおはなし会、ブックスタート事業、そうい

った各種事業は、基本的には全て継続してもらうことを考えており、その上で、さらに指定管理者の読書普及事業に関わる独自事業などを提案してもらいたいとのことでした。

今年3月の荒木議員の市立図書館の将来像についてという一般質問に対し、教育長は「読書の盛んなまちづくりをより一層推進し、老若男女を問わず、誰でもいつでも気軽に快適に利用できる文化の拠点施設としての図書館を目指すとともに、指定管理者制度の導入について検討を進め、市民のニーズに対応したサービスの向上を図りながら市民の読書活動や生涯学習活動を支援してまいりたい」と答弁しておりました。

今回の委員会の質疑でも、担当課では将来像をそのように答弁しております。

そういった目指すべき将来像に向け、これまでやってきた事業を継続しながら、さらに民間専門業者が持つ高い専門性やノウハウ、創意工夫を活用して、多様化する市民ニーズ・利用者ニーズに対応することができるのであれば、私は指定管理者制度の導入は適切だと考えます。

委員会の中では、「挙げられた質問事項や、さきの資料に記載されていたデメリットを解消すべく、行政と指定管理者で密に連絡を取り合うとともに、図書館管理及び運営業務が適切に行われているのか、しっかりと目を見開いてチェックをしていく」との答弁もありましたし、私も賛成をする以上、これからの推移はしっかりとチェックしていきたいと思っております。

私は、委員会の中でも質疑で確認いたしましたが、この指定管理者制度の導入は、コスト低減ありきではないということでありましたので、図書館サービスのさらなる向上、多様なニーズへの対応、そして市中心部のさらなる活性化を期待して、この議案に賛成いたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第48号を除く議第46号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号及び議第49号の2案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第48号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第23、議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。
ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によ

り、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会案第4号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

発 言 の 取 消 し

- 柏倉信一議長 この際、お諮りいたします。
8番佐藤耕治議員から9月8日の本会議の一般質問での発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありました。
この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。

よって、佐藤耕治議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

閉 会 午前11時03分

- 柏倉信一議長** これにて令和5年第3回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 児 玉 崇

会議録署名議員 沖 津 一 博

令和5年9月11日（月曜日）決算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（1名）

8番 佐藤耕治 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	布川善久	さくらんぼ観光 課長補佐
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長
小林博之	病院事務長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
大沼勇	監査委員	後藤健一郎	監査委員
渡邊昭	監査委員 監事		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和5年9月11日(月) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 認第 1号 令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 2号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 3号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 4号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 5号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 6号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 7号 令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 9 議第43号 令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 10 議第44号 令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時48分

- 東海林茂美事務局長 初めての決算特別委員会でございますので、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の荒木春吉委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 荒木春吉臨時委員長 それでは、初めての決算特別委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会
正副委員長の互選について

- 荒木春吉臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には太田芳彦委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には太田芳彦委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いします。

○**太田芳彦委員長** ただいま委員長を仰せつかりました太田芳彦です。これから2年間、委員長を務めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には野口康一郎委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には野口康一郎委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いします。

○**野口康一郎副委員長** ただいま決算特別委員会の副委員長を仰せつかりました野口康一郎です。委員長をサポートし、職務に取り組んでまいりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

議 案 上 程

○**太田芳彦委員長** 日程第2、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○**太田芳彦委員長** 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○**柏倉信一会計管理者(兼)会計課長** おはようございます。

令和4年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和4年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が52億1,342万円で、前年度比3.6%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,468万8,000円で、0.5%の減。

第3款利子割交付金は158万7,000円で、49.3%の減。

第4款配当割交付金は1,379万4,000円で、

9.5%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は968万9,000円で、51.2%の減。

第6款法人事業税交付金は6,668万3,000円で、20.8%の増。

第7款地方消費税交付金は10億4,735万9,000円で、4.2%の増。

第8款環境性能割交付金は1,112万7,000円で、19.4%の増。

5ページ、6ページを御覧ください。

第9款地方特例交付金は5,081万円で、70.8%の減。

第10款地方交付税は48億3,222万4,000円で、2.1%の減。

第11款交通安全対策特別交付金は645万3,000円で、11.4%の減。

第12款分担金及び負担金は9,149万4,000円で、10.2%の減。

第13款使用料及び手数料は7,780万3,000円で、4.4%の増。

第14款国庫支出金は36億9,539万2,000円で、10.7%の減。

第15款県支出金は17億2,541万1,000円で、21.3%の増であります。

7ページ、8ページを御覧ください。

第16款財産収入は4,310万円で、4.4%の減。

第17款寄附金は41億6,702万8,000円で、5.6%の増。

第18款繰入金は26億3,029万5,000円で、13.5%の減。

第19款繰越金は5億3,396万7,000円で、8.9%の減。

第20款諸収入は14億2,072万2,000円で、10.6%の増。

第21款市債は13億1,750万円で、1.3%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額270億9,055万1,000円で、前年度比1%の減であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億5,995万4,000円で、3.3%の減。

第2款総務費は80億4,686万7,000円で、8.3%の増。

第3款民生費は67億4,564万1,000円で、9.1%の減。

第4款衛生費は23億8,917万2,000円で、37.8%の増。

第5款労働費は2,197万8,000円で、0.1%の減。

第6款農林水産業費は7億9,849万4,000円で、62.8%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は17億8,075万8,000円で、20.2%の減。

第8款土木費は21億2,610万3,000円で、18.5%の減。

第9款消防費は6億2,972万円で、2.2%の増。

第10款教育費は17億9,836万9,000円で、0.1%の増。

第11款災害復旧費は2,787万9,000円で、88.9%の減。

第12款公債費は15億6,504万4,000円で、3.8%の減であります。

以上、歳出合計は支出済額260億8,998万6,000円で、前年度比1.1%の減であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は10億56万5,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源7,374万4,000円を差し引いた実質収支額は9億2,682万1,000円で、前年度比5.4%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金

に4億7,000万円を繰り入れ、残る4億5,682万1,000円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税は収入済額7億989万2,000円。

第4款県支出金29億1,651万3,000円。

第6款繰入金3億2,697万5,000円。

第7款繰越金1億5,973万円などです。

歳入合計は41億1,921万5,000円で、前年度比0.5%の増であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額28億3,422万4,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金9億4,456万3,000円などです。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は40億5,203万5,000円で、前年度比2.8%の増です。この結果、歳入歳出差引き残額は6,717万9,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億9,778万8,000円。

第3款繰入金1億3,465万3,000円などで、歳入合計は5億5,639万2,000円で、前年度比3%の増です。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億2,891万8,000円などで、歳出合計は5億4,498万6,000円で、前年度比3.1%の増であ

ります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,140万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億2,778万9,000円。

第3款国庫支出金11億2,058万7,000円。

第4款支払基金交付金10億9,235万1,000円。

第5款県支出金6億311万2,000円。

第7款繰入金6億3,828万4,000円などです。

歳入合計は46億1,357万8,000円で、前年度比1.6%の増です。

次に、歳出であります。26ページ、27ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額39億6,512万3,000円。

第4款地域支援事業費1億6,093万7,000円などであり、歳出合計は44億2,960万円で、前年度比2.7%の増です。

28ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は1億8,397万8,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

29ページ、30ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額1,263万6,000円などであり、歳入合計は2,590万6,000円で、前年度比2.1%の増です。

次に、歳出であります。31ページ、32ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額2,018万

8,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比1.5%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は571万8,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

33ページ、34ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万8,000円。

第2款醍醐財産区17万1,000円。

第3款三泉財産区49万7,000円で、歳入合計は86万6,000円で、前年度比26%の増であります。

次に、歳出であります。35ページ、36ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額9万1,000円。

第2款醍醐財産区15万4,000円。

第3款三泉財産区41万9,000円で、歳出合計は66万4,000円で、前年度比41.6%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は20万2,000円となり、これは翌年度へ繰越しをしております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいませようお願い申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** おはようございます。

認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書1ページを御覧ください。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の第1款病院事業収益の決算額は、前年度比3.1%増の20億3,168万4,000円で、支出の第1款病院事業費用の決算額は前年度比0.6%増の19億7,507万2,000円であります。

次に、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比41.9%増の1億2,460万円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比26.3%増の1億7,041万7,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,581万7,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書であります。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計15億6,779万5,000円であります。

2の医業費用は、給与費のほか診療等に係る材料費、施設の維持管理経費及び減価償却費などが主なもので、合計19億3,195万3,000円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金や他会計補助金、県補助金など合計4億6,222万2,000円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計5,941万円であります。

この結果、経常利益は3,865万3,000円となり、5の特別利益、6の特別損失がございませんので、当年度純利益は経常利益と同額の3,865万3,000円となりました。

これから前年度繰越欠損金3,900万2,000円を

差し引いた当年度未処理欠損金は34万8,000円となりました。

次に、4ページを御覧ください。

剰余金計算書及び欠損金処理計算書ですが、先ほど申し上げました当年度未処理欠損金34万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が11億7,920万3,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,025万3,000円を加え、合計11億9,950万8,000円であります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品合計4億9,114万円であります。

この結果、資産合計は16億9,064万9,000円あります。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計2億5,910万4,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債、引当金など合計2億2,922万5,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,899万円から長期前受金収益化累計額1億7,688万6,000円を差し引いた8,210万3,000円となり、この結果、負債合計は5億7,043万4,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は10億8,250万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が34万8,000円で、剰余金合計は3,771万1,000円となり、資本合計は11億2,021万5,000円あります。

この結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は16億9,064万9,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく御申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○**伊藤 孝上下水道課長** おはようございます。

議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算書1ページを御覧願います。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比3.1%減の10億7,878万8,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比2.8%減の9億6,605万9,000円あります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比23.1%減の1億5,107万6,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比24.9%増の6億55万8,000円あります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額4億4,948万2,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計7億9,895万8,000円あります。

2の営業費用は浄水及び配給水費など合計8億8,489万円であります。

3の営業外収益は受託金、長期前受金戻入、他会計補助金など合計1億9,852万7,000円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計3,357万2,000円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は367万7,000円であります。

この結果、当年度純利益は7,534万6,000円であり、これに前年度繰越利益剰余金5,732万1,000円を加えた当年度末処分利益剰余金は1億3,266万7,000円であります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。前年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高5,732万1,000円に当年度純利益7,534万6,000円を加えることにより、当年度末残高は1億3,266万7,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は9億3,111万9,000円となったところであります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は104億4,634万円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計は30億3,836万7,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計74億797万3,000円あります。

その結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は104億4,634万円となり、前に申し上げた資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億3,266万7,000円から利益積立金に1,530万円、建設改良積立金に6,000万円、合計7,530万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,736万7,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、8ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく御願申し上げます。

続きまして、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

決算書1ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は前年度比3.3%減の15億2,020万2,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は前年度比4.1%減の14億2,114万2,000円あります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は前年度比21.7%減の4億8,622万4,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比11.6%減の10億2,080万3,000円あります。この結果、収入が支出に対して不足する額5億3,457万9,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計6億3,000万1,000円であります。

2の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計12億4,725万6,000円であります。

3の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計8億3,512万4,000円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計1億3,772万7,000円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は292万9,000円であります。

この結果、当年度純利益は7,721万3,000円あります。これに前年度繰越利益剰余金13万8,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は7,735万1,000円あります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく3億1,250万8,000円あります。

次に、利益剰余金であります。昨年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高13万8,000円に当年度純利益7,721万3,000円を加えることにより、当年度末未処分利益剰余金残高は7,735万1,000円あります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は228億5,813万1,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益であり、負債合計192億962万4,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金であり、資本合計36億4,850万6,000円

となり、負債と資本の合計、負債資本合計は228億5,813万1,000円で、前の資産合計と同額となるものでございます。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高7,735万1,000円から減債積立金に2,160万円、利益積立金に5,560万円、合計7,720万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高15万1,000円は翌年度に繰越しとなるものでございます。

なお、9ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○太田芳彦委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されまじよう御協力願います。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○太田芳彦委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第43号、議第44号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前10時41分

○太田芳彦委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

令和5年9月22日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	10番	渡邊賢一	委員
11番	伊藤正彦	委員	12番	古沢清志	委員
13番	太田芳彦	委員	14番	沖津一博	委員
15番	荒木春吉	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長
小林博之	病院事務長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興課長
大沼勇	監査委員	後藤健一郎	監査委員
渡邊昭	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和5年9月22日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第43号 令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第44号 令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 11 質疑・討論・採決
 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○太田芳彦委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○太田芳彦委員長 日程第1、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

議案上程

○太田芳彦委員長 日程第10、分科会審査の経過

並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○太田芳彦委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

〔安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇〕

○安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月11日及び12日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第43号及び議第44号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第6号、認第1号、議第43号、議第44号の順で審査を行うこと、また、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第12款、歳出第13款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「税の公平性を保つためにも効果的な滞納整理が必要と考えるが、今後の取組は」との問いがあり、当局より「滞納整理に関して、財産調査等をシステムで行えるものを導入しており、大いに活用し滞納整理を進めていきたいと考えております。また、個人住民税については、県との協働による滞納事案検討会や共同催告などの対策も講じており、様々な方法で取り組んでいきます」との答弁がありました。

委員より「固定資産税について、滞納繰越分の収入未済額が1億300万円ほどとなっており、大きいと感じる。空き家の問題などもあると思うが、未収金を減らすための考えは」との問いがあり、当局より「固定資産は財産として残るものであり、滞納が累積しがちだと認識しています。建設管理課とも協力し、踏み込んだ対応ができるよう検討を重ねます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当

局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「商工業資金融資円滑化事業について、全国的には企業の倒産や廃業が多くなってきたと言われているが、本市の状況は。また、今後の支援策は」との問いがあり、当局より「本市における倒産等に関する大きな動きは現在のところ確認されておりません。また、今後について、現行の各種制度を御活用いただき、支援してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「テレワーク拠点整備事業について、今後の予定は」との問いがあり、当局より「今年度中に方向性及び事業内容を固め、来年度中に予算化することをめどに考えています」との答弁がありました。

委員より「慈恩寺観光振興事業について、ぐるぐるさがえの機能拡充については今後も続くのか」との問いがあり、当局より「多言語に対応するなどインバウンド需要に対応できるよう改修を進めていきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金管理事業について、ふるさと納税の寄附受付のためのポータルサイトを1社増やしたとのことだが、その理由と効果は」との問いがあり、当局より「サイトを増やすことで、本市をこれまで以上に多くの利用者の目に触れるようにし、PRの機会を増やすことが目的です。その結果、10月から半年間で2,200万円ほど当該サイトにて寄附を受付いたしました」との答弁がありました。

委員より「庁舎改修実施設計管理業務委託等について、電気室配電盤取替えを次年度に繰り越したとのことだが、その理由は」との問いが

あり、当局より「配電盤取替えについては、国際情勢やコロナ禍などの影響による半導体不足により年度内の配電盤の納品が難しいと納入業者より連絡を受け、次年度に繰り越したものです」との答弁がありました。

委員より「会計管理事業について、コード決済を利用した収納の今後の見通しは」との問いがあり、当局より「現在は税務課や市民生活課、上下水道課で積極的に取り組んでおり、今後伸びてくると考えております」との答弁がありました。

委員より「情報セキュリティ運営事業について、東北・新潟セキュリティクラウドへの移行をしたとのことだが、サーバー攻撃のような個人情報の漏えい等のリスクへの対応は十分なのか」との問いがあり、当局より「セキュリティクラウドはインターネット回線に向けた仕組みで、24時間常に人員配置の上監視がなされており、通信の安全性が確保されていると考えております。また、個人情報を扱うネットワークにつきましても、インターネットとは基本的に切り離した運用体制になっており、安全性が担保されていると考えております」との答弁がありました。

委員より「国際交流事業について、今後は市民が参加できるような事業を実施すべきと考えるが、見解は」との問いがあり、当局より「コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市民の方から参加いただけるような交流事業も考えていきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防施設整備事業について、各消防団のホースなどの点検はどのぐらいのサイクルで行っているのか」との問いがあり、当局より「消防団のホースについては、各分団から2年に1回調査していただいております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中山間地域活性化推進事業では、負担金や補助金、交付金が主なものだが、その詳細は」との問いがあり、当局より「平場ではなく傾斜地で生産を行う7つの組織に対して拠出したものです。主な内容は、水の確保や除草作業、農業の維持管理のためのものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路新設改良事業について、ほなみ団地陵東中学校線について、物件移転補償及び用地補償、また工事の進捗状況は」との問いがあり、当局より「8月末時点において、物件移転補償及び用地補償には54軒中44軒の方から御協力いただいております。また、工事については、西根小学校旧道から300メートル区間について、擁壁道路改良工事が完了している状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「前年度に比べ未収金が増加しているが、今後の対策は」との問いがあり、当局より「下水道使用料については、水道料金と併せて未収金対策を行っております。給水停止等による対策を令和4年度からはその頻度を上げ2か月に一度行っております。また、随時訪問や電話等で納入指導を行い、滞納額が大きくなるような対応をしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○太田芳彦委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに認第2号から認第5号ま

で並びに認第7号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号中歳出第4款、歳出第3款の一部、歳出第2款の一部、歳出第10款、その後、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「救急医療対策事業について、AEDは事故現場等において救命の可能性を向上させる大変重要なものであるが、コロナ禍になり貸出回数が非常に減っていると思う。令和4年度の貸出回数はどうであったか」との問いがあり、当局より「コロナ禍になり、AEDの貸出しを行っているイベント等の開催数が減少しましたが、令和4年度においては少しずつそれらが再開されてきたため、貸出回数も増えております」との答弁がありました。

委員より「自殺対策事業について、自殺者数はどのように推移しているか。また、コロナ禍の影響などはあったのか」との問いがあり、当局より「警察庁より公表されているデータによりますと、自殺者数は令和元年が3名、令和2年が5名、令和3年が8名になっています。また、警察庁でまとめている調査結果を確認したところ、コロナ禍との明らかな関連は認められませんでした。自殺対策としては、ゲートキーパー養成講座を年6回開催しており、昨年度は158名のゲートキーパーを養成しました。そのほかにもSOSの出し方講習会やSOSを受け止める講習会も実施しており、支援が必要な方を直接的にサポートすることはもちろん、間接的にも支えていけるような仕組みづくりを実施しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふれあい配食サービス事業について、このサービスを受けている方の人数はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「ふれあい配食サービスの登録者数は、令和元年度が164人、令和2年度が188人、令和3年度が229人、令和4年度が186人となっています。前年度に比較し登録者数は減少しておりますが、配食の回数及び延べ配食数は微増しています」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援給付事業について、11か所の認定こども園などの施設に対する給付等はどのような基準で行われているのか」との問いがあり、当局より「子供や保育士の人数、配置面積や障がい児の人数などを加味し、国の公定価格に基づいて算定し支給しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「スクールバス運行事業について、スクールバスの購入から10年以上が経過していると思うが、今後の更新等についての方針は」との問いがあり、当局より「現在使用しているスクールバスは平成23年度に購入したのですが、3か月ごとの点検や1年ごとの車検も確実に実施しており、車両の整備等については万全を期しております。更新の時期については、学

校施設整備計画に合わせて検討が必要であると
考えております」との答弁がありました。

委員より「教育支援推進事業について、寒陵
スクールはどのような内容で運営したのか」と
の問いがあり、当局より「文化センターの勤労
青少年ホーム内で運営しております。小学1年
生から中学3年生までの全ての学年を1つの部
屋に受け入れる形を取っており、その中で5名
の教員が分担して指導を行っております。参加
する児童生徒の学年に合った学習活動のほか、
スクール内の異年齢の子供たち同士で二の堰や
近隣の公園へ出かけるなどの校外学習も行って
おります」との答弁がありました。

委員より「郷土館保存事業について、郷土館
の年間の入館者数は」との問いがあり、当局よ
り「令和4年度の入館者数は1,515人でした。
令和4年度は、特別展「寒河江を治めた大江
氏」を開催し、その間においては883人の方に
御来館いただきました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ
て原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康
保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議
題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました
が、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採
決の結果、賛成多数をもって原案を了とするこ
とに決しました。

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを
議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました
が、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、
賛成多数をもって原案を了とすることに決しま
した。

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と
し、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質
疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多
数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定
審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に
入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採
決の結果、賛成多数をもって原案を了とするこ
とに決しました。

次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事
業会計決算の認定についてを議題とし、当局の
説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、
討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって
原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と
結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○太田芳彦委員長 日程第11、これより質疑・討
論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質
疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会
計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和
4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について、認第3号令和4年度寒河
江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について、認第4号令和4年度寒河江市介護
保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認
第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同
設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認

第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 会 午前9時57分

○太田芳彦委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 荒 木 春 吉

決算特別委員会委員長 太 田 芳 彦

令和5年9月11日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
9番	後藤健一郎	委員	10番	渡邊賢一	委員
11番	伊藤正彦	委員	12番	古沢清志	委員
13番	太田芳彦	委員	14番	沖津一博	委員
15番	荒木春吉	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（1名）

8番 佐藤耕治 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	東海林恒	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
白田純一	商工推進課長	布川善久	さくらんぼ観光 課長補佐
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和5年9月11日(月) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第45号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時53分

○古沢清志委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第1、議第45号令和5年
度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題
といたします。

議 案 説 明

○古沢清志委員長 日程第2、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますの
で、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑に入
りますが、各委員の所属する分科会の審査案件
に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算
に関わる部分に絞って発言され、また、執行部
におきましても、質問者の意をよく捉えられ、
簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願
います。

初めに、議第45号第1表中歳入全部について
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありません
か。沖津委員。

○沖津一博委員 歳出第3款、私はこの事業に、

3目に直接反対するものではありませんが、この機会でないといけないのでお伺いをしたいと思います。

寒河江市は子育てに非常に力を入れて、市内からも、うちを建てる際には住宅の補助とか、いろんなことをやって、市外から人口を増やすために子育て支援をやっておることは存じておりますが、私の知り合いです、山形からこのたび西根地区にうちを建てて、今年の秋ぐらいですか、移る予定だということですが、あの保育所ですね、にしね保育所に申し込んだところ、いっぱい入れないということになります。

非常に寒河江は子育て支援に頑張っていて、寒河江に来て子育てしようかなと思って、前向きに非常に明るい気持ちで来たところが、保育所に入れないということで、大変がっかりしている方がおられます。そういったことに対してどのように感じておられるのか、お伺いしたいと思います。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答え申し上げます。

やはり年度途中から転入してきた方につきましては、なかなか空きがございまして、子育て推進課としても大変苦慮しているところであります。

いろんな民間施設のほうでも、人数拡大のために施設を新しくするとか、そういった動きもございまして、それらと併せて、あと市立保育所のほうも今後どうするか、人数なども併せて調整を図りながら対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 年度途中ということですがけれども、例えば来年の4月に転入しますといった場合に、入れる保証というのはあるんですか。

○古沢清志委員長 志鎌課長。

○志鎌重美子育て推進課長 来年度の転入も、既に4月の段階で寒河江のほうに住所を移すという方につきましては、9月から今始まっておりますが、受付をしております、その際に住所を異動してくれるという確約をいただければ、まず入所のほうは優先的に進めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 9月に申し込みれば来年入れるという理解でよろしいですか。

○古沢清志委員長 志鎌課長。

○志鎌重美子育て推進課長 必ず確約するものではございませんが、やはりその中でも優先順位というのがございまして、御両親の働き具合ですとか、その他いろんな条件を精査させていただいて決定してまいりますので、ちょっとこの場でお約束することはできませんが、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○古沢清志委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 山形からせつかく寒河江に住みたいということで、うちを建てて来るわけでありますから、市外から来た方を優先的に入れるようなことも考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第45号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第45号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表
厚生文教分科会	議第45号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款

散 会 午前10時59分

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和5年9月22日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	東海林恒	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和5年9月22日(金) 決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第45号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時59分

- 古沢清志委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 古沢清志委員長 日程第1、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子委員長。

[安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇]

- 安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月12日、委員6名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第45号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款から歳出第8款まで並びに第2表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金管理事業について、現在の寄附金の受付状況及び10月の告示改正を踏まえた今後の見通しは」との問いがあり、当局より「寄附金について、8月末時点で11億7,000万円ほど受付しております。9月中には、現計予算どおり15億円の達成を見込んでおります。また、10月の告示改正による影響がどの程度になるかを予想するのは難しいため、現時点で見込める数字として5億円とさせていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「いこいの森再整備事業について、鳥獣対策も含まれるのか」との問いがあり、当局より「安全対策として、電気柵とアニマルセンサーの設置を計画しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月13日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第45号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款及び歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「戸籍住民基本台帳事務事業について、本籍地以外の市区町村で戸籍証明を取得できるようにするためのシステム改修に係る経費とのことだが、全国で取得が可能になるということか」との問いがあり、当局より「この改修により、全国の市区町村で取得が可能となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童対策事業と子ども・子育て支援給付事業の子ども・子育て支援給付事業補助金について、放課後児童クラブと保育所への燃料等高騰に対する補助ということだが、金額はそれぞれどのようになるのか」との問いがあり、当局より「保育施設については、定員が25名未満、25人から50人未満及び50人以上の3段階に分けた上で、それぞれ10万円、20万円、40万円の助成を考えております。放課後児童ク

ラブにつきましては、開所時間が保育施設より短い等の理由から一律10万円の助成を考えております」との答弁がありました。

委員より「社会福祉総務事業について、このたびの補正は灯油購入費等を助成するためのものであり、助成の対象として東日本大震災による避難者世帯も含まれているとのことだが、当該世帯についてはどの程度の世帯数を見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「避難者世帯を約20世帯と見込み、そのうち半分の10世帯を対象として計上しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第45号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「休廃止鉦山鉦害防止対策事業について、当初予算にも同様に護岸工事のための予算が計上されているが、当該事業と今回の補正に係る事業との違いは」との問いがあり、当局より「当初予算の事業は、令和2年度に災害で崩れた護岸の整備を行うもので、既に発注しております。このたびの補正は、令和4年の春に今年度整備中の箇所ですぐ近くで新たに護岸の崩れがあった部分について、工事のための測量設計を行うものです」との答弁がありました。

委員より「新型コロナウイルスワクチン秋開始接種の体制整備のための補正とのことだが、集団接種は実施するのか」との問いがあり、当局より「本市においては、令和4年度に集団接種を終了し、今年度より市内22の医療機関において個別接種を実施しているところであり、秋開始接種についても個別接種になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過

と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第45号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時10分

○古沢清志委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証する
ために署名する。

予算特別委員会委員長 古 沢 清 志